

令和元年第2回(6月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	6月12日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問
第2日	6月13日	木	本会議	一般質問
第3日	6月14日	金	休 会	【閉会中の継続調査申出期限】
第4日	6月15日	土	休 会	
第5日	6月16日	日	休 会	
第6日	6月17日	月	休 会	議事整理
第7日	6月18日	火	本会議	議案審議 (質疑・討論・採決)

令和元年第2回（6月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（6月12日）（水曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 一般質問	
城後 光 議員	5
(1) 男性の家事・育児参加を促進する取り組みについて	
太田 一彦 議員	22
(1) 岩峠駐車場の有料化について	
(2) 波佐見町環境保全条例について	
石峰 実 議員	35
(1) スマート農業等、今後の農林業振興について	
(2) 新庁舎建設の基本計画策定等について	
百武 辰美 議員	51
(1) 汚水処理施設について	
(2) 公共施設の管理について	
北村 清美 議員	66
(1) 消防団について	
(2) 人口減少の歯止めについて	
1. 散 会	82

第2日目（6月13日）（木曜日）

1. 開 議	84
1. 一般質問	
堀池 主男 議員	84
(1) 本町職員の健康管理と勤務体制について	
(2) 教育行政について	
福田 勝也 議員	105
(1) 人口減少について	
(2) スポーツ振興について	
尾上 和孝 議員	120
(1) 子ども達の安心安全について	
(2) 子ども貧困対策について	
脇坂 正孝 議員	134

(1)参議院議員選挙等における投票率の向上対策について	
(2)食品ロスの削減について	
(3)児童・生徒の健康維持について	
三石 孝 議員	148
(1)少子高齢化に伴う委託事業の対応について	
(2)教育行政について	
(3)災害および事故対策について	
1. 散 会	165

第7日目（6月18日）（火曜日）

1. 開 議	168
1. 諸報告	168
1. 提案要旨の説明	168
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	168
平成31年度予算・条例・専決処分の承認を求めることについて・報告	
1. 発議第2号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める」意見書	206
1. 議員派遣の件	209
1. 閉会中の継続調査	210
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 閉 会	210

第1日目（6月12日）（水曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1) 委員会報告
 - (2) 議員派遣報告
 - (3) 例月現金出納検査結果の報告（2、3、4月分）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 町政に対する一般質問

第1日目（6月12日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 官 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和元年第2回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから、諸般の報告を行います。

委員会報告、議員派遣報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 城後光議員、3番 横山聖代議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの7日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに令和元年第2回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

6月に入り、新緑鮮やかで初夏を思わせる季節となり、日に日に暑くなってまいりましたが、豪雨等による災害が多発するシーズンとなり、6月5日に波佐見町防災会議を開催し、災害に対する備えを確認したところであります。例年であれば、既に梅雨入りしているところですが、ことしは東海から東北南部が6月7日に梅雨入りし、九州北部はまだ梅雨入りしていません。このまま推移すると、ことしの梅雨は空梅雨で渇水と梅雨末期の豪雨が心配されます。本町で想定される災害は、豪雨による急傾斜地の崩壊や河川の氾濫等によるものでありますので、人命の安全を第一に、常に緊張感をもって、早目早目の対応で最小限の被害にとどめるよう、関係機関団体等、地域防災組織と一体となり、万全の対策を講じてまいります。

さて、日を追ってみますと、3月下旬には、田ノ頭郷や舞相の教育委員会分室のしだれ桜と田ノ頭郷から岳辺田郷までの約7キロにわたる河川の遊歩道の桜も見事に開花し、双方とも天候に恵まれ、多くの人出でにぎわいました。また、30日には本町で初めての試みとなるONSEN・ガストロノミーウォーキングが南小学校駐車場を発着点として、約9キロの春爛漫の河川路を県内外の270名の参加を得て開催され、途中8カ所で地元産の食材を用いた料理が振る舞われ、スタッフの心温まるおもてなしもあり、99%の方が満足して帰られました。さらに、ことしは30日、31日に開催された中尾山桜陶祭と鬼木まつりにも桜が満開の中、多くの人出でにぎわいを見せました。

4月は年度の始まりで、小中高等学校の入学式がありましたが、6月に入り、子供たちも徐々に新しい環境になれてきているのではないかと考えています。

そのような中、町内各小学校では5月26日に運動会が開催されましたが、随所で熱中症対策をとられ、事故もなく元気はつらつ、全児童が一体となって、すばらしい演技を見せてくれました。特に、入学して間もない1年生の一生懸命頑張っている姿が非常に印象的でした。町内全ての子供たちが健やかにのびのびと成長することを心から願っています。

さて、5月1日には新天皇が即位され、元号も平成から令和へと改められ、新しい時代の幕開けとなりました。そのような中、5月25日から国賓として来日された米国トランプ大統領

領夫妻との会見や、宮中晩さん会では、通訳を介せず、品格と教養溢れる接遇により、国の内外から絶賛の声が聞かれ、新たな皇室外交のスタートとなりました。また、ことしは即位の日が祝日とされたため、4月27日から5月6日までの10連休となり、本町最大のイベントであります第61回陶器まつりにおいては、10日間の連休や雨天の影響もあって、昨年より1万3,000人少ない31万6,000人のお客さんでありましたが、ことしは特に、若い女性が多く見られ、生活を豊かにする波佐見焼の購入を目的とするお客さんに絞られたのか、大変なにぎわいを見せていました。駐車場につきましては、長崎キャノン株式会社様の御厚意により、ことしも期間中、職員駐車場を無償でお貸しいただき、車の渋滞対策に大きく御貢献いただきました。ここに改めて、感謝とお礼を申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第29号 波佐見町森林環境譲与税基金条例については、森林環境税が令和6年度から導入されますが、国においては、森林環境譲与税として令和元年度から先行導入されることになり、森林環境譲与税を有効活用するために、本条例を制定するものであります。

議案第30号 専決第1号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が3月29日付で改正され、4月1日付で施行されたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第31号 専決第2号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令等の一部が3月29日付で改正され、4月1日付で施行されたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第32号 専決第3号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）は、さきの町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて補正したもので、歳入歳出予算の総額から5,300万円を減額し、補正後の予算総額を72億5,800万円としたものであります。歳入では、町税、地方消費税交付金、地方交付税の増額及び国県支出金、基金繰入金等の減額で、歳出では、庁舎建設基金積立金、ふるさとづくり応援基金積立金等の増額及びふるさとづくり応援寄附金謝礼品費、障害者総合支援事業費、市立保育園、認定こども園施設型給付費等の減額が主なもので、その他各費目にわたって事務事業の実績見込みによる予算の整理をしています。

議案第33号 専決第4号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に2,140万円を追加し、補正後の予算総額を16億3,600万円とし

たものであります。歳入では、国民健康保険料、県支出金の増額及び諸収入の減額が主なもので、歳出では、保険給付費、保険事業費の減額で、余剰財源を予備費で調整しています。

議案第34号 専決第5号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から90万円を減額し、補正後の予算総額を1億6,550万円としたものであります。歳入では、諸収入等の減額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び総務費、諸支出金の減額を行い、予備費で財源調整をしています。

議案第35号 専決第6号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から155万円を減額し、補正後の予算総額を13億4,990万円としたものであります。歳入では、国庫支出金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出では、基金積立金の増額及び保険給付費、地域支援給付費の減額が主なもので、余剰財源を予備費で調整しています。

議案第36号 専決第7号 平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から241万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億620万円としたものであります。歳入では、一般会計繰入金、町債等の減額、歳出では総務費及び建設費の減額であります。

報告第1号は、平成30年度波佐見町一般会計予算において、年度内にどうしても完了できなかった事業について、次年度への繰越明許費として地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第4．町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、昨年9月議会一般質問で触れましたが、より踏み込んで、男性の家事・育児参加を

促す取り組みについて質問いたします。

少子高齢化が進む中で、女性が社会参加しやすい仕組みづくりは、本町が今すぐ注力すべき課題であると考えます。男性の家事・育児参加を町職員が自ら率先して行っていくことで、女性の社会参加に対する問題点を認識し、もろもろの課題を解決していくことにつながっていくと考えまして、以下を質問いたします。

(1) 現行の子育て支援サービスにおける課題をどう認識しているのでしょうか。本町の子育て世代では、共働きの核家族世帯が多くなっています。長期の連休時に、子育て支援サービスが一斉に休業し、仕事に支障が出るため、何らかの託児サービスを提供してほしいという要望も多く聞かれました。このように、現状の子育て支援サービスにて対応できていない課題にはどのようなものがあるのでしょうか。

(2) 特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況はどうなっていますでしょうか。町職員が仕事と子育ての両立を図ることができるように策定された特定事業主行動計画に基づき、父親休暇取得推進などの子育てしやすい職場環境づくりに取り組まれています。進捗と今後の課題はどうなっていますでしょうか。

(3) 男性の家事・育児参加を促す職員教育は十分に行っていますでしょうか。ワークライフバランスの実現のために、男性の家事・育児参加を促す取り組みは非常に重要であると考えます。女性職員の割合も増えている中、役場が率先して男性の家庭参加を促す必要がありますけれども、職員に対して十分な教育を行って、なおかつ、家族からも意見聴取を行い、取り組みの改善に努めているのでしょうか。

(4) 正職員以外の現場職員からの意見聴取及びその反映方法はどうなっているのでしょうか。住民福祉にかかわる各種事業においては、臨時職員及び外部機関に業務を委託しているケースも多く、利用者の声が責任者に対して届きにくい状況があります。適切に意見把握するために、どのような対応を行っているのでしょうか。

(5) 本町全体において、男性の家事・育児参加を促すためにどのような計画があるのでしょうか。本町は従業員規模の小さな事業者が多く、また、女性の従業者も比較的多い状況にあります。このため、行政としての強力な後押しがなければ、男性の家庭参加を促すことは困難であると考えます。この環境を変化させ、女性が社会参加しやすい町づくりをどのように進めていく考えでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、男性の家事・育児参加を促進する取り組みについて。少子高齢化が進む中で、女性が参加しやすい仕組みづくりは、本町が今すぐに注力すべき課題である。男性の家事・育児参加を町職員自ら率先して行っていくことで、女性の社会参加に対する問題点を認識し、もろもろの課題を解決していくことにつながっていくと考え、まず、現行の子育て支援サービスにおける課題をどう認識しているのかと。また、本町の子育て世代では、共働きの核家族世帯が多い。長期連休時に子育て支援サービスが一斉に休業し、仕事に支障が出るため、何らかの託児サービスを提供してほしいという要望も多く聞かれる。このように、現状の子育て支援サービスにて対応できていない課題にはどのようなものがあるかという御質問ですが、ことしのゴールデンウィークは10連休という長期の休暇となりましたが、この間、町内の認定こども園、私立保育園並びに学童クラブにおいては、一部を除きほとんどの施設が初日の土曜日だけ開所し、あとの九日間を暦どおり休暇としました。これに先立ち、県のこども未来課から、この長期連休に対する各施設の対応について調査があり、担当係からそれぞれに聞き取り調査をいたしました。町内各施設も連休中の対応について、足並みをそろえるべく、事前に連絡を取り合いながら、最終的には暦どおり閉所とすることで統一されたとのことでした。その大きな理由となったのが、各施設に共通する課題ではありますが、保育士等の不足が挙げられます。どの施設もぎりぎりの人数で対応しており、休日等に一時預かり等で開所して保育士等を勤務させた場合、平日に代休を与えなければならず、ただでさえぎりぎりであるのに、代休取得者が出ると、平日の通常運営に支障が出てしまうとのことでした。そういった状況から、保育士等は緊急に休みをとりたいと思っても、日曜日の閉所日以外なかなか休ませられないといった厳しい状況があるため、連休中はどの施設もしっかり休ませたいという事情があり、結果的には長期連休中の閉所を決定したとのことでありました。なお、学童クラブ1施設については、保護者からの要望を受け、連休中の三日間、開所したとのことですが、他の施設においては、保護者からそういった要望はなく、そのことも長期連休中の閉所を決定した理由の一つとなっているようです。

(2)として、特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況はどうか。町職員が仕事と子育ての両立を図ることができるように策定された特定事業主行動計画に基づき、父親休

暇取得推進などの子育てしやすい職場環境づくりに取り組まれているが、進捗と今後の課題はという御質問ですが。平成28年から5年間の計画期間である特定事業主行動計画の進捗状況は、まず、勤務状況では、時間外勤務の時間数が一人平均の年間で平成27年度は140時間程度に対し、30年度では約200時間となっており、近年では増加傾向となっており、目標を大きく下回っています。ただし、棚田サミットやねんりんピック、選挙事務等の臨時的要因もあると思います。

年次休暇の取得では、28年度平均7.1日、29年度8.6日と目標の11日を下回っていますが、30年度は概数の推計ですが、10.82日になる見込みです。特別休暇の中で、夏季休暇の消化も数人を除いて三日間の取得ができています。子育てにかかわる休暇・休業では、女性職員の産前産後休暇と育児休業は100%の取得となっていますが、男性職員では、出産補助休暇や育児参加休暇の短期的なものは取得されていますが、長期にわたる育児休業を取得した職員の実績はありません。

課題として残るのは、休暇の取得をさらに増やしていくこと及び男性の育児休業に関し、取得しやすい職場環境の構築が挙げられると思います。また、人出不足の中、その間の臨時職員の確保も課題として残ります。

(3) 男性の家事・育児参加を促す職員教育は十分に行っているか。ワークライフバランス実現のために、男性の家事・育児参加を促す取り組みは非常に重要であるが、女性職員の割合も増える中、役場が率先して男性の家庭参加を促す必要があるが、職員に対して十分な教育を行い、なおかつ、家族からも意見聴取を行い、取り組みの改善に努めているかという御質問ですが。男性の家庭・家事参加に関しては、職員に対し特別な教育までは実施していません。年末年始の休暇や今回のような大型連休に入る前には、せっきくの機会であるので家庭サービスにも活用してほしいという趣旨を促しています。育児参加については、休暇や休業制度があることは職員にも理解されているものと思いますし、その活用は、最終的に職員個人の判断になるものです。今回の一般質問を機会に、対象となり得る職員に育児休業について少し考えを尋ねてみたところ、環境さえ整えば取得してみたいという意識を持っている職員は相当ありました。取得に踏み込めない理由はさまざまなようですが、係や課内での職責と育児休業を取得した場合の業務の執行に不安があることは否めない意見が多く、本町の場合は特に若い世代で係長の役職を担っているなどの状況にも起因しているものと思います。実際問題として、欠員が生じた場合は、臨時職員を雇用して急場をしのぐことになり

ますが、さきにも述べましたが、人事に関しても苦慮する実態があるのは現実です。対策としては、所属長をはじめ、職場内の業務分担を見直し、業務を平準化して対応するなど、周囲の職員の理解を得た上で、取得しやすい職場の環境づくりに努め、背中を押してやる必要があると考えています。職員の家族からも意見聴取を行うべきではないかとの考えですが、夫婦ともに職員であって、職場でコミュニケーションをとれる環境であればできないことはありませんが、実際には行っていません。また、家事・育児参加に関しては、プライベートにかかわるウエートが大きいと思いますし、その部分までかかわっている職場があるのか承知していませんが、まずは職員自身が夫婦間や家族の中で考え方を共有し、取り組みの方向を決めていくことが大切なことではないかと思います。

(4) 正職員以外の現場職員からの意見聴取及びその反映方法はという中で、住民福祉にかかわる各種事業においては、臨時職員及び外部機関に業務を委託しているケースも多く、利用者の声が責任者に対して届きにくい。適切に意見把握をするために、どのような対応を行っているのかという御質問ですが。現在、住民福祉に関する各種業務におきましては、議員お説のとおり、外部機関に委託しているものや臨時職員に業務をあたらせているものがあります。その中で、特に、障害者の日常生活に係る分野では、障害福祉サービスにおける民間事業所への委託があります。これについては、まず、障害者の方からサービスの利用申請を受けつけ、その後、障害の程度に応じたサービス内容や量を町が指定している相談支援事業所で調査を行い、本人の希望を聞いた上で、サービス事業所を選定しております。サービス期間については、個人によって異なり、最短で1年、最長で3年間となっておりますが、サービス期間終了前に更新手続をとり、全ての利用者に対して切れ目のないサービスの提供に努めています。しかし、サービスを提供する中で、そのサービスの量や質に不満を抱かれる利用者が出る場合がありますので、現在では半年ごとにモニタリングを実施し、利用されているサービスが本人に本当に合っているかどうかの調査を行い、もし合っていないとの声があれば、見直しをかけ、適切なサービスが行き届くよう対応している状況です。

また、子育て支援に係る分野では、子育て支援センター、きしゃぼっぼのセンター事業を臨時職員にあたらせているケースがあります。この支援センターでは、常勤1名、非常勤8名の臨時職員で対応していますが、全て保育士または看護師の資格を有している者を雇用しております。そのうち、常勤職員の1名については、長年、本町の職員として勤務し、退職に合わせて支援センターの常勤職員として雇用しておりますので、子育て支援係とは報告・

連絡・相談等の連絡調整を随時図りながら、緊急の案件がある場合は、常に職員と連携し、対応できる体制を整えております。しかしながら、利用者の声については、全て臨時職員をとおして入ってきたものであり、直接、係員が受けたものではありませんので、今後においては、利用者に対するアンケート調査等を実施しながら、利用者全員の声が直接、町に届くような仕組みづくりも考えていきたいと思っております。

次に、（５）本町において、男性の家事・育児参加を促すためにどのような計画があるか。本町は従業員規模の小さな事業者が多く、また、女性の従業者も比較的多い状況にある。このため、行政の強力な後押しがなければ、男性の家庭参加を促すことは困難であると考え。この環境を変化させ、女性が社会参加しやすい町づくりをどのように進めていく考えかという御質問ですが。本町においては、平成30年4月に第二次波佐見町男女共同参画計画を策定し、これまでの取り組みや、国県などの動向、町民意識調査の結果などを踏まえ、男女が互いに尊重され、ともに活躍できる社会の実現を通じて、より一層暮らしやすい波佐見町を目指しております。計画の構成としては、あらゆる分野における女性の活躍、安全安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備強化の四つの基本目標をもとに、11の施策の方針を立てております。男性の家事・育児参加を促すために、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しに関する施策として男性の家庭生活への参加を促進することとしており、夫婦パートナーシップ応援セミナー開催といった事業を実施しているところであります。男性の家庭生活への積極的な参画は、職業生活における女性の活躍が自己実現の促進、多様な人材が活躍する社会の実現、より充実した子育て環境の構築など、多くの好環境を生むことにつながるため、多様な働き方の普及や職場を取り巻く環境を整備し、仕事と生活の調和を推進してまいります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

質問の冒頭にも触れましたとおり、昨年9月の一般質問に引き続いて、男性の育児参加を推進する取り組みについて質問しているんですけども、私自身、昨年、子供が生まれまして、自分自身で一般質問を立ったことも踏まえて、自分自身が男性で育児参加をしないといけないなという心の意識を踏まえて質問させていただいた次第なんですけども、一番最初に質問してからまだまだ育児参加が足りないということで、妻からはお叱りを受けまして、こんなだったら二人目は考えられないということと言われて、それから非常に反省して、も

っと子育てに力を入れないといけなくなると、今やっています。まだまだ足りてないと思いますけど。

まず、再質問ということで町長にお伺いしたいんですけども、御自身で子育てされたとき、十分、父親として手伝いをされましたでしょうか。それと、今の時代であったら、そういう父親はどうなんだと思われませんか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全く今の時代には合っていない、私の時代は全く子供には関知しないと言いますか、時代的にそういう時代が、やっぱり家事・育児は女性なんだと、その持ち分だというようなそういう中で、自分の思うままと言いますか、時々、御機嫌とりにお世辞を言った程度で。しかしやっぱり時代がこんなに変わってきていると、我々のときはそういうことが常識というか、当たり前のような我々の年代はそう思ってたけども、今の時代になれば、男女共同参画と言いますか、平等性というようなことの中で、どんどんどんどん変わっているなって。だから、我々の時代は時代錯誤で、今では非常識と言われるようなそういう時代になったなという感じがいたしておりますし、いろんな若い人たちと接触する中では、やはり時代は大きく変わった。そして、女性が男性と変わりなくいろんな分野で活躍できる、そういうチャンスがあるし、女性特有の才能と言いますか、感性もある。そういう面でいろんな活躍をする機会があったと。だから、そういう面では非常に多様な時代になってきたなと。あの時分は、親がこうしとったけん、周りもこうしとったからそうしていこうというような、そういう感覚がみんな共通認識を持つとったんじゃないかなというふうに思っておりますし、今の時代は今の若い人たちの感覚は、それはそれでちゃんと受け入れて、そういう時代でどんどん活躍できるような、そういう土壌環境をつくるのがまた我々、過去の人間の努めじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

非常にありがたいですね。町長が、今まではこうやってきたから、そうやるべきだろうというふうに言われたら元も子もなかったんですけど、非常に柔軟な考えをお持ちで、今にどんどん変わっていかないといけないという危機意識を持たれてるということがわかったので、非常にありがたい答弁でした。

副町長にもお伺いするんですけども、自ら子育て、まず、参加されましたでしょうか。それと、今となっては、お孫さんと接されてると思うんですけど、実の子供をもうちょっとこうしたらよかったなとかいろいろ後悔される部分はありますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

私の若いころは、今、町長が申されたそのような時代であったわけです。私は両親と暮らしておりましたので、子育てに関しては、子供3人恵まれたんですけども、全て両親に預けて、共稼ぎでやっておりました。ただ、土曜日曜については、ずっと預けっぱなしでは両親も大変ですから、そこは土曜日曜に子供たちは自分の子供として、いろんな遊びに出かけたりとか、そういうものをしてきておりました。当時、職場結婚であったものですから、産前産後休暇はあまりありませんでしたし、1カ月したら仕事に出て来とったわけですね。職場の雰囲気もそうでありませんでした。お乳を飲ませに帰るときも、やはり午前中30分、午後30分、11時半から1時半までの時間をとって、1日1回飲ませると。後は全然飲んでなかったわけですね。帰ってから飲ませるといような状況でありましたんで、当時のことを考えれば、子供にとってはかわいそうだったなというようなことを思っております。やはり男女共同参画社会、女性が社会進出をしてくるのは当然のことでありまして、そう考えれば、今の時代、男女ともに一緒にお互いに協力して育児はするものだというふうに思っておりますし、職員のそのようなことに関しては、おめでたいことということで、全て与えられた権利はとるようなことで指導をしておるところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

副町長も非常に、今は過去、御自身が経験された時代とはちょっと変わってきているという認識を持っていただいているのは非常にこれから話をさせていただくのが、話をさせていただきやすいんですけども、まず、なぜ、今回、一般質問でこういう形でテーマとして取り上げさせていただいたかという、要望書のある町民の方が子育て中の方が町長宛てに出されました。御本人の了解を得まして内容をいただいたんですけども、その中には、具体的な内容は男性の育児参加を推奨して、それに向かって波佐見町は取り組んでいただきたいということが書かれていたんですけども、その中で、中身を御本人の承諾を得たので一つだけ紹介させていただきたいんですけども、この方は窯業に携わってお仕事をされてるんですけ

ども、御紹介させていただくと、妻も私も出自は波佐見町ではありませんが、波佐見焼の伝統にとらわれない自由な環境が気に入り、移住してきました。いろんなものを見聞きして、吸収し、変化し続けているそういうものを何者に対しても新しいものを受け入れる柔軟性が町の人にありますと。波佐見焼に関してはですね。ただ一方で、町の行政はと言うと、いろんな部分で時代の流れに乗り切れなくて、魅力がなくなってしまってる部分があるんじゃないですかという御指摘をこの要望書の中でされてるんですね。ですので、そういう部分も波佐見町としても、せつかく焼き物でそういう形で新しく変わっていく文化があるので、町の行政としてもそういうものを柔軟に取り入れて、新しいものを柔軟に入れていく価値観を出して、実際、職員さんにそういう環境をつくってほしいということで要望されています。もちろん、職員さんにつくってほしいということじゃなくて、町全体にしてほしいということなんですけども、一緒にたに町全体の環境を変えるというのはなかなか難しいので、私としては、まずは町行政として、実際に役場で働いてらっしゃる方からそういう環境をつくっていただきたいなというふうに思うんですけども。その中で、私がいろんな形でホームページをもうちょっとこうして見やすいようにしてほしいということで要望していたんですけども、なかなかもちろんすぐ変えれない部分はあると思うんですけど、正直まだまだ見にくいんですけど、その中から光を見つけたんです。特定事業主行動計画というものがあまして、検索してなかなかぱっと出てこないんですけど、それが出てきまして、平成28年の4月1日から平成33年、令和2年の3月31日までの5年間に国の指針に基づいて、職員さんが仕事と子育てを両立が図るようにできることを計画をつくったというのがこの行動計画なんですけども、これが具体的にどういうことかというのが、多分あんまり垣間見られてないんだろうなと思ったんですよ。というのが、ウェブサイトが上がってる文章を見たんですけど、誤字脱字が結構多いんですね。ということは、多分、職員さんもあんまりこれ、気にしてないんだろうなと。もし、誤字脱字があつて直されてると思うんですよ、見られてるんだったら、見られてないぐらいだから、こういう状況。計画があつて多分、本当に実効性がない状況になってるんじゃないかなと思って、この一般質問で取り上げさせていただきました。

その中でいろいろ計画を挙げられてるんですけども、先ほど、具体的に答弁いただいたんですけど、私が注目しているのが、男性の育児休暇とか出産の休暇とかそういう部分は個々の夫婦間の問題ですとか、あとはどうしてもタイミングの問題とかそういう部分があるので、なかなか簡単にはいかないと思いますけども、年次休暇の件なんですけど、前回の一般質問

でも課別に休日出勤とか時間外勤務とかデータをいただいたんですけども、その中でも今答弁があったんですけど、もちろん、臨時的ないろんな問題はあるにせよ、やっぱり今、答弁いただいたとおり、年間時間外で言うと、30年度は200時間超えているんですね。年次休暇でも、増えたといったら10.82日、30年ですね。お手元に年次休暇の取得状況、長崎県とか近隣の取得日数をお配りしてるんですけども、これなぜ近隣を前回は特に上げたかという、このあたりだと通勤圏内だと思うんです。現実的に、今、波佐見町に住まれてて佐世保市に働いてらっしゃる方もいらっしゃいますし、逆に波佐見町に佐世保市とか川棚町とか、ほかから働きに来られている方もたくさんいらっしゃるの、現実を言うと、そういう市町に環境がいいから転職しようというのも今後、将来的に考えられると思うんですね。以前の一般質問でも同僚議員が質問されてたんですけども、平均給与のランキングで波佐見町は長崎県でも低い部類ということが挙げられとったと思うんですけど、当然、年齢が若いのが大きな要因だと思うんですけど、せめて休みがとりやすい環境をつくってあげることが給与をあげるよりも簡単だと思いますので、そこから波佐見町、取り組んでいただければいいなということで、ここに一番、西海市が13.2日というのが平均取得日数、この表の中で一番高いんですけど、目標としてこれを超えてほしいなと。もちろんいきなりとは言いません。ただ、長崎県内で一番有休がとられてる環境ということがあれば、職員さんが働きやすいという流れになってくるのかなと思いますので、そういう観点からいろいろな形で質問していきたいと思っております。

まず、前回、平成29年度の就業実態を各課ごとに挙げられたんですけども、特定事業主行動計画に目標設定されてまして、年次休暇等取得の推進のために平成31年度までの目標として、各課各人で数値目標を設定するというふうに挙げられています。今、各課で数値目標は設定されてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今の段階では、特別な統一した指示はしていません。ただ、そういった方法もありますよということはお知らせはしておりますので、ひよっとすればしてるところもありますが、現在のところ、まとまって各課全てそういった目標を設定をしながら取得の計画を立ててくださいという指示まではしていません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

31年度まで目標で設定するっていうふうに出てきてますので、ぜひここは自らでつくられた目標ですので、立てていただくようにしてほしいなと思います。というのが、まずはそういうものを、意識を職員さん全体にさせていただきたいんです。もちろん管理職の方も当然なんですけど。要するに何でもかこういふことを言うかということ、町内たくさんイベントがあります。そこに職員さんたくさんお手伝いをされています。もちろんそれはそれで大事だと思うんですけど、むしろ町外にいろんな形で御家族で行かれて、こういうイベントが波佐見町内にあつたらいいなというのを持ち帰っていただいて、それを波佐見町の魅力に生かしていただくような活動をしていただいたほうが、結果、波佐見町の魅力アップにつながると私は思ってるんですよ。あとは、観光で力を入れていこうというふうには、町自体力を入れられてますので、今回、町長がおっしゃったとおり、家族連れもたくさん陶器まつりにいらっしやいましたので、そういう家族連れでどうやったら満足いただけるかということを職員さん自らが体験していただくのは一番早いと思うんですね。それをフィードバックしていただくような動きをしていただく意味でも、たくさん休める部分は休んでいただいて、その分、いろんな吸収をして、それを職場に持って帰っているような提案をしてほしいということをお願いする意味でも、休暇を取れる部分は取っていただく、逆にそれができない環境があると先ほどおっしゃいましたので、それをじゃあなぜできないのかということを少しずつ積み上げて改善できる部分を探っていただきたいなと思います。

今、総務課長がお答えいただいたんですけど、一番、総務課はもちろん選挙も自治会関係もあると思うんですけど、29年度、時間外が一番多い課なんですけど、何か特別、時間外とか年休を取得するため、何か特別お声がけとかはされてるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおり、総務課のほうは現実問題として時間外勤務が多い部署となっているのはあります。私は立場上、時間外はできるだけしないという方向でやっておりますが、どうしても時期的なもの、特に4月、5月、6月に関しては、年度の始まりあるいは臨時雇用の職員の勤務環境の管理、そういったものが重複する場合がありますので、そういったものにどうしても時間を要している部分があるということ。それから、もう一つは選挙関係、選挙がない年はかなり少ないんですけども、選挙がある年に関しては、かなりの時間を要して

いるというところがあります。それから、災害対策の問題があります。特に、梅雨時に入りますと警報が発令をされることが結構あります。そういった場合については必ず職員が最低でも3名は執務をするという環境がありますので、そういった部分ではどうしても避けられない要因があるんじゃないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

もちろんいろいろな事情があつて難しいとは思うんですけど、ただやっぱり、全庁として、総務課に配属されたのが不公平になってしまう状況は避けないといけないので、いろんな事情が課ごとにあるのは重々承知してるんですけども、できるだけ、何らかの救済措置というか、もちろん季節的によつてとれない部分はあると思うんですけど、じゃあ逆に忙しくない時期にはできるだけとれるような対策は、今後も検討していただきたいと思います。

逆にお伺いするんですけども、職員数のある程度、人数が多い中で、水道課は結構、年休を消化されてたりするんですけど、特別な要因とか、何で取得しやすいかというのはありますか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

水道課では、通常業務ではそんなに時間外もやってはないんですが、暇だと思われがちなんですが、24時間体制で水はつくっております。で、土曜日の施設管理とか緊急漏水対応とかで時間外、休日も出ております。なので、その分はとるように努めさせております。通常、何もないときには、できるだけ休暇をとるようにと勧めておりますので、取得が多くなってると思ってます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ありがとうございます。そうですね。事情によっていろいろあると思うんですよ、課ごとにですね、全て。ただ、今、課長答弁いただいたとおり、できる範疇でいろんな形で努力をされて、年次休暇というのがこういうふうにとえられた職員さんの権利ですので、そこはできるだけやっていただくようにしてほしいなと思うんです。なぜ特にこれを言うかということ、ことしの4月1日から、一般企業は五日以上、義務化されたわけですね、取得することが時期を区切って。で、そういうことでやっていかないといけないということで政府もやって

るんですよ。やっぱり職員さんがちゃんと休めるときは休んでますよっていうのをやられて、それを町でもじゃあ、一般の企業でもやってくださいよっていうのと、全然休んでない人が休んでくださいというのはやっぱり説得力が違うと思いますので、もちろんいろんなイベントがあつたり、いろんな業務で時期的な問題で休めない部分は当然あると思うんですけど、年間をとおしたら一定期間は休めるような取り組みはぜひ各課で取り進めていただきたいなと思います。

ちょっと話を変えていくんですけど、一番最初に子育て支援のサービスの現状、課題はどう感じているかという質問をさせていただいたのは、町長がおっしゃったように、10連休で各地レジャー施設ございまして、陶器まつりの期間中も、今までは平日があつたので、そこはお客さんが若干少なかつたんですけど、ことしはずっと最初から最後まである程度お客さんがずっと多い状況で、なかなか焼き物関係の企業さんも休めない状況がずっと続いてました。有田町は町で、大分前から焼き物に携わる方は、例えば保育所一カ所開けて、そこに焼き物に携わる方は預けられるという環境を整備されてます。そういうのがなぜ波佐見にはできないんですかという声をいただいたことがあるんですけど、そのあたりは研究というか、検討はされたことはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま議員さんのほうからお話がありました有田町の状況については、初めて聞いたような状況でして、各園ともに町長答弁しましたように、保育士の不足から、なかなか休日に職員が出て、そこで一時預かり保育はできないといったような状況がありまして、事情もわかることから、あまり無理は言えないことがありました。どういった託児サービスができるかというところで考えてみたんですけども、今、おっしゃったような他市町の状況を参考にしながら、今後、検討をしていくということも一考だと思いますけれども、もう一つは、以前からお話は差し上げておりました、ファミリーサポートセンター事業、これはなかなか協議が進んでいない状況もありますので、これを早く設置の方向で協議していきたいというふうに思っておりますけれども、現在、佐世保市との広域連携業務の中にこのファミリーサポートセンター事業も協定項目として入っておりますので、その中で種々協議しながら、できるだけ早い時期に本町もしくは東彼3町の中で設置に向けて進めていきたいというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

私は陶器まつりのときに、講堂でお子さん連れの方が遊んでいただくようなスペースの運営のお手伝いをさせていただいたんですけども、そこでも非常に町内の方がたくさんいらっしゃいました。いろんな形で、例えば、認定こども園とか保育園でできない部分だったら、ほかの外部の協力を得るとかいろんな形でやり方があると思うんですね。そのあたりは、重々、来年も再来年もずっと多分陶器まつりはあると思いますので、そのあたりは十分研究はしていただきたいなというふうに思います。

あと、ちょっと視点を変えて、町長が当選後に施政方針で、女性の感性と若い人の創造性を生かすっていうので、具体的な形で触れられたんですけども、これは職員さんにも多分、同じことが当てはまると思うんですね、女性職員さんの感性を生かして、若い職員さんの創造性を生かすということも必要になってくると思うんですよ、町をもっと活性化させるために。副町長も何度も全員協議会とかで御指摘されたんですけども、この4月に社会人で経験された方が新しく数名、職員として採用されました。そういう社会人経験された方は、多分今までの職場の環境と役場の中身というのが違ういろいろな視点をお持ちだと思うんですね。そういう方の意見を踏まえて、もっと働きやすい環境をつくっていくような動き、あとは、今、県からいらっしゃった課長もいらっしゃいますし、そういうほかの組織を知られてる方がもっとこうしたら、例えば提携業務も業務の効率を上げて、時間を減らせるんじゃないかとか、そういう、今やってる業務の棚卸しですとか、そういう部分も今後、進めていかないといけないと、前回は質問のときに触れさせていただいたんですけど、特に、こういう特定事業主行動計画とかの取り組みも踏まえて、職員さんの働き時間が多いというのはずっと変わっていかないと思うんですよ、何か根本的に変えていかない限り。そういう部分、せっかく新しい血が入ってきたと思いますので、そういう部分を生かしていく取り組みというのは何か考えられているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今、御意見をいただきましたけれども、ことしは全て社会人経験ということで、それぞれの経験を生かせるようなところに配置をしたわけです。その成果を期待をしておるわけですが、ただ、今、おっしゃいましたそういうこと、彼らを集めているいろんな提案

をもらうということの計画をしておりませんので、できればそういった機会を設けて、新しい環境あたりを聞いて、生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね。せっかく、普通の学校を卒業して入ったではなくて、いろんな社会を見た方が入ってきていただいたので、その知見は有効に使っていただきたいなというふうに思います。

私はこの一般質問を検討するに当たっていろいろ統計を見てたんですけど、波佐見町で核家族の世帯の割合、子供がいる世帯で両親がいらっしゃるのの割合を調べてたんですけど、2000年は53.76%だったんですね。2015年は62.72%、10%近く増えてるわけですね。見た目は核家族ってそこまで変わってなかったりすると思うんですけど、現実的には先ほど副町長がおっしゃったように、おじいさん、おばあさんが見ていただける環境というのが非常に減っていて、お父さん、お母さんが子供をみるというのが一般的になっているので、その分で町の子育て支援のサービスを頼られてる方も増えてますし、そういう部分で変化してきていると思うんですけど、今、認定こども園と保育園の定員はどういう推移になっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

町内の認定こども園と保育所の定数の状況ですけども、認定こども園が設立しました2017年、平成29年度からの3年間でありまして、その3年間で言いますと、総数で635人、これは3年間ずっと変わっておりません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

定員は変わってないということなんですけども、文部科学省と厚生労働省の調査によると、2017年は変わってないと思うんですけど、2011年が在所数、統計で、幼稚園が2011年199人だったものに対して、2017年こども園が256人、保育園が418人だったものが517人に、2017年までの数値を先ほどおっしゃいましたので、そこまでは増えてるわけですね。そういう形で子育てに関する環境と言うのもどんどん変わってますので、その分を職員さんがもしかしたら十分変化してるのをある程度長年見られてる方はわかっていると思うんですけど、やっぱ

りどうしても、職員構成の中で7割近いのは男性なので、わかられてない部分も多々あると思うんですよ。私も全く保育園とかに預ける前は、保育士さんと接する機会もなかったですし、周りのお母さんたちと接する機会もなかったんですけども、実際に保育園に預けに行くようになって、保育士さんとも接するし、ほかのお母さんたちも見erようになって、初めてこれぐらい働きながら保育サービスを使われてる方がたくさんいらっしゃるんだなというのを実感したんですね。ですので、別に全てのお父さんに育児をしてほしいと言ってるわけじゃなくて、そういういろんな環境がいらっしゃるというのを管理職の皆さんも感じていただければ、いろんな働き方があって、そういう柔軟に職員さんがやっていく環境をつくらないといけないという危機感というか、いろんな意識が芽生えてくると思いますので、積極的に地域のイベントとかもそうですし、子育てにかかわる部分も目を見張っていただきたいなというのが感じます。

一つ、これはお願いと言うか、重々感じられてるとは思うんですけど、子育てにかかわる部分の情報って、お父さんお母さんたちってホームページで見られるケース非常に多いんですね。というのが、忙しいので、なかなか広報も見ても見られないとか、あと役場にも行けない。何かウェブサイトで子育て支援情報のページってばらばらですね、課ごとに。何かまとめるような動きってというのは検討はできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃることはよくわかります。現在、そういった情報型のようなコンセプトと言いますか、考え方で情報を載せているかということもありますので、そのような方向も一応、考え方として盛り込んでいきたいと思えます。ただし、現在のホームページそのものも2年ほど前に更新をして、そのときの考え方でつくられたものがありますので、それが果たしてどうなのか、おっしゃったようなことと本当に変えた場合にそれが崩れていかないのか、そういうところもトータル的に考えてやっていきたいというふうに思えます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

もちろん、総務課長ともいろんな形でウェブサイトに関してやりとりしてるので、難しい面もあると思うんですけど、ぜひ町民の方の意見を柔軟に聞いてほしいなと思うんですよ。ウェブサイトをもうちよっとうしたらいいとか、多分いろいろな形で思われてると思うん

ですけど、実際聞かれないとなかなか言えないというか、そもそも見にくいんでもう見てませんとかいう意見もたくさんあるかもしれないので、その辺は十分何かリサーチをしてほしいなと思います。

答弁の中に、男女共同参画の中で夫婦パートナーシップ応援セミナーのことが言われたんですけど、職員さんって実際このセミナーにどれぐらい参加されたかっていうのはわかりますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

夫婦パートナーシップ応援セミナー、昨年、城後議員、横山議員にも御参加いただきました。ありがとうございます。昨年のセミナーでは、役場の男性職員は3名出席があつてるところです。今年度はまだ1回目の開催を今週の日曜日にしたところなんですが、その際はタイミングの問題とは思つたんですが、その際にはいなかったんですが、これから呼びかけについては当然、していきたいと思つております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

私も課長答弁いただいたように参加させていただいたんですけど、もちろん男性の意識を変えないといけないというのは一番多いと思うんですけど、ただ、女性もやっぱりもっと男性に育児を任せないといけないっていう考え方を変えていかないといけないと思いますので、女性の職員さんも男性の職員さんも例えば外部でやられている保育士さんとか保健師さんとかもできるだけ、参加できないにしても、資料とかを提供するとか、今の現代はこういう価値観を推奨してるんだよっていう情報提供ぐらいは、もし参加されないんだつたらしていく取り組みをしていただいて、先ほどからずっと町長も副町長もこうやってお答えいただいたように、考え方が変わってるんですね社会の、もしかしたら、町職員さんがそこについていない部分もあるかもしれませんので、ぜひそういう外部のセミナーとかそういう部分に参加できなかったとしても、情報は入れていただくような取り組みはしていただいて、要望書で町民の方が挙げられたのは、もしかしたら職員さんと世間がずれてるんじゃないですかというところが一番おっしゃってるんですよ。だからそこはいろんな取り組みをした上で、ずれないようにやってるっていう動きは庁舎全体で進めていただきたいと思います。

あと、今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略とかも最終年度で見直しを図られていくと

思うんですけど、子育てに関する部分はどのような形で考えられてるのか、わかる範囲で構いませんので、お答えください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

確かに、まち・ひと・しごと総合戦略については今年度最終ということで、国のほうの計画自体も今年度までということで今、協議がされておりました、本日の新聞では、一応、基本的なものをきのう話したというようなこともございます。町としましては、動き出しておりました、まずは前回も行ったんですが、有識者の選定と、今年度実施の予定としましては、現計画の検証、できたのかできなかったのか、何が課題だったのか、そういったところをまずいたしまして、それを踏まえて、改訂版という形になるかとは思いますが、その中で、また、まち・ひと・しごと、子育て、多分野になりますけれども、当然、子育てについてもこの5年間で実施した事業もございますし、その辺の検証をまず行って、きょうみたいな声も審議会などでもいただけるとは思いますので、そういったところを踏まえて、次年度以降、どういったことが足りないか、どういったことを入れていくべきかということの検討を今年度中に行いたいと考えております。

○2番（城後 光君）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時25分から再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして質問をしたいと思います。

初めに、岩峠駐車場の有料化について。

(1) ことし3月議会で、10月をめどに有料化を進めるということでありましたけども、予定どおりかお尋ねします。

(2) 運営方法は、直営か業務委託か。委託の場合はどのように業者を選定されるのかを教えてください。

(3) 陶器まつりの期間中、当駐車場は第2会場として使用されております。有料化後はどのような形になるのかを教えてくださいと思います。

(4) 住民及び利用者に対しての周知等はどのように行うのかを教えてくださいと思います。

次に、波佐見町環境保全条例についてであります。

(1) そもそも本条例を制定する目的は何かを改めてお聞きしたいと思います。また、本町にとって本当に必要なのかもあわせてお聞きしたいと思います。

(2) 本条例に関する住民や事業所の意見を聞き、現状把握をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。それと同時に、住民や事業者に対して周知や説明、指導を含めた巡回をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(3) 本条例には罰則規定を設けるということを聞いておりますが、具体的にはどのようなときに罰を受けるのかをあわせて教えてくださいと思います。

壇上からの質問を以上で終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、岩峠駐車場の有料化について。

その1、3月議会で10月をめどに有料化を進める計画は予定どおりか。2、どのような運営か、運営方法について、直営か業務委託か。また、委託の場合は業者はどのように選定するかという御質問。それから、3番目、陶器まつりの期間中、当駐車場は第2会場として使用されているが、有料化後はどうなるのか。4、住民及び利用者に対して周知等はどのように行うかという御質問ですが、岩峠駐車場については、さきの定例会でも答弁したとおり、公有地の適正管理の観点などにより、令和元年10月からの有料化に向けて着々と準備を進めているところです。運営については、まず、今年度や収入や細かな経費などが見えないところもありますので、実証的な意味合いも含めて、直営で行い、時期をみて、委託などの運営

方法も探っていきたいと考えております。

周知については、できるだけ早い段階で、町民や利用者の皆さんに広報誌やホームページなどでお知らせするとともに、現地駐車場にもお知らせの看板等を設置し、周知を図ります。

なお、陶器まつり期間中の取り扱いについては、関係団体と今後、協議をしていきたいと思っております。

次に、波佐見町環境保全条例について。そもそも本条例を制定する目的は何か。また、本町にとって必要なのかという御質問ですが。本町はこれまで数々の優良企業の誘致に成功を収めてきました。今後もあらゆる職種の企業の進出が考えられますが、企業進出が増えれば、町内の雇用促進や物流の活発化など大きな経済効果をもたらす半面、心配されるのは公害の問題です。既に事業活動を行っている工場や産業廃棄物処理場などを含め、今後それらの事業活動の中で、もし公害等が発生した場合、現在は問題解決に向けた町の対応を担保する条例がなく、県の立ち入り調査や改善勧告等の対応に委ねるしか方法がありませんでした。そこで、将来的な公害等の発生の際、本町で起こった問題に本町自ら迅速に行動を起こすことを担保する条例の制定が必要と考えました。また、このほかに、ごみの不法投棄や空き地の荒廃化、さらに、野焼きや犬猫等の糞尿の問題等もあり、企業だけでなく、町民の日常生活の中にも対処すべき事案が増えてきています。このようなことから、町内の良好な環境を将来にわたって守っていくためには、行政だけでなく、事業所や町民が共同して環境全般にかかわっていくことが重要であり、それぞれの責務を明らかにした波佐見町環境保全条例の制定が必要と判断したものであります。

(2) 本条例に関する住民や事業所の意見を聞き、現状把握をするべきではないのか。それと同時に、住民や事業所に対して周知や説明、指導を含め、巡回をするべきではないのかという御質問ですが。本条例案についての住民からの御意見については、ことしの1月9日から2月8日までの間にパブリックコメント、いわゆる住民からの意見公募を行っております。このパブリックコメントについては、町のホームページのほか、各自治会での回覧による周知も行っており、応募用紙に記入の上、郵送、電子メール、ファクス、直接持参のいずれかの方法により提出していただくことにしていました。これにより、数名の町民の方から御意見をいただき、現在、その御意見に対する回答をホームページに掲載しているところがあります。また、事業所の意見につきましては、町内の波佐見焼振興会をはじめとする、複数の団体に照会をかけており、後日、それぞれから意見をいただく予定になっております。

その際、本条例案の内容で御不明な点がある場合は、担当が出向き、十分な説明を行うこと
にしております。

なお、住民や事業所に対する事前の説明等は考えておりませんが、本条例制定後は、十分
な周知期間を設けた上で、さまざまな機会を捉え、周知説明を行ってまいりたいと考えてお
ります。

次に、本条例には罰則規定を設けると聞かすが、具体的にはどのようなときに罰を受けるの
かという御質問ですが。罰則規定の対象としているのは、事業所排水の適正処理と堆積土砂
等の排除の二つの条文が対象となります。前者の場合は、事業所からの排水については、合
併処理浄化槽やグリース阻集器、その他町長が有効と認める施設等を設置しなければならない
としているもので、このような施設を設置せずに事業所排水を河川へ直接流している事業
所に対して、指導、勧告、命令等を行い、いずれにも従わない者に対して最終的に罰則を適
用しようとするものです。また、後者については、河川等の公共用水域に土砂等を流出し、
堆積させたものに対して、前者と同じく、指導、勧告、命令を経て、いずれにも従わない者
に対し、最終的に罰則の適用を考えているものであります。いずれの場合も、町内における
河川等については、飲料水や農業用水として広く取水されている状況がありますので、その
水質や流量の保全是重要であり、上位法令や県の条例等による罰則の適用がないものについ
て、本町条例で適用させようとしているものであります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは再質問をしていきたいと思えます。

初めに、岩峠駐車場の有料化についてなんですが、答弁がありましたように、着々と準備
が進んでますということですね。ただ、内容について深く聞きたいんですが、最初に、直営
で行うと。この直営で行うやり方はどのような形で、期間的にはどれぐらいを予定されてい
るのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、直営と言いましても、運営をどこかに委託するとかいうのではなく、町が直営でお
金をいただくというような仕組みの直営でありまして、専門的な駐車場の業者にはそういつ
た管理システムとかそういった分はお願いするということになります。また、期間としては、

まず半年をめどに直営で行いまして、そのあたりの駐車台数とか経費のかかりぐあいとかいうのをみて、委託を、例えば指定管理者とかそういった委託の方法も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その場合の駐車料金はどのような形になってますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

大体考えておるのが、24時間以内で300円ということで考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

もう1点、直営で行う場合のやり方としては、機械管理になるのか、人間がやるのか、それはどういう方法になりそうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

機械管理を考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

わかりました。

もう一つ、陶器まつり期間中は第2会場ということで、波佐見町にインターから入ってくる場合は、最初の会場がこの会場になるわけで、もう長年、ここの会場があるために、波佐見側のほうにお客様が入って来られるというのも、誘客の部分で非常に重要な役割を果たしてきたんじゃないかなと思います。先ほど答弁にありましたように、これ十分話し合いをしていただいて、この会場は確保できるようにしていただきながら、駐車場業務と言いますか、駐車場をやっていただきたいなと思います。

大体、想定としてはどれぐらいの期間、例えば陶器市第2会場としてする場合は、何日間ぐらいを想定されておりますか、今現在。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、現在においても、4月22日から5月8日までは陶器まつりの第2会場の関係者の皆さんに開放しておりますので、その部分を開放するのか、あと、ぎりぎりまで駐車料金を、半分は駐車できますので、そこを運営するのかというのはまた、関係団体と十分協議はしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その方向で、岩峠駐車場というのは進めていただきたいと思います。

それでは次に移ります。波佐見町環境保全条例についてですが、今、答弁がありましたけれども、そもそも、これずっと我々も説明を聞きながら、非常に疑問に思っていることをぶつきたいと思ってるわけですけども、本当に、答弁にもありましたように、日常生活の中で、最も基本的な、町民の生活に密着した、そして身近なもののこれ、条例だと思います。いろんなごみの問題から、先ほどありましたペットの問題、それから公害の問題、多岐にわたるものでございますけども、今現在の環境が悪化したという事実というのはどうやって捉えられるのでしょうか。これを制定しなければいけないという形に何でもっていかなきゃいけないかというのはいまいち稊然としないというか、よっぽど水質が悪化しているのか、何かそういう形で被害をこうむったのか、そういうところがあるのかどうかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問ですけれども、町長答弁しましたとおり、最近、優良企業の進出が相次いでおりまして、いろんな職種の企業が入ってきておられます。大変喜ばしいことではありますけれども、将来的な町の環境というものを考えた場合に、万が一、そういった事業所等から公害等が発生した場合に、これまでは県に通報して、県の対応を待っていたということで、町として法的な拘束力を持った条例等がなかったものですから、町としては県の対応に委ねるしかなかったと。しかし、これはちょっと正直に申し上げますと、ある町内の事業所で不適切な事業活動が見られまして、それに対して、町としましても、町の問題でありますので、県とは別に改善してくださいというような指導を何回もしに行った経緯があるんですけれども、なかなか聞き入れてもらえないと。そこにはやっぱりそういった町の迅速な問題解決に向けた対応の担保となる条例を持たなかったということが一つの原因だと思っておりますので、やはりそこは条例を制定して、町の行動にも法的な拘束力を持たせたいといった

ような状況がありましたもんですから、こういった条例制定に向けて進めているわけでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

特定の企業のそういう部分に対して、全体に網をかけるというのが本当に必要なのかどうかっていうのが私は問いたいですよね。

もう一つ、これは5月29日の長崎新聞に取り上げられた問題ですけども、問題と言いますか、大村湾の水質が改善してます、大村湾の水質改善が進むという記事が載っています。つまり、波佐見を通っている川は川棚川ですけれども、川棚川が流れつく先は大村湾であります。大村湾はきれいになってるんですよ。これは、この記事の中で、大村湾は皆さんご存知のように、湾の北側に位置する針尾瀬戸と早岐瀬戸の二本の水路で佐世保湾につながっています。環境省が指定する全国88の閉鎖性海域の一つで、全国で5番目に閉鎖性が高いとされてます。そこで県が取り組んだことは、大村湾と流域の環境を守ろうということで、2003年に最初の行動計画を策定しております。これは2004年から2008年度のもので、下水道や森林の整理などに取り組んで、湾内のCOD、CODというのは科学的酸素要求量というものです。これが1リットル当たり3.2ミリグラムが一番高いときです、ピークです。このピークを最高として減少傾向に転じてると。そして、2017年、水の汚れを示すこのCODは1リットル当たり2.0ミリグラムということで目標値を達成したとってます。なので、要は、これはこういう実態というのは把握されてますか。要するに、波佐見から流れてる水はそんなに汚くないんだよと言いますかね、逆に大村湾はきれいになっていっているわけですから。そういう部分については把握されてますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

大村湾の水質が年々きれいになっているという事実は把握しておりませんでした。町内の河川においても定期的に毎年水質調査はしておりますが、これまで異常値が出たということはありませんので、本来、本町の河川もきれいな水はずっと流れているというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

水質検査をされてると。大体、どこどこをされてるのか、大体わかりますか、それ。例えば、水道課とかは毎月1回水質検査をされてると思うんですけども、それで悪化したという結果が出てるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これまで7カ所の水質検査をやっておりますが、まず1カ所は中尾郷の産業廃棄物処理場跡の釜浦池跡、そして、井関郷の産業廃棄物処分場跡地の2カ所、それから、野々川郷の田別当川、ここは上流、中流、下流と3カ所とっております。あと1カ所については、村木地区の大きな工場の下流の河川の水質検査をしておりますが、これまでそこにいたっても異常値が見られたということはあっておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

もう一つ、水道課で多分、河川の水質検査を毎月やられてると思いますけども、これほどこなのかを教えていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

水道課では、源水、取水している場所ですね、浄水場が四つ町内にありますので、メインである湯無田浄水場では浄水場の横、河川、あとは井戸水になりますので、各井戸水はその場所、あと川内浄水場と鬼木浄水場、これも近くの河川、あと、皿山は堤ですね、ここから試験を取水してやっております。特段、今のところ異常もありませんし、特段、悪化したということもありません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ということで、大村湾は水質が改善している。この改善の努力をされてるんですね、実は。流域にある工場などの排水監視や大村湾に親しむイベントの開催などに取り組んで、環境改善にぎわいの創出を目指していると。やはり環境に興味を持ちながら、ちょっと言えば、皆さんと楽しみながらじゃないですけど、親しみを持ちながら取り組んでるっていう姿がこの記事を見たらわかるわけですよ。それで、県の地域環境課がこう言ってるんですね。大村は地域資源と。すぐに環境が改善することは難しいが、地道な取り組みを継続していくとい

うことによってこういう結果が出てきたわけですよ。ですから、波佐見町もそういう環境問題についての取り組みを逆にしていくことで、環境をよくしていこうという発想は持てないかどうかということなんですよ。要は、条例をすることで、何か生活が非常に生活しにくいような感じになるじゃないですか、条例化されると。むしろ、そういう部分を一般の人にとっては、住みやすい環境を与えるというか、住みたい町っていうのを目指してるわけですから、皆さんで取り組めることをやるっていうこと。一方、言われる企業に対しては、そこは協定書をしっかりとした形で結んでいただいて、協定書違反をした場合には、しっかりと取り締まるしかないと思うんですよ。これ、条例化した場合には、また、担当の職員さんも非常に大変だと私は思います。もし、近所からこういう条例違反してるんじゃないですかって電話がかかってきた場合は必ず行かなきゃいけないんじゃないのかなと私は思うんですよ。そういうお互いの近所づきあいまでも何かぎくしゃくしてくるような雰囲気になってくると、これはあんまりよくないんじゃないのかなという気がいたします。

例えば、特定検診の活動も、今、例えば総会があるごとにとかに出向いて行って、ずっと周知をされてますよね。それと推進をされてます。それによって、今、何年かかったでしょうか、随分な時間がかかって、今、相当な特定検診の率が上がりました。それを増えることでその自治体には報奨金もあったじゃないですか。そういう何か楽しんでやれるような、生活しててこれを達成するとういうふうになりますよというような感じの持っていく方ができないのかなと。そういう研究とか調査をしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この環境保全条例、これ私は必要だというふうに思っております。おっしゃるように、それぞれ環境をよくしましょうという推進はまた別の推進事業であって、今おっしゃいましたように、大村湾は確かに下水道の整備とか小型合併浄化槽の設置の戸数が増えてきたということで、かなり水質はきれいになっております。企業が進出してきた場合においては、環境保全の契約を結ぶわけです。それに違反した場合においては、まだお願いしますとこっちが頼むまんどがんもされんわけですたい。もっとそれを強く指導されるような、答弁にもありましたように、それを担保するような条例がないというと、強く指導、勧告されないということもありますので、そういった意味においては必要であろうというふうに思っております。

す。今の波佐見町の状況を考えてみますと、おっしゃるように、ほとんどの事業所はそれを守って、水質保全に協力いただいているということで認識をしておりますので、今すぐこの条例を制定したからといって、そういう企業に公的な力が及ぶということは私はないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そのようになったらいいんですけども。今、ちょうど、窯業家に対しては、産業廃棄物の問題、それから、廃石膏のリサイクルということで、アドバイザーの方を入れて各事業所を回っていただいております。これはもう御存じだと思いますけれども、商工会と商工企画課が一緒になって回っていただけてますし、指導と現状がどうなのかというのをチェックをしていただいております。恐らく、これの現状把握をまずしていただいて、我々もともとある企業がどんな状態なのか、まずそれを把握した上で、それを先ほど大村湾の活動と同じように、環境改善に取り組む姿勢を少しずつやっていくことによって必ず環境は改善していくと思います。新しい企業に対しては、事前にそういう部分をしっかりと協定を結んでいただいて、結局、条例を発令しなきゃいけないってことはもうかなりの公害と言いますか、そういう事実が出てきた場合だと思うんですね。ですから、本当に条例化するかというのは、もう少し慎重になって、この条例化については取り組んでいただきたいなと、慎重になっていただきたいと。担保のためという部分もあるかもしれないんですけど、現状から言うと、そんなに人口的に、あるいは今から人口は減っていくわけですから、進出企業もそんなに今から増えてくるというのはどうなのかと思いますし、現状に即した条例になってもらいたいと思いますし、できれば条例化しなくてもこの町はちゃんとした一般の生活、衛生的な生活、そういうものをみんなが把握して、住みやすい環境であるということを進めていく町にしてもらいたいなと思っています。そういう部分を私は強く思っておりますので、この条例を制定するに当たっては、本当に慎重に検討を重ねていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃるように、いろんなところで議論がされておるようございまして、窯業関係の事業者の皆さんも御意見をいただく、あるいは要望もいただくということを聞いております。

そのような時期に、予防予防と聞いて、修正する区域は修正をしながら理解をいただくような条例にしていきたい。もちろんこれは、議会での議決が必要でありますので、やはり議員の皆さんには十分御理解をいただかなくてはならんということもありますので、事業者さんの御意見とかパブリックコメントの御意見、そういうようなものを勘案しながら、条例案というものができましたらば、事前に全員協議会等で十分説明をしながら、理解を深めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

はい、そのようにお願いしたいと思います。

それで、先ほど罰を受ける仕組みの中で、適正な設備をしなければいけないと。もし、窯業界の関係のそういう事業所が設備をしなければならんという状況が発生する場合もあるかもしれません。そういうときってというのは非常に私は危惧してるわけです。また、一部そういう部分が懸念されることはあるので、じゃあ、そういう設備をするならば、もう今事業自体が厳しい状況なので、その設備をしなければならんってなればもう続けていけないと、もう廃業するという場合もあるかもしれないという想定をしているわけですよ。これ、制定されなければわからないので何とも言えないんですけども、そういうことも含めて、今回の産廃の問題とか、廃石膏のリサイクルの問題を含めたところでせつかく事業所を回られてるので、しっかりとした現状把握をしていただいて、排水の問題も含めてチェックをしていただきながら、指導とかこうすればいいですよとか、設備についてはこんだけのことはせんばいかなですよっていうのが出てくるかもしれません。それについては、これだけで済みますよとか、こういう形で大丈夫ですよというのも含めてやっていただきたいということが今回の質問の趣旨なんですね。そういうことも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今の太田議員のおっしゃることに対しましては、十分理解をするところでございます。確かに一番懸念されているのが、事業所の中でも零細な事業所で、こういった今度条例に載せようとしている特定の施設、合併浄化槽であったりとかグリース阻集器あるいは町長が特別に認めるような施設、こういった施設を現在、設置していないといったところが多分あるん

じゃないかというふうに思っておりますけれども、ここについては、いろんな関係団体者から御意見をいただいておりますので、もう少し、この事業所排水適正処理については見直しをかけたいというふうには思っておりますし、もう1点、最近わかったことなんですけども、法令の不遡及の原則と、遡及しない、さかのぼらないといった原則がありまして、これは町の条例にも適用があるわけでございます。法令は施行と同時にその効力を発揮するということで、原則として将来に向かって適用され、法令施行後の出来事に限り効力が及ぶと。過去の出来事には適用されないといったような原則があるわけです。こういったことから言うと、今現在、事業活動されている事業所で、そういった施設を設置されていない事業所、これも過去の出来事というふうに捉えていいんじゃないかと。持たないことが過去の出来事として適用されないという考えに立てば、今後の条例制定後の事業活動の事業者に対して適用が及ぶのかなと。ここは、今、県のほうに確認をしております、はっきりそうであるというふうには断言できないところもありますけども、こういった原則があるということで、一応御理解をいただきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

確かに、法令にはそういう規定があるわけですね、原則論として。だから、例えば、今、現に基準値を超えた排出をしているところ、これはもう違反ですから、これは当然、別の上位法で、それは県等の指導によってなされるだろうと思っております。ただ、今はそういうところはないというふうに思っておりますので、もしそういう施設があつて、改修とか新たに工場を建て直すとかいった場合にはこの条例の適用があるんじゃないかなというふうに思っております。今のやつにはそういうふうなことで適用はしない。明らかに基準を上回っているようなところについては、上位法によってまた指導があるというようなことでありますので、それは御理解をいただきたいというふうに思いますが。その点につきましては、現在、県に状況を、こういう場合はどうなのかということをお問い合わせをしておりますので、それをもってまた検討すべきところを検討したいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今のところは十分検証していただいて慎重に進めていただきたいと、今は申し上げるしかないと思えます。とにかく、私は最初に言いましたように、ある程度担保しなきゃいけない

条例も必要なんでしょうけども、今、交流人口が拡大し、波佐見焼のブランド化というのが進んでいます。そして、若い人たちが来ていただいている、波佐見に住みたいという人も結構聞くようになりました。そういう中で、安全・安心な町、住みたい町、住んでよかったと、幸福だったと言われるような町にみんなしたいと思ってると思うんですよね。そういう場合には、私、今、自分なりに調査・研究してるんですけど、ぜひ次の機会にこの環境に関する興味深い取り組みをやってるところがあるんです。これ、自治体とも一緒になってやってるところがあるんですね。そういうみんなで取り組んで、今の環境を改善しようとか、ごみをゼロにしようとか、そういう部分の取り組みのほうを町として立ち上げたほうが、よっぽど住みたい町になるんじゃないのかなと。住みにくい環境、雰囲気とかそういう部分にならないように持っていければなと私は思っています。この環境保全条例というのはその点では、やはり答弁のとおりであればいいんですが、それ以上に及んだ場合とか、何となくがちがちに生活自体がなくなってしまふような気がしてならないわけです。そこはすごく心配しています。ですから、今後、子供たちから高齢者まで生き生きと生活できるような、活気のある自治体を目指して、日々努力してもらいたいと思います。

最後に、そういう部分を含めて、この条例の今後の運び方をもう一度、御答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

十分、本来の環境をよくしようという一つのあれは大事なんですけども、いろんな地域の特性もありますし、そういうようなことと、現状が本当にどうなのかということ、今まで調査したところとはちょっと視点を変えた調査をせないかん。やっぱ本流をずっと、野々川のほうとかあっちのほうではあれですよ、水質のあれ。現場を十分調査をして、そしてそういう中でどういう方法があるのか、そういうことと、実際関連するような方々の御意見を直接聞いたり、そして、そういうことを条例の素案なりたたき台なりの中で十分もんで、そして議会の皆さんの御理解をいただければなというふうに思っておりますので、慎重に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時5分より再開いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 石峰実議員。

○13番（石峰 実君）

こんにちは。それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、スマート農業等、今後の農林業の振興についてであります。

一つ目は、農林業を取り巻く環境は従事高齢化、担い手不足等により、その営農状況が年々深刻となり、また、新規就農者の定着等もままならない状況であります。そうした中において、農家は今後、小型無人飛行機ドローンや自動走行無人トラクター等の導入とA IやI C Tなどの先端技術を活用した肥培管理による負担軽減を図る必要に迫られていくと思えます。農林業の営農活用や形態において、スマート農業等の推進等々、今後の農業経営のあり方や農家所得の向上につなげる施策をどのように図る考えなのかをお尋ねいたします。

2、農林水産省は、今年度から、新規就農者支援事業で交付対象要件の見直し、いわゆる世帯全体の合計所得上限が600万円以下とする要件を打ち出しました。あわせて、国全体の予算枠で、前年より1割以上削減した内容となっておりますと聞いております。農地の集積化、集約化、大区画や担い手確保の面から、多くの自治体から疑問や不満の声が出ておる状況でありますけれども、本町における新規就農支援事業展開での影響はどんな状況なのか。また、これについて、町独自の対応として、45歳以上の新規就農者に対する支援措置を設ける考えはないのか。

2、新庁舎の建設の基本計画策定等についてであります。

庁舎建設検討委員会からの答申を受けまして、今年度中に庁舎建設検討計画の基本計画と基本設計の策定が進められておりますけれども、策定決定計画決定段階において、建設場所や庁舎建築に当たっての配置、あるいは地元産木材活用等、特に配慮したい基本的内容はどういったものがあるのかお知らせをいただきたいと思えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 石峰実議員の御質問にお答えいたします。

まず、スマート農業と今後の農林業振興について。農業を取り巻く環境は従事者の高齢化、担い手不足等によりその営農状況が年々深刻となり、また、新規就農者の定着化等もままならない状況である。そうした中において、農家は今後、小型無人飛行機ドローンや自動走行無人トラクター等の導入とAIやICTなどの先端技術を活用した肥培管理による負担軽減を図る必要に迫られる。農林業の営農活動や形態において、スマート農業の推進等々、今後の農業経営のあり方や農家所得の向上につなげる施策はどのように図る考えなのかという御質問ですが。現在、農業の現場においては、農業者の高齢化と担い手不足による労働力不足が深刻となっており、農作業における効率化、省力化とともに、新規就農者への栽培技術力の継承は重要な課題となっております。また、他業種ではロボット技術や人工衛星を活用した自動走行技術、クラウドシステムをはじめとしたICTの活用が進展しており、農業分野への活用が期待されています。このため、ロボット技術やICTを活用した労働力の超省力化や農作物の高品質化を目指し、将来に向けた新たな取り組みとして、スマート農業の調査・研究が進められているところです。

本町においても、県主催により、次世代につなぐ営農体系確立支援事業として、農業用ロボットの実証実験を行うこととなっており、中山間地域や平場地域におけるドローンによる防除体系やラジコン草刈り機による畦畔管理の省力化、GPSガイダンスシステムを活用したトラクターによる水田管理作業の効率化などの実証が行われることになっています。なお、この取り組みについては、町内の農事組合法人や中山間組織の代表者により波佐見スマート農業推進協議会を組織し、事業目的との整合性や事業効果の検証を行います。町としては、町内の水稻生産維持を継続するためには、最先端技術を組み込んだ新たな営農形態の確立と、省力化、効率化を図る農業用ロボットの導入や、AIやICTを活用した農産物の高品質化による所得の向上などは、今後の重要な課題と認識していますので、調査・研究を進めてまいります。

次に、農林水産省は今年度から新規就農支援事業での交付対象要件の見直し、いわゆる世帯全体の合計所得上限が600万円以下とする要件を打ち出した。あわせて、全体の予算枠で、

前年より1割以上削減した内容になっている。農地の集積、集約化、大区画化や担い手確保の面から、多くの自治体から疑問や不満の声が出ているが、本町における就農支援事業展開での影響等はどんな状況か、また、町独自の対応として、45歳以上の新規就農者に対する支援措置を設ける考えはないかという御質問ですが。農業従事者の高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、次世代を担う新規就農者確保への取り組みは必要なことであり、また、新規就農者が自立した経営を確立するまでには一定の期間を要するため、技術面、資金面等での支援についても重要であると認識しているところです。新規就農者への支援事業としては、農業次世代人材投資事業を活用しているところですが、本事業については、国の行政改革推進会議の年次公開検証において、新規就農者のすそ野の拡大につながるような交付対象者を効果的、効率的なものに見直すべきとの答申があったことからその一部が見直されることとなり、支援対象者を50歳未満へ引き上げる一方で、前年の世帯全体所得を600万円以下とするなどの要件が新たに加えられたところです。この見直しによる本町への影響についてでございますが、年齢要件が引き上げられたことによる幅広い年齢層への支援ができる一方で、今回、設けられた所得制限がU I ターンによる町外都市部からの新規就農者に対して、この事業による支援が即応できない場合も想定されますので、貴重な担い手をとどめていくことから、他の事業を利用して就農が支援できないか、調査・研究を進めてまいりたいと思っています。

また、45歳以上の新規就農者に対する支援措置については、50歳までは前述の支援事業を活用することとし、それ以上の方については、他の支援策がないか、関係機関などと連携を図りながら、調査・検討をしてまいります。

次に、新庁舎建設の基本計画策定等についての御質問ですが、今年度中に庁舎建設計画の基本計画と基本設計の策定が進められているが、計画決定段階において、建設場所や庁舎建築に当たっての配置、地元産木材活用など、特に配慮したい基本的な内容はどういったものかという御質問ですが。庁舎建設検討委員会においては、庁舎の整備方針、あり方に関し、災害発生時の拠点としての役割を十分に果たすこと、今後ますます多様化する町民の行政需要に対応するための、低コストながら効率的で質の高い行政サービスを提供すること、高度情報化社会や地方分権などの将来の変化にも対応することを念頭に意見が出されました。ことし2月に委員会から出された答申においては、意見をもとに建て替えが望ましいこと、四つの基本理念とそれに基づく新庁舎に求められる機能、規模、建設といった点が示されてお

ります。本町といたしましては、それらの答申いただいた点については、当然、配慮すべきものと考えており、委員会の意見を尊重しながら役場内部での検討体制の整備も行った上で、まずは基本計画を策定してまいります。

なお、答申の中で、特に触れられていないものでも、他市町村の基本計画を参考にした場合、建設のスケジュール、発注方式、業者選定方式、事業費及び財源、求められる庁舎機能のうちの行政執務機能と議会機能といったものについても配慮が必要と考えており、あわせて検討を重ねてまいります。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今、答弁がありました、まずスマート農業の件なんですけど、特に、今の農業の省力化、効率化は高齢化、担い手不足の中で非常に喫緊の課題であると考えておるわけですが、特に傾斜地が多く、狭い圃場がつながる中山間地域での営農活動、先ほどありましたリモコンの草刈り機とか無人ヘリの導入というのは非常に必要なものであって、その農作業をする方にとっては大変なものであるわけですね。そしてまた、危険も伴うというふうなことであるわけですので、例えば水稲防除関係について、無人飛行機のドローン、こういったもの、あるいはさっきありました無人のリモコン式の草刈り機等の活用というものをぜひ大いに推進していただきたいと思うわけなんですけども、こういったものについての導入の支援とか、組織、先ほど、スマート農業の協議会なんかは設立されたということなんですけども、現場においての体制づくり、こういったものが非常に大事になると思うんですが、そのあたりの方向性とか、事業の展開をどのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

導入に対する支援でございますけども、今のところ、補助事業がありまして、国の経営体制支援事業、こちらのほうの活用が一番いいのかなと思っております。あとは、産地パワーアップ事業というのがございますけども、こちらはリースになってまいりますので、こちらはよく考える必要があるかと思えます。ただし、この導入に際しましては、個人ではなくて、法人または機械利用組合との団体ということになっておりますので、今後、中山間地域におきましても、このようなドローンを使った防除をする場合、この支援策を活用して導入される場合については、そのような組織を立ち上げていただくというのが一番理想かなと思っております。

おります。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今年度、鬼木地区、あるいは志折地区において、先ほどありました国の助成事業を活用して次世代につなぐ営農体系の確立支援、いわゆるA IあるいはI C Tなどの先端技術を組み入れた新たな営農技術体系を検討する取り組みの支援ということで実証実験が行われておるわけですが、その中山間地域を中心としたドローン活用の防除実証実験、これらの経緯、これは全国で大体69グループで年間実施されるというふうに聞いてるわけですが、今回、波佐見町で2地区選定された経緯と、今の実証実験の現状を一応お知らせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

鬼木地区と志折地区を選定した理由といたしましては、鬼木地区につきましては、御存じのとおり中山間地域ということになっております。あと、志折地区につきましては、平場の地域ということでございます。平場の選定につきましては、ほかにも大型圃場整備をしました岳辺田地区、それから今やっております駄野地区がございましたけども、ちょっとドローンのほうにはあまりにも大きすぎて向かないんじゃないかと、以前、圃場整備をしました大体3反ぐらいの圃場が理想ということで、それと、田植えの時期が、鬼木と志折地区だと約1カ月違うということで、その分についての実証もできるということで選定をいたしております。

現在は、昨日、本来であればもうちょっと早くしたかったんですが天気によりまして、きのう、鬼木地区において除草剤の散布を1ヘクタールやっておりますけれども、非常にヘリコプターと違いまして、音が小さいというのが一番いいということと、小回りがきくということで伺っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今の実証実験の中では、鬼木で使ったやつを志折で使うという形ですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

機体は同じものです。大体、ワンフライト1ヘクタール、約10分間一つのバッテリーで飛

ぶそうです。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

そういった防除の体系で、町内の各種防除、果実とか野菜とかいろいろあるわけですけど、水稻に限ってきますと、今までは無人ヘリ防除があつて、それ以外にもスピードスプレーとか自走式の防除機などで行われてきておりますけども、従事者の面あるいは機能性とかあるいは費用対効果を考えたときに、中山間地では、先ほど課長おっしゃいましたように、非常に小回りがきいていいんじゃないかなと思うんですけども、こういった場合にどういう機種が適しているのかと。今、実証実験ですから、鬼木、志折以外の地域でもどうせ導入を進めていかないといけないと思うんですけども、こういったところにどういった機種が適しているのか。また、既存の防除ヘリの多分、更新があると思うんですよね。そういった中で、更新の時期を考慮する必要があるんじゃないかと。ドローンに切りかえるか、ヘリ防除をするか、そこのすみ分けと更新をするといった研究の余地があると思うんですね。こういったことで、このあたりについての協議あるいはスマート農業協議会の中でもどういった形でやるのかということも議論になってこようかと思うんですよ。特に、今のドローンが安いやつで80万代から500万代ぐらいあるわけですね。どういった状況が適しているのかといったことあたりも非常に考えて、農業経営のその負担が、労力の負担軽減にはなるけれども、コスト的に合わなくなったというようなことがなっちゃいかんわけですので、そのあたりについてはどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

現在の防除体系でございますけれども、まず、ヘリ防除につきましては、町内約200ヘクタールの防除をやっております。それから、粉剤等の散布、ミスト機というのでやっている方が約18ヘクタール、それ以外が噴霧スプレーや動噴等を用いて大体142ヘクタールほどやっておられます。聞き及んでおりますところによりますと、ブームスプレー等については、法人等が防除をやっておるわけですけども、大体、法人でも20ヘクタールがもう精一杯じゃないかなというところで聞き及んでおりますので、ブームスプレーについては大体1台で20ヘクタールがもう限界かなと思っております。ヘリコプターの防除につきましても、導入経費につきましては、1,000万を超えてくるということで経費がかなりかかってくるわけでご

ございますので、平場の大型化した圃場につきましては、どうしてもいっぺんにかけていくということであれば、大量に農薬を積んで散布できるヘリコプターのほうが有利になってくるんじゃないかなと思っております。それに比べて、中山間地に行きますと、小回りがきく、それとか移動が多くなるということになってきますと、導入経費もいろいろありまして、50万から大体250万円ぐらいが今の農業用ドローンの機体の相場でございますけども、そういった方向でドローンのほうが経費的にも安くなってくるんじゃないかなというようなことで、中山間地それから平場と防除の体系をすみ分けていく方向性で考えたほうがいいんじゃないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今言われたように、すみ分けも必要と思うんですね。それと、今、課長がおっしゃったのは科学的にまだほかにまだ保守料とか保証料とかを入れたらかなり高くなっていくと思うんで、そのあたりについても特に研究をしていかなきゃいかんと思います。

防除ヘリは今現在、2機、1台は購入、1台はリースですかね、それで活動されてるということなんですけども、1,500万から2,000万するわけですね。ドローンでしたら最高高いやつでも500万ぐらいですから、3分の1で済むというようなことで、非常に使い勝手のいいやつじゃないかなと思っておるわけです。既に、手軽さもあって、個人でも防除用のドローンを導入して薬剤散布を行ってらっしゃるという農家も二、三見受けられているわけですけども、特に山間部においては、やっぱり樹木あるいは崖とか電柱、そういったものの支障物が多いわけですね。そうしたときに、ヘリ防除の機能性とか効率性の高いとは感じておりますけども、導入する上でのドローンの課題、先ほど言われましたように、音が静かだとかあるわけですけど、例えばこないだの中尾の鬼木の説明あたりでも、風速3メートル以下ですとか、そういった根元までダウンミストというか、患部に届かないというようないろんな弱いところもあるわけですので、そういったことを含めて、課題をどういうふうに捉えておられるのかをお願いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議員おっしゃるとおり、ヘリコプターはローターのパワーがあるおかげで、薬剤のほうを下までいくということでございます。ドローンにつきましては、機体が軽いということで、

そんなに強いローターではないということですね。なかなか下までいかないんじゃないかというふうに言われております。今回の実証圃場では、そういったところ、あと3回防除を行いますので、ずっと成長段階に応じて防除をしていくわけですが、最終的にきちんと下までいったかどうかの検証も行う予定でございますので、その辺を加味しながら、今後ドローンが有効であるかどうかもしっかりと検証していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

それと、基本的にドローンを使うのについては免許はいらないというようなことを聞いておるわけですが、しかしやっぱり実際、鬼木でやったのを見てみますと、かなりの粒剤が1キロぐらいをまくわけですので、かなり繊細な技術がいるわけですね。そういった中で、機種を選定をはじめとして、そういった低コストの導入あるいはそういったものの中に、ドローンパイロットいわゆるマルチのオペレーターの育成、研修というものも必要になってくると思うんですけども、こういったものについて十分配慮をしていただきたい。特に、こないだ新聞に載ってましたけども、オペレーターの養成が福岡県の高校ですが、そういった指導の研修があつてということ、通常は20万から30万かかるというんですね。こないだみえた会社の話では、初心者で五日間、ベテランというか、通常使ってらっしゃる人は1日がいいというようなことでありますので、それでも、1日講習2万か3万かかるということですので、こういったところの講習費を支援として考えていただきたいと思うんですけども、そのあたりはどうですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議員おっしゃいますとおり、ドローンを飛ばすこと自体には免許は必要ないということでございますけれども、農林水産省が、農薬散布をする上では、農業用マルチオペレーター技能認定証の取得を推奨しております。こちらにつきましては、一般社団法人農林水産航空協会が指定する講習会場で受講するというので、金額も15万から25万ということでございます。ヘリ防除のオペレーターの免許を取得されている方については1日講習ですぐ終わってしまうということですが、それ以外の方については五日間ほどかかるということで、5日間かかれば費用もかかってくるということでございます。助成金につきましては、法人等がする場については、各種助成事業を使えるところがあると思うんですけども、特に中山

間地で行う場合、なかなか法人化もできてないところがございますので、助成が受けられないかなというところはあるんですけども、中山間地域直接支払制度をやっている地域につきましては、こちら、今回は、来年度から地域営農体制緊急支援施行加算ということで、逆に10アール当たり6,000円を加算して、そのスマート農業の推進を図っていくという項目が設けられますので、そちらを利用して受講していただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

おっしゃったように、法人とかあればいいんですけど、やっぱり中山間の小規模農家の集団といたら、共同利用を促進する、あるいは協業化するといったことが必要になると思うんですね。そこで、特に、今、おっしゃった中山間の交付金の加算の中で優遇措置というのはありがたいことだと思いますけど、そういった適用以外のところでどうしても導入したいといったものについての支援あたりはぜひお願いをしたいと思います。こないだの研修実演のときにも、波佐見に5台ぐらい入れたいというような声も農家の方からあっておりますので、ぜひそういったものについての支援をお願いしたいし、この点については、農業振興会はじめ、農業4団体からの要望書が多分、町長宛に出てると思うんですけども、そういった中での配慮をお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

確かに、中山間地域直接支払制度を利用されていない団体もございます。そういう場所に入れていかれるということであれば、その地域の中でも何かしらの組合をまず立ち上げていただくということになってまいります。その組合の中でオペレーター養成の助成金は無理にしろ、導入の機械的経費については何とか支援できればなと思っておりますので、その辺は研究をしていきたいと思っております。オペレーターの認証の取得の支援につきましても、今後もしできないかどうかは各団体にお伺いして勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

ドローンについてはそういった課題もあろうし、もう一つ課題はやっぱりバッテリーですよ、10分しかもたないと。長くて15分とおっしゃいましたけども。こういった問題につい

ても、これは業界の考えることであって、農林課に言ったって仕方がないことでありますけども、こういったものなるべく有効に効率的に使われるような機械の開発が進んでいくんじゃないかと思えますんで、それを期待したいと思えますが。

もう一つは、現在、整備中の駄野地区はじめ、あるいは平瀬団地、大区画化された、あるいは整備中の団地があるわけですけども、こういったものでも活用として先ほど言いました自動走行の無人トラクター、こういった導入とか、そういった、されたものについての普及推進の考え方はどういうふうなお考えなのか。当然、所得の向上、経営の安定を図っていくべきじゃないかと思うんですけども、このあたりについてはどうですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

大型圃場での無人走行トラクターでございますけども、今のところ、無人走行のトラクターの検証は町内ではやる予定がございません。しかしながら、もっと大きい北海道あたりはもう既に無人走行のトラクターを利用してやっておるところがございますので、今のところはまだ波佐見の圃場に対して、そのトラクターが適正な大きさかということもございまして、もう少し小型のトラクターが出てくれば、導入のほうも検討されていくんじゃないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

こういったスマート農業は、今言った、ドローンとかトラクターだけじゃなくて、冒頭にありましたように、AIを活用したあるいはICTを活用した技術を取り込んだ農業経営になっていくんだと思うんですけども、こういったものについてはなかなか我々高齢者は疎いもんですから、若い人たちの力を借りてそういった現場を回してもらうというようなことが必要になってくると。だからこういったスマート農業を推進するというものについて、先ほど一連の協議会があるとおっしゃいましたけども、こういった問題について、町全体の普及計画、農林水産省あたりはことしの4月に推進の計画策定をしてやってるわけですけども、こういった将来に向けたスマート農業を推進していく段階での町としての普及計画とかあるいは研修計画とかあるいは機種種の導入計画とか、そういったものの協議をする関係団体というのを協議の場というものを、あるいは研修計画なるものあたりを検討する場、そういったものをつくる必要があると思うんですけども、そのあたりはどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

スマート農業を進めていく上で一番問題になっていくのが、高齢化によりましてそのスマート農業の機器を使いこなせないというのが一番の課題になってまいります。スマート農業を使いこなすためには、パソコン、それからタブレットに対してデータを入力していくとかというような作業もございますので、そちらをしっかりとやっていただく人の育成というのがまず課題になってくるかなと思います。こちらの課題につきましては、今後、さっきも言いました、農業4団体、振興会をはじめとする農業団体がございますので、その中でも一つ取り上げていただいて、検証をしていただければなと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

いずれにしましても、難しい面もありますけれども、これはお互い勉強しながら取り組んでいかなければいけないことだと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略にも、中山間地農業の活性化を図ると掲げてあるわけですので、圃場の集約がままならない現状、あるいはむしろすばらしい環境を、景観の保存とか保全を活用していく必要があると思うんですね。特に、小規模農家が農業をやめたら荒廃してしまうという中で、そういったものを防ぐためにも、何らかのてこ入れをしていただきたいと思いますし、スマート農業を取り組みやすい分野から進めて、これから先の農業を続けていただきたいと思いますというわけです。先ほど言いましたとおり、農業4団体もいろんな課題を要望として出されておりますので、そういった振興策をぜひ町としても関係団体と一緒に頑張って真剣に仕えて、農業の振興を図っていただきたいと思いますと思いますが、もう一つお願いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

そうですね。中山間地域につきましては中山間地直接支払制度もございます。その中で、次年度からはスマート農業を取り入れた場合には、10アール当たり6,000円の加算金が出るということもございますので、そちらのほうは中山間地域の協議会とも話をしながら、スマート農業に取り組みませんかということで推進をしてまいりたいと思っております。また、町全体的にもスマート農業を普及するためには、主要4団体、農業振興会が一番上にあるん

ですけれども、その振興会を中心として、今後、普及に向けた話し合いも持つべきじゃないかなと思っておりますので、その辺も研究してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

じゃあ、次に行きます。

先ほど、農林水産省はことしの4月に唐突に世帯全体の所得が600万円以下とする、対象目安をですね、するというようなことを打ち出して、自治体に通知をしたということなんですけども、やっぱり突然だったということで、強制力はないといったコメントがありますけども、自治体からは、事実上、義務だといった捉え方があるわけですね。これについては、先ほどありましたとおり、新規就農のあるいは担い手確保という面から非常に大きな問題があるんじゃないかと思うわけですね。この中で、現在、うちの場合は対象として、今、予算的には2名分あるわけですけども、新規就農をIターン、Uターン、Jターンぐらいでやろうというような声あたりは今、最近あっておりますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

Iターン、Uターン、Jターンの方の就農状況でございますけども、今のところ、なかなか相談があっておりません。今までもこの支援策を利用した方は5年間で3名いらっしゃいます。3名のうち1名は川棚町のほうで就農されたということで、川棚町からの支援の予算ということになっておりますけども、ここ2年間にはなかなかこの支援の対象となるような方がみえないということになっておりますので、今後そういう方がおみえになれば、ぜひ使っていただくように計画を立てていただきたいと思いますと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

先ほど言いましたとおり、農業次世代人材投資事業として取り組まれておるわけですけども、就農者研修期間2年で最大150万の準備があった、新規就農の定着から5年間経営開始型で50万とこういった二本立てになっているわけですね。それが、19年度から所得上限が加味されるということになったわけで、おまけに国の予算が1割削減されたという中で、先ほどありましたように50歳まで枠を広げて申請をしいよというようなことになるわけですけども、こういった、うちにはまだそういった予定者がいないという今の現状ですけども、

こういった人たちがいましたとおり、都会から来たというような場合には、例えばその前年度の所得、かなり夫婦共働きだったりすれば600万以上になるとすぐですね。そういった段階での、以上でも自治体は判断で申請していいよというようなことでなってるわけですが、そのあたりについては、そういう申請があれば、どういう柔軟な対応をされますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

600万の所得制限が設けられたということで、都会でかなり収入を得られた方が来られた場合が該当するかなと、それと、就業されてる方がたくさんいる家庭もこれに当てはまってくるかなと思っておりますけども。その内容によりまして、市町長の裁量で決定できるということになっておりますので、その就農される方の意欲が一番重要になってくるということでございますので、その辺をしっかりと確かめて決定をしてみたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

去年までは国の助成は対象は45歳未満だったわけですけど、今年度50歳未満に拡大されたということなんですけど、これも農業4団体から要望がされた中に、45歳以上との取り組みを単独で独自の助成措置として設けてくださいといったような要望があつてと思うんですけども、こういった問題については、町内の農業従事者、平均が多分もう66歳以上なってると思うんですね。そういう現状からみても、今後の農業農村を維持していくために、あるいは営農活動を図るためにも重要なことだと思うんですよ。だから、これはこれとして、町独自の制度を設けていただきたいと思うわけですけど、そういった考えはないですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

そうですね、50歳以上ということになりますとなかなか難しいところもございまして、その方がある一定の農業者のレベルであれば、そのほかの施設、機械等の助成等でなんとか就農していただければと思っておりますけども、それ以外の場合がなかなか収入減が見当たらないということもございまして、その辺につきましては、本当に農業だけでやっていくかというところで、先にコストをかけない農業、町内にもいろいろ空いたハウス、それから貸してもいいよというような圃場がございまして、そちらのほうで一回やっていただいて、それをやって、もっとやりたいんだということであれば、また次の助成事業がないかどうか

を探して検討してまいりたいと思います。町独自の支援策につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

確かに、即入ってばりばりやる営農者ってなかなかいないでしょうから、そういう点については、例えば兼業農家でずっと経験を積んで、規模拡大を図っていったらというような方法が一番いいんじゃないかなと思うんですね。そのあたりについては、特に、担い手確保、新規就農者の確保という面から、特に今後、力を入れて配慮をしながら進めていただきたいと思います。

何回も言うようですが、農業4団体から出た問題として、いわゆるそういった新規就農者の助成は別としても、リースとかあるいは中古農機の購入といったものについても、ぜひ今後、検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次にいきたいと思います。

新庁舎の建設基本計画策定等についてでありますけれども、先ほどいろいろ、特に災害に強いとか低コストサービスの提供とかってというような課題があるわけですが、今の段階での例えば今年度中に基本計画と基本設計をやるということですから、基本計画をある程度進められているんじゃないかと思うんですが、まず、答申の内容では最大限尊重するということではありますが、町長自身のこの建設の、現在地ということはわかるわけですが、現在地で配置あたりはもう決定というか、そういう形ができてるんですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

庁舎建設検討委員会からの答申はそういう形になっております。決定ということになりますと、内部でも十分基本計画を立てた上で、そういう中ではやはり有識者のあらゆる角度から検討された答申でございますので、充分尊重しながら、そしてまた、最終的には議会の決定につながってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

差し出がましいような質問なんですけれども、いろいろ計画を立てる段階で、位置あるいはそういった配置なり、そういったものをある程度もう決めていかないと、形にしないと、具

体的な計画に進まないと思うんですけども、そのあたりからして、例えば、現在地とした場合でも、今の庁舎を場所的には駐車場スペースの空いたところに決定するんだというようなことあたりがいつごろになるのか、そういった考え方はまだ出されないのかどうか。特に、現庁舎をそのまましておいて、仮の庁舎もいらないわけですから、そういった建設の方法としてそういったことでやりますよというような考え方があるのかどうか、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

町長も申し上げたとおり、現在地にするかどうかについても、町の中でこれからまだ審議が必要だと考えております。と申しますのも、これから基本的な庁舎機能であったり、そういったものの深いところまで考えていくわけですけども、例えばその中で、こういった機能があればいいとか、そういったものを固めていった際に改めて、この今の場所が本当にいいのかっていうようなこととかも考えないといけないと思うんですよね。そういったこともありますので、その辺は今、関係各課のグループなどもつくって検討を進めるようにしていますので、そういった検討は進めていって、今年度の早い段階で基本計画案については早めに町としての案というのを固めないといけないと思うんですけども、それが詰まっていく中で改めて現地がいいのかっていうことはやはり再度、町として判断しないといけないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

そういった状態ならばちょっと質問はできないわけですけども。ただ、私、例えばの話で今聞いているわけですけども、しかし、もう6月ですから早い時期にある程度形を示していただかないと、どうするのかと、基本設計までいくということであれば、なるべく早い時期に打ち出させていただいて、やっていただくというのが筋じゃないかなと思うわけですね。

例えば、答申にもありますけれども、駐車場の確保とかもあるわけですので、あるいは災害に強い庁舎ということもありますから、特に今後は防災機能の拠点として、庁舎の位置あたりは十分必要になると思うんです。ただ、そういった中でのなるべくコストを安くあげるということであれば、仮庁舎もいらないと、必要ないというようなことで、今の駐車場スペースを活用して、そこに建てて、その後に現庁舎のところに駐車スペースをつくるといったようなことが望ましいんじゃないかなというような考えを持っていたもんですからお聞きを

してるわけですが。まだ、そういった計画が具体化してないということであれば、やむを得ないといった感じはします。ただ、いずれにしても早くこういった計画を進めていただきたいと思います。

特に、例えば木造を活用するといったこともありますから、そういったものを活用するというのであれば、例えば町有林の伐採か民有林かわかりませんが、切った場合に、1年か2年寝かせないかと、そういった形もありますから、なるべく早く決定をして、そういったものの計画を具体的に織り込んでいただきたいと思うわけですね。川棚町も木材を活用するというような計画をされてたそうですけども、森林組合の話によれば、もうちょっと伐採の時期とおくれたために活用ができないと。備品程度に活用するといった状況があるわけですので、そういったことを踏まえてなるべく早く打ち出していきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

基本計画について、早急に決めないといけないというのはこちらも思っているところでございます。実施設計を来年ということであれば、それから逆算して基本設計、その前の基本計画ということで、これより協議、二、三カ月程度いたしまして、こちらの現在の思いとしては、できれば上半期中にある程度の形、素案というものについては町の中では固めていきたいなど。その議論の中で、新たな課題がどれだけ出てくるかということもあるんですけども、そういったスケジュール感をもってやってはいきたいなというふうに思っていますので、そういったところで取り組んでいきたいと思っております。

○13番（石峰 実君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、13番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時15分より再開いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、7番 百武辰美議員。

○7番（百武辰美君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きな1番、汚水処理施設についてであります。

本町の汚水処理については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業補助金の二つの事業により整備が進められております。平成29年3月の長崎県汚水処理構想の策定に当たり、本町でも下水道事業の見直しが行われました。また、今年度より浄化槽設置補助金制度の見直しが行われたとも聞いております。汚水処理は衛生的で快適な生活環境を実現し、河川や大村湾等の公共用水域の水質保全を図るために不可欠な施設であります。汚水処理について、次の事項を質問いたします。

1、直近の下水道、浄化槽における汚水処理人口普及率はどうなっているのでしょうか。

2、現在行っている公共下水道の汚水管布設の範囲と工事完了予定時期はどうなっているのでしょうか。

3、公共下水道接続可能区域図に事業認可区域と未認可区域とあるが、未認可区域とはどのような地域のことを指すのでしょうか。

4、今年度見直しが行われた浄化槽設置整備補助金の改正内容をお伺いいたします。

続きまして、大きな2、公共施設の管理について。

波佐見町講堂の改修が完了し、また、今年度からは歴史文化交流館（仮称）の建設も始まり、新しい施設も充実してまいります。有効的な利活用を進めていくためにも、適切な運営管理が求められているものと思います。その中で、1、波佐見町講堂の利活用状況はどうなっていますでしょうか。また、どのような管理を行っておられるかお聞きします。

2、歴史文化交流館（仮称）の管理運営の基本的な考えをお聞きいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 百武議員の御質問にお答えいたします。

まず、汚水処理施設について。本町の汚水処理施設については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業補助金の二つの事業により整備が進められている。平成29年3月の長崎県汚水処

理構想の策定に当たり、本町でも下水道事業の見直しが行われ、また、浄化槽設置補助金制度の見直しが行われた。汚水処理施設は衛生的で快適な生活環境を実現し、河川や大村湾等の公共用水域の水質保全を図るために不可欠な施設である。汚水施設について次の事項を問うということで、1、直近の下水道、合併浄化槽における汚水処理人口普及はどうか。2、現在行っている公共下水道の汚水管布設の範囲と完成時期は。3、公共下水道接続可能区域図に事業認可区域と未認可区域とあるが、未認可区域とはどういう区域か。4、今年度見直しが行われた浄化槽設置整備補助金の改正内容はどういう内容かという御質問ですが。本町における汚水処理施設の整備については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業により実施しているところですが、各汚水処理施設の整備をおおむね完了させるためには、それらの有する特性や経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効率的な整備を行っていく必要があります。公共下水道と合併浄化槽、どちらが経済的か、その特性や経済性を踏まえた上で、適切な手法を選定し、建設費のほか、維持管理費等も含めたコスト比較により、下水道全体計画区域の見直しを行ってきたところです。

まず、1の直近の下水道、合併浄化槽における汚水処理人口の普及率については、平成30年度末現在で、公共下水道の汚水処理人口普及率が45.7%、浄化槽の普及率は30.8%、汚水処理人口全体では76.4%となっており、普及率は年々増加しています。

②現在行っている公共下水道の汚水管布設の範囲と完成時期ですが、現在、稗古場郷の窯業試験場周辺並びに下原田地区の整備を行っており、この地区の完了時期は令和3年度の予定です。

③公共下水道接続可能区域図に未認可区域があるがどういう区域かとの質問ですが、現在の接続可能区域内には未認可区域はありません。本町ホームページに掲載の区域図をごらんになっての質問と思いますが、ホームページの掲載内容の更新時に、区域図の更新を失念したものであります。質問通告書を受け、直ちに正しいものに訂正をいたしました。

④今年度、改正された浄化槽設置整備補助金の内容ですが、基本的に汚水処理人口の向上、増加に貢献するものを補助の対象ととなっていますので、くみ取り及び単独浄化槽からの合併浄化槽への切りかえが主な補助対象になります。また、個人住宅、いわゆる戸建て住宅を補助対象としますが、事業所や公共施設などの非住居物件は補助対象外となります。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

百武議員の御質問にお答えをいたします。

2、公共施設の管理について。

波佐見講堂の改修が完了し、また、今年度から歴史文化交流館（仮称）の建設も始まり、新しい施設も充実してくる。有効的な利活用を進めていくためにも、適切な管理運営が求められている。1、波佐見講堂の利活用の状況は、また、どのような管理を行っているのかについてですが、波佐見講堂の所管については、今年度から教育委員会が引き継いでおり、4月、5月の利用状況は、件数で3件、利用日数は準備期間等を除き9日間、利用人数は約400人となっており、そのほか、長崎総合科学大学、建築学科の学生45名の視察受け入れも行ったところです。

この講堂の土曜日、日曜日の開放と清掃等の管理については、特定非営利活動法人波佐見講堂ファンクラブに委託しています。また、隣接するトイレの管理については、佐々木商店に委託しています。利用申請は、教育委員会事務局が受付を行い、波佐見講堂ファンクラブと調整しながら許可を行っており、今後もこれまでの使用状況を踏襲しながら、適切に管理を行ってまいりたいと考えています。

2、歴史文化交流館（仮称）の管理運営の基本的な考えはについてですが、歴史文化交流館（仮称）については、令和3年3月のオープンを計画しています。管理運営については、折敷瀬郷、舞相にあります教育委員会分室を移転・統合しますので、直営で考えており、現在、勤務しています職員体制を基本に運営を行ってまいりたいと考えています。一方で、夜間等における町民向けの講座開催や土曜日、日曜日の開館も計画していますので、職員のシフト勤務や臨時職員の増員を検討しています。今後、類似施設の運営調査等をさらに進め、建設検討委員会で詳細を検討してまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

それでは関連質問に移らせていただきます。

まず、汚水処理施設についてであります。公共事業と浄化槽事業、二つの事業で本町は進められておりますが、長崎汚水処理構想が29年3月に策定をされまして、各町がもう一回汚水処理について考えたのを県がまとめておりますが、そのときの資料によりますと、平成27年度は汚水処理人口というのは、例えば、下水の処理ができるのが何人ですよ、浄化槽が

処理をしているのが何人ですよという人口割で統計を出しているところではありますが、公共下水道でいきますと、人口が27年度で6,612人、これは接続可能人口のようです。今、接続しているじゃなくて、可能、その地域に住んでいる人が6,612人ということで、浄化槽が4,386人の方が使ってらっしゃるということで、27年度は合計1万998人、73.1%でございましたので、ここ2年ほどで、先ほど76.4%ということでしたから、3%の方が恩恵にあずかっていると思いますが、まず、今、パーセントでいただきましたので、その数が概略でも結構ですから、人口がわかれば、汚水人口処理人口がわかればお答えしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

最新の30年度末の数字でございます。下水道処理区域の人口ですが、約6,750人です。浄化槽と合わせまして、合計で約1万1,300になっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

400の方がここ2年ぐらいで水洗化の恩恵にあずかったということですが、それでは続いて質問ですが、行政用語難しゅうございまして、公共下水道の中に水洗化率というのがあるんですが、実は先ほどの処理人口というのは、この地域に例えば先ほど6,750の方がおりますが、下水道につなげば6,750の方が利用できますよという数字ですので、実際は全部つないでるわけじゃありませんので、現実、つながれた率を水洗化率と言うそうでございますが、平成27年では6,612人の整備人口のうちに、5,478の方が水洗化をされておまして、率は約83%の方が公共下水道の中で水洗化をされてるのが実質でございますが、その数字の直近もわかればお知らせいただきたいんですが。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

直近の水洗化率ですね。30年度末で人口ベースで言うと約5,970、率で申しますと88.4%となっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

これも少しではありますが、水洗化が進んでいるという状況で喜ばしいと思います。それ

でもまだ、下水道につないでいच्छゃらない方が多数でございます。これには、努力義務ですが3年以内につないでほしいということもございすが、この下水道にまだ未接続の方がいच्छゃいすが、その主な要因は何だとお考えですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

ただいまの質問ですが、いろいろあろうかと思ひます。水道課としても、毎年、接続要請のチラシをお配りしたり、それから、人出も足りないんで、少しではあります、毎年60軒程度は訪問して接続を促しているところでありす。そのときに、どうしてつなげないんでしよかっていうのは聞いております。その中で一番多いのが金銭的なものですね。それから、高齢者だけの家庭というのもかなりありまして、先行きがわからないのでというのもありました。それからもう一つ特徴的なのが、くみ取りの家庭も結構あるんですけど、今のままでも何ら不自由がないとおっしゃっててるんですよね。なので、変えるつもりはないと。それから、浄化槽を設置している家に関しては、浄化槽をつけてまだ十何年しかないと、十分機能しててるんで、変えたくないとおっしゃる家庭も結構あります。

以上です。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

家庭訪問をされて努力されてることは御苦労さまでございす。続けていただきたいと思ひますが、今の原因を聞いてみますと、金銭的なもの、高齢者であるということ、それから、くみ取りで何ら不自由はないということございすから、それ以上、下水道に接続していただくような働きかけは続けなければいけないが難しいところもあるのかなって苦慮は察しますが、でもそれでも接続は推進はしていかないといけないですよね。何かいい方策はお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひますが。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

大変苦慮しているところではあるんですけど、推進はしていかなければいけないと思っております。今までどおりの訪問等も行いますけれども、まず、考えられるのは皆様の意識ですね、意識改革。環境の維持とか環境保全に役立つてるんですよという観点からもう少しアプローチをかけていかなければいけないかなと思っております。補助金等に関して言えば、公

共下水道と浄化槽区域とありますので、両方、均衡がとれた不公平感がないようなことをやらないといけないので、どちらか一方に補助金を多くあげるとかいうこともできませんので、先ほど言ったような考え方で進めていきたいなと思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

課長のほうからできるだけ公平を保つというふうな言葉が出ましたんで、それは後に触れますが、その前に、下水道の区域が変わりましたんで、処理が当初よりは小さくなっておりますですね。となると、接続の世帯も変わりますから、使用料が減ってまいります。となると、当初の計画の収支の計算より大分違ってくると思うんですが、この下水道の整備が終わった後、維持管理に係る経費を今の計画の後の世帯数の利用料で賄えるもんなんですか。もし不足するとしたら、一般会計よりどの程度の繰り入れが必要なのか、今の段階でわかる程度で結構ですんで、お知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

直近30年度の結果で申しますと、今現在、若干、管路工事やっておりますけど、その分を除きますと、料金収入と維持管理の部分、大体同じくらいとなっております。これはまだ施設がそんなに古くありませんのでこれで保ってるのかなと。今、整備計画の分が全部終わったとして、今の料金収入でいくととんとんなのか、でも、これからだんだんと古くなってきますので、維持補修を考えるのと人口減少を考えたら、若干足りなくなるだろうなと思っております。現在、繰入金ですけども、大体毎年1.8から1.9億ぐらい入ってるんですが、これは金額的に申しますと、償還金の元本利息、これの償還に充てる金額とほぼ、管渠工事費を除けば、これと同じぐらいになるのかなという感じで、これは将来的にも料金ではちょっと賄いきれないかなと思ってます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

今の課長の答弁を聞けば、維持管理は利用料で賄えるだろうという、大体ですね。それで、今から管路、古くなって、相当下水道も経ってますから、20年と言わんごと経っているんですかね、施設も老朽化してまいりますし、ひょっとしたら管路の改修とかも必要なところも出てくるかもしれませんので、相当な一般会計の繰り入れも必要になるかと思いますが、そ

れはいたし方ない経費ですので、そういうことになろうかと理解をしておきます。

それから、続けますが、今度はもう一つの事業の浄化槽の補助金の現状をもう一回再確認のために、例えば一般的に6人、7人槽が普通だと思うんですが、今の補助金の制度はどうなっていますか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

現在、国県町で補助金を出してるわけですけども、5人槽で新築の家で44万4,000円、7人槽で48万6,000円、改造になると、町長答弁の中にもありました26年度から積み増し分がありますので、改造では5人槽でプラス14万8,000円、7人槽だとプラス16万2,000円となっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

ホームページと若干違うような感じもする。もう一回済みません、6人、7人槽で今、補助額はいくらですか。僕が間違いかもしれません。もう一回最初からいいですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

5人槽で新築家庭家屋44万4,000円、改造で59万2,000円、先ほどは差額だけしか言いませんでしたけど。7人槽においては新築で48万6,000円、改造ですと64万8,000円となっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

僕、きのうホームページで見たんですが、2019年5月29日の更新ですから最新だと思うんですが、そこで見れば、一般浄化槽6人から7人槽個人住宅の増改築の場合で55万2,000円、個人住宅の新築の場合が41万4,000円ってなってるんですが、どちらが本当ですか。僕のが間違いかな。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

済みません、今、私が申し上げたのは、高度処理型と言いまして、標準のやつと高度処理型っていうのがあります。現在はこの高度処理型が全てでありまして、今までの標準型とい

うのは設置されておられません。ですから、私が申し上げたのはその高度処理型、より多いほう、こちらを申し上げました。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

承知しました。高度処理という言葉があればわかったんですが、済みません、こちらも失礼しました。

その中で、今、補助金が、国県町という言葉がございましたが、全てが国庫補助じゃないはずでございますが、例えば、どの金額が県国合わせた金額なのか、あるいはそれに上乗せの分がありますよね。例えばどの高度処理の分でどの程度の金額が町で負担している分か教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

先ほど申しました金額で、例えば新築物件についてはおおよそ3分の1ずつですね。改築部分についての新築との差額については町負担となっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

それではもう一つですが、改築と新築で補助金の額が違います。どうしてでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これは、新築の場合は、今は建築するときに要件になっております。つくらないと建てられないということです。それと同時に、改築の場合はもともとくみ取り式とか単独浄化槽がありますので、その分を撤去する費用が必要でしょうということで、その分の積み増しとなっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

よくわかりました。

それでは次に進みますが、ことし、国がその補助金制度の改正を行われたということは聞いておりますが、住宅団地に対しては説明がありましたが、一つ懸念するのは、故障して交換しなければならないという世帯が必ず出てまいります。そのときは、去年までは多分、補

助対象になっただけですが、今年度はどうなりますか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

ここは非常に難しいところで、県にも再三問い合わせはしてるんですけど、明確な答えはいただいておりません。国のほうも、ことしの4月から制度は変えたんですけど、全国からの要望等もありまして、二転三転している部分もあります。固まっていないんだろうなという事です。

さっきの問いについてですが、故障については、補助が出るであろうと今、回答はいただいておりますが、何せそういう国の状態なものですから、県としては個別の案件が出たら相談してくださいと、でないとなかなか答えが出ないと言われております。これはちょっとうちのほうでも困ってるところなんですけどもそういう状況です。さっき言いましたように、浄化槽の新規更新の場合は出ませんということです。故障の場合は出る可能性があります。要するに、1回つけた浄化槽を古くなったからやりかえますというのは対象外です、故障の場合は出る可能性がありますと言われて、非常に判断に苦しんでるところなんですけど、今、そういう状況であります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

僕も興味がありましたからずっと見とったんですが、国は最初は故障も認めないようなことを言っただけなんです。だから、最近は故障はまあ状況が出てきたらっていうことで今、やりとりされているようですが、実は、僕は業者のひとりでもありますから、そこが一番困るわけですね。壊れとるから変えんばっていうのが絶対出て来とる、今までも出て来とるはずですし、今からも出とるはず。というのが、20年も経つと、昔の製品ですから、FRPですから、亀裂が入ったり不当沈下で割れて汚水が漏れたりしたところも何軒も見てまいりましたが、必ず出てまいります。そうしたときに今の回答だと、いやいや、申請してみないとわからんっていうことですね、そういう理解でよろしいですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

基本的には、先ほど議員も申しましたとおり、故障については出る方向でということらしいんですけど、場合によっては出ないこともあるんで、申請時に聞いてくださいというふう

に言われております。非常にやるほうとしては困ってるんですけども、今の国の状態はそういう状態でございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

そこは、大変予算もなか時期に苦しい答弁でしょうが、はっきりしていただいたほうがいいですね。というのが、もっと丁寧に扱ってる市町村もあります。例えば、市は申しませんが、ちゃんと対象者の中に、故障等により、既設の住宅用の浄化槽に代えて新たに浄化槽を設置するのも補助しますよという、丁寧に扱ってされるところもあるんです。やっぱり今、下水道の例えば地域も変えたですね。同じ例えば村木の中でも下水道につなげる場所もあればつなげないところもある。それで、先ほどの質問の中に、今からの下水道の維持管理で機械類はとて利用料では賄いきれないから一般会計もやむなしというところもありますから、それも税金をやっぱり投入するわけですね。だからそう考えると、故障はもう仕方ないことですから、故障でかえんばときに、去年までは補助金がもらえました、ことからはもらえません、やっぱりその方が非常に何かこう置き去りと言ったら変ですが、ちょっとかわいそうだなという気もしますので、できますれば早急にその辺のことが出てからじゃ遅いんじゃないかなと思います。ちょっと前向きに御協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これからも県のほうにも問い合わせをして、ぜひ早急な答えをいただきたいと思っておりますし、できるだけそういうのにも補助が使えるように、こちらからも申請のアドバイスをしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

はい、ありがとうございます。

ちょっと戻りますが、今現在やっているところが令和3年までということなんですが、例えば地図差しかえていただきました、これならわかるんですね、見てどこまでって。例えば、村木地区でもこれを見ると、つつじヶ丘ぐらゐの周辺で一応これで完了という地図にはなっておりますが、前のことを言っても言わなくってもいいんですが、どういう判断基準と

どうか、何か基準があつてそういうことで設定されたのか。稗古場も近いんですよ、この赤い地域、窯業試験場あたりで終わりますが、ここを決めるにあたって、何か、今まで質問もなかったんで聞きますが、どういう判断基準か何かあつたんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

29年度に見直しを行ったわけですが、見直しを行うにあたって、費用対効果とかそういうものを考えて、浄化槽とどちらが有利になるのかと、そういうことを考えながら区域の設定をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

先ほどの同僚議員にもあつたんですが、特に大村湾に接続というのが、河川が流れる自治体ですから、汚水処理コースをよく見てみますと、大村湾に隣接するところが非常に汚水処理に対する意識が高く、汚水処理人口普及率も非常に高いんで、大村、諫早ですね。僕は、不勉強でこれを勉強するまで、全ての市町村で下水道あるのかなと僕思ったんですが、そうじゃないですね、やっぱりね。島原とか平戸、対馬、五島、上五島は現在、下水道計画もあるところもありますが、全て合併浄化槽で対策を行っているようですから、それに比べれば我が町は今、七十いくらかな、さっきおっしゃった76%という数字は非常に優秀なのかなと思います。川棚も87%、東彼杵も71%ですから、時津、長与にあたっては98%という整備人口ですから、なお汚水処理の人口ですから、非常に優秀だなと思います。どちらにしろ、公共下水道にしろ合併浄化槽にしろ、もちろん進めていかなければならないことは事実でございますので、ぜひ先ほど言った不公平感の出ないような施策をとっていただきたいなと思います。

続けていきたいと思いますが、2番目の公共施設についてであります。まず、講堂についてでございますが、今、利活用状況が4月、5月で3件で400人、そして視察が40人ということでありました。3月の議会で、講堂関係については、波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例というのを制定をいたしました。その10条に、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるということでありましたが、この規則というものはあるんですか、ないんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

条例とともに、波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例施行規則を設けております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

概略で結構です。どういうものが決められているか御紹介ください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

主な内容を御説明をいたします。まず、施設の使用範囲、許可の条件、使用時間、使用許可の手續の内容、使用料の減免、そして順守項目ということが大きな内容でございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

ホームページを見ても、歴史資料の更新もされてませんし、規則は載せるかどうか知りませんが、わからなかったんでお尋ねをいたしました。再確認でございますが、借用から使用完了までの流れをもう一度、管理するところと使用するところが離れてますんで、どこに申請して、鍵をどこに借りていってという基本的なことをもう一回おさらいをしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会が所管をしておりますので、申請は教育委員会の事務局に行っていただきます。まず、使用ですが、3カ月前から七日前までに教育委員会の事務局のほうに申請をしていただきます。ただし、それ以前も仮予約という状況で教育委員会のほうに御相談があれば、仮予約をしております。使用の形態にもよりますが、土日とかなれば、鍵はお渡しして、翌朝、次の日の朝に鍵はお返しをしていただくというのが基本的な流れになっています。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

講堂は、旧東小、僕も卒業しましたんで、非常に多目的ホールというよりはまだ学校の施設の一部かなという感覚があるもので、そういう感覚で質問するんですが、講堂の使用許可は基本的にどの団体、どの個人でも許可をされますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

規則のほうに、施設の使用範囲というのが定めてあります。主なものは第3号あるんですが、波佐見町民の憩い、くつろぎ、文化活動の向上に資すること、交流人口の拡大に資すること、地域コミュニティ活動の促進に関することということとなっておりますので、その趣旨に合致するものであれば、許可を行うということでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

その辺のことが、規則が表に出てないのでよくわかりませんが、もうちょっと具体的に聞けば、一般業者や個人の物販目的のイベントにも使えますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど言った規則の内容から照らし合わせると、厳しいものがあるというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

もう一つ、さっきの鍵の管理が非常に僕は気になるんですが、土日の場合はその人に預けて月曜日に回収するというやり方です。僕も、古い施設で例えば鉄筋コンクリート造りならあんまり心配しないんですが、例えば、木造ですから一番怖いのは火災ですよね。例えば、鍵を預けて、ひょっとして悪いというとおかしいんですけど、何か用事に入って、鍵を使って火事を起こしたとか、ぼやを起こしたとか、備品がなくなったとか、そういうところはどうお考えでそういう、相手を信用するのは大変重要なんですが、ちょっとその辺甘いかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員おっしゃるとおり、私も講堂の管理の担当者となったとき、やはり火の扱いというのは大変心配しております。当然、申請の段階で申請者の方の信用におけるかどうかはこちらのほうで判断しておって鍵をお貸しするわけでございますが、やはり火気の点は気になってるところでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

もう一つですが、火気の使用については、木造ですから非常に燃えやすいとは皆さん御存じでしょうが、どの程度まで室内で利用できるのか。例えば、場合によっちゃ、携帯コンロあたりも使用可能なのか、あるいは、例えば熱源がついた、動力のついたものもあるかもしれませんよね、チェーンソーであったり、例えば、動くものであれば、もちろん電動以外はそうでしょうが、そういうところはどこまで可能なんですか。決めてらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

使用上の注意事項に記載がございます。具体的には、暖房器具を除く火器の持ち込みは禁止していますということなのですが、暖房器具もストーブ等を使用する場合は、近くに消火器の位置を確認の上、常時、監視者を立てるようにしてくださいという条件を付しております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

建築中、改修中から非常に僕は不安だったのは、火事ですね。周りに家がございまして、火をつけると木造ですからすぐ燃えてしまいますよね。やっぱりもう少し、火気に対する備えは全体的に我々もそうですが、どうすればいいかはもうちょっと考えんばいかなかなというところは課題としては残ってるのかなというふうに思います。おまけに、国の登録有形文化財でございますから、その性質上、扱いももうちょっと注意していかなければならないかなと思いますので、担当は大変でしょうが、一緒になって考えていきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

次、歴史文化交流館（仮称）についてですが、二、三日前、何かこう、聞くところによると入札もあったようでございますので、もうすぐ契約も上がってくるのかなという時期になってまいりました。基本的には、直営でやるということですが、土日あたりは、今からのことでしょうかから概略で結構ですから、シフトをして人間も増やしてということでございますが、無理なところもあるのかなという感じはせんでもないんですが、現状、どういう状況ですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず分室の体制について御説明をいたします。現在、学芸員が2名、そして施設整備の技術の係長が1名、そして臨時職員が1名、そして、今まで発掘した陶片等を整理する作業員が2名という体制でございますので、原則、それが新しい歴史文化交流館（仮称）のほうに移ります。教育長の答弁があつたとおり、土日の開館また時間外ということになりますが、今決まっている段階では、火曜日を休館というふうにしますので、そうすると、シフトをした場合、土曜か日曜に職員がどちらか出てくる、時間外に対して臨時職員かまたそのほかの対応をしなければいけないということ、今、検討しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

もう一つ気になる点が、今からですからあまり深く考えなくても結構なんでしょうけど、今までの委員会の中でも、カフェの設置という問題が出てまいったですね。だから、今までの話を聞きますと、何か民間でされる方があれば募集をしようかなということでしたが、その方針は変わってないのかをお伺いをしたいんですが。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員さんがおっしゃるとおり、民間の方にお任せをしたいということですので、しかるべき時期にまたカフェの公募はやりたいなということで考えております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

もう少し時間がありますから、ひとつ民間の方を入れるにしても、なかなか採算が合いにくいところなんでしょうから、そこが一番懸念しますから、もし必要なら、やっぱり何らかの支援策も必要なのかなという考えもございますので、今後、全体の流れを見ながら計画を進めていただきたいなと思います。

もう一点済みません。波佐見講堂で質問を忘れて、戻って申しわけないんですが、今、土日祭日は波佐見講堂ファンクラブに委託されてるような感じだったんですが、委託内容はどの程度の委託なんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、土日午後から開放していただいております、見学者に対する対応、あと、清掃等

を行っていただいております。

ちょっと前後しますが、カフェについてでございますが、私どもも大変そこは心配をしているところでございます。当然、歴史文化交流館、よりより施設、よりよい催しでカフェの方にとってもいいように、そしていいカフェの方が入ってきて、歴史文化交流館に来ていただくという相乗効果を狙っておりますので、何か支援ということになると、出店料とかをまあまあ低くできないかということも現在、考えているところでございますので、それらを踏まえて建設検討委員会でさらに検討を重ねていきたいと考えております。

○7番（百武辰美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、7番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時15分から再開いたします。

午後3時2分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

長崎県は全国で最も人口減少が進んでいます。本町では、全体的には緩やかではあるが、築によっては急激な過疎化が始まっています。そこで、この現状を踏まえて次のことを問います。

1、消防団について。

（1）団員の確保は大丈夫でしょうか。

（2）報酬は適正でしょうか。

（3）消防団の運営は適正でしょうか。

（4）出動手当は適正でしょうか。また、自治会長による出動要請は手当が出ないのでしょうか。

(5) 自治会に過度の負担がないのでしょうか。

2、人口減少の歯どめについて。

(1) 空き家の現状、また、町主導の解体及び活用はどんなでしょうか。

(2) 土砂災害防止法による、地区によっては住宅の建設に制限があります。住みやすい環境にするためには、合併浄化槽の設置が町でできないのでしょうか。

(3) 人口減少により、自治会活動のための地域住民の負担が増えている。町としては、その負担軽減を図る手段はないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

長崎県は全国で最も人口減少が進んでいる。本町では、全体的には緩やかではあるが、地区によっては急激な過疎化が始まっている。そこで、この現状を踏まえ次のことを問う。

まず、消防団について。

(1) 団員の確保は大丈夫かという御質問ですが、平成31年4月現在での団員数は、定数330人に対し、補助団員36人を含めて316人で、14人の欠員。充足率では96%となっています。この数値はここ数年ではほぼ横ばい状態で、定数まで確保できるのが一番望ましいところですが、各分団をはじめ、自治会等の協力をいただきながら、確保に努めているところです。

(2) 報酬は適正か。報酬のみを長崎県内の市町消防団の状況と比較した場合、団長、副団長、分団長では1万円から3万円程度高くなっていますが、副分団長以下では3,000円から5,000円程度低い状況にあります。ただし、各団体で出動手当の出し方にも違いがありますので、一概にこの額が適正かどうかの判断は難しいところです。

(3) 消防団の運営は適正か。各分団の運営に関しては、それぞれ地域的な環境や長い年月の経過の中でも違いがあり、適正かどうかの判断は難しい面があります。分団の運営は、財源的には町からの団員報酬や出動手当、運営費補助金と自治会からの支援が主であると思いますが、これまでも分団に状況を伺ったところでは、特に運営に困っている等の回答はなく、おおむね現在の状況で問題なく対応していただいているものと考えています。

(4) 出動手当は適正か、また、自治会長による出動要請は手当が出ないのかという御質問ですが、出動手当に関しても団員報酬額との関連があるところですが、他団体との格差は

それほどない状況ですので、大きな問題になる要因はないと思っております。

また、自治会からの出動要請に対しては、要請の業務内容にもよりますが、対象になるものとならないものがありますので、要請したい事項が発生した場合に、個別に相談いただき、判断することになります。

(5) 自治会に過度の負担がないのかという御質問ですが、町からのほかには各自治会から分団に対して支援をさせていただいており、その規模については、これまでの経過等もあり、分団や自治会でまちまちのようですが、自治会の決算書から試算をしたところでは、一世帯当たりで換算し、年間1,400円から2,900円程度まで差があると見込まれています。今後、世帯数の減少が見込まれる自治会にとっては、分団に対する支援の額をそのままにしていくなれば、当然、自治会の負担が重くなります。分団の運営を支援するために、平成7年に分団運営費補助金を創設した経過があり、それ以外に自治会からの支援がどの程度が適当なのかは各分団の状況によりまちまちだと推測しますが、現時点においては運営に大きな支障があるとの意見は聞いておりません。高齢化世帯の増や世帯数の減による影響で、仮に分団への支援費を減額した場合に分団にどのような影響があるのか、自治会と分団が十分に協議されることも重要であり、町としても全分団の実態が把握できれば、その上で、どのような対策ができるのか、また、どこまでの対策が可能かは研究してみたいと考えます。

大きい2番の人口減少の歯どめについて。

空き家の現状、また、町主導の解体及び活用はという質問ですが、空き家の現状でございますが、平成30年12月に調査を実施し、148軒の空き家を町内で確認したところであります。建物の状況による分類も行っており、そのまま利用可と思われるものが26軒、小規模修繕が必要と思われるものが52軒、大規模修繕が必要と思われるものが48軒、そのまま放置することが危険と思われるものが22軒ございました。なお、危険と思われる物件については、所有者等に通知を行い、注意を促しているところであり、今後は現地調査の上で点数による評価を行い、法に基づく特定空き家とみなす作業も行う予定であります。空き家の解体及び活用についてですが、所有者から町に寄附を受けた上で、国の補助金を活用して建物を解体し、土地を地元の意向に沿う形で活用している事例はございますが、法に基づく特定空き家の指定を行い、行政代執行による解体を行った事例はございません。

(2) 土砂災害防止法により、地区によっては住宅の建設に制限がある。住みやすい環境にするためには、合併浄化槽の設置を町でできないかという御質問ですが、現在の浄化槽設

置に係る補助制度の中に、土砂災害防止法や建築制限などをもって補助要件の可否を決定するものはありません。浄化槽の補助制度においては、下水道受益者負担金との費用負担のバランスを考慮し、補助金の増額となる上乗せを平成26年度から計上しており、浄化槽の普及に努めているところです。さらなる補助金の積み増しについては、既存の浄化槽利用者や公共下水道利用者等の不公平感を生むことになり、採用しにくいと考えられます。しかしながら、汚水処理未普及の解消を図る上で、整備条件の厳しい箇所の整備も進めていかなければなりません。今後、その解決策を県とも協議しながら進めてまいります。

人口減少により、自治会活動のための地域住民の負担が増えている。町として、その負担軽減を図る手段はないかという御質問ですが、全国的な傾向である人口減少問題に関しては、多分に漏れず本町も考えていかなければならない問題として認識しております。県内の状況の中では、減少の幅が他市町よりも小さい現況ではありますが、町内の自治会単位を見た場合、地域間で格差があるようです。このことが、任意団体である自治会の活動、特に、運営費の負担に影響していることも現実問題としてあることと思います。平成29年に各自治会の会費や積立金的な基金の状況を調査したデータでは、世帯単位での会費では、1,000円から1,500円程度が主で、2,000円程度の自治会も2団体ありました。また、会費のほかに、消防費など特別の費用負担があることも事実で、その種類も自治会でさまざまなようです。毎月開催している自治会長会の中では、臨時的な設備改修費などを除けば、経常的な住民負担の増加に関する意見はほとんどないように思いますし、自治振興交付金は30年度に100万円増額し、自治会に交付しているところであり、負担軽減について、現実問題として検討している段階ではありません。人口減少は、高齢化に関する2040問題と合わせて、今後も継続して研究していかなければならないと考えています。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

では、質問に入りたいと思います。

まず、消防団のことにつきまして、各分団の人員の構成はわかりますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

消防の各分団の人員構成を申し上げます。これは補助団員も含めたところでの構成で申し上げますと、本部分団20人、第1分団40人、第2分団36人、第3分団37人、第4分団40人、

第5分団35人、第6分団33人、第7分団37人、第8分団38人、合計の316人となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

この316名の中に、実際、稼働できる団員数ってわかりますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

316人の位置づけは、当然、団員でございますので、全員が稼働できる団員という位置づけにしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そしたら、ちょっと質問変えまして、各分団を抱えている世帯数はわかりますかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

昨年も質問がございましたので、昨年のデータで申し上げます。第1分団1,233世帯、第2分団934世帯、第3分団818世帯、第4分団576世帯、第5分団241世帯、第6分団242世帯、第7分団773世帯、第8分団394世帯、この世帯の根拠は、住民登録の世帯数でのカウントとしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

問題は、団員の確保の今後の問題ですけど、その点に対してはどのような見方をされてますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

団員の確保に関しては、1分団で大体35人から40人ぐらいがいらっしゃいます。1年に恐らく一人、二人あるいは二人、三人という形で退団をされる方もあるようでございます。その補充に関しては、直接、町が要請をして回るということは今のところはしておりません。あくまでも、各分団の中で地域の方々が対象の方がいらっしゃれば、分団で要請をしていただく、あるいは、分団だけではなくて、各分団が所管をされて管轄されております自治会あ

るいは自治会の役員さん等を含めて要請をしていただいているところもございます。そういう状況です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それでは、次に、報酬が出てます。一応、明細があると思うんですが、教えていただけますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

明細というのは、団員の階級による……。

○5番（北村清美君）

はい。

○総務課長（村川浩記君）

波佐見町の場合は、消防団長が15万7,000円、副団長が11万5,000円、分団長が11万円、副分団長が3万9,000円、部長が3万1,000円、班長が2万8,000円、団員が2万6,000円となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

報酬は、分団に直接やられるんですか、個人にやられるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

団員報酬の支払いの方法につきましては、年度の始めに各団員、全団員から委任状をいただいております。その委任状によりまして、各分団の会計のほうに直接支払いをしていると。その先の団員報酬を団員に配分をされているか、されていないか、そのあたりのところについては、各分団の中で運用していただいております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そこまでは関与してないってことですね。そういうことに尽きるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町が直接、誰に支払ってください、あるいは、分団で運用してください、そこまでの関与はしていないということです。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

各分団の運営状況というのはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

各分団の運営に関しては、これまで北村議員からもいろんな質問がありましたので、できれば町としても把握をしておきたいという気持ちはあるんですけども、分団長会でいろんな情報を聞く場合もあるんですが、分団の意向ではそこまで聞いてくれるなというような意向がありまして、そしたら私たちもそこまではまだ求めませんと。これは団員の報酬の使い道とか運用の仕方をどうしてるかということもありますし、それ以外にも、今、答弁の中にもずっと出てきました、各自治会からの支援費に関することもございます。特に支援費に関することにつきましては、町は直接関与いたしておりません。分団とそれから管轄の自治会との関係におきまして、それぞれ負担なり支援なりをしていただいておりますので、私たちもそこまで情報を必ず出してくださいということはちょっと言えない状況ということなので、運営の状況につきましては、内容は掌握しておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

何度も繰り返すようですが、団員の報酬をもらっている分団はあるんですかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

団員の報酬を個人にもらっているかという趣旨ですか。そこにつきましても、各分団の状況でまちまちのようですが、そこまで町も全ての分団の状況をつかんでいるわけではございません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

5分団のことに言えれば、全部、報酬は分団に入り込むと。そして、個人では出していないということで、じゃあ、何が楽しみかと。何にもないわけですね。ちょっと飲むぐらい

しかない。それをする金もないというような状態がちょっと続いたわけですよ、ここ二、三年。それで私も中尾郷としては、今までは年間3,000円の世帯数で負担だったんですけど、ことしから4,500円に5割アップいたしました。ということはこれは、25年前の数字に戻したということですね。上げたわけじゃないんですよ。だから、この実情もある。それで、要するに、団員の楽しみをしてくれと。研修旅行を例えば2年に1回とか、そういうことを言っていましたので、それはできるような状態にしてるのが今の現状なんですよ。これを町の本部の方も理解をしていただきたいと思いますと思うんです。それだけ努力をしてるということですけども。

次に、他市町の出動手当、これは、波佐見町とどういうふうに違うでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

出動手当に関しては、全市町村を見たわけではございませんが、町のレベルで言いますと、まず波佐見町の出動手当は1回につき2,500円でございますが、町のレベルで言いますと、長与町が2,500円、ただし火災等の出動で4時間を超えた場合については4,500円とかちょっと特異なカウントの仕方をしております。それから、時津町が訓練等では2,000円、火災等では2,700円、それから東彼杵町は訓練のみで2,500円、川棚町は2,700円、小値賀町は2,000円、佐々町では火災等が2,300円、訓練等が3,300円、新上五島町は5,000円となっておりますが、4時間未満の場合は2分の1、2,500円、それから、大きいところの市のレベルを少し見てみましたが、長崎市では火災等の出動手当は4時間を超える場合については1万1,400円、超えない場合は5,700円、それから、佐世保市の場合は、訓練等は2,800円、火災等が5,600円、それから諫早市は4,500円、大村市は火災、訓練ともに4,500円、対馬市が訓練等では2,000円、火災等で4時間を超える場合は4,000円、そのような数字になっています。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今まで出動手当というのは、火災発生した後、災害があったら災害が発生した後に出動手当が基本的には支払われてると思うんですよ。今みたいな、去年みたいに未曾有な大雨が降って、災害がいつ起こり得るかわからない状態ですけども、災害前にそういうのを防ぐために出動手当が出ないものかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

消防団員の出動手当は、厳密に言うとは費用弁償という言葉を使うんですけども、これにつきましては、波佐見町の条例あるいは規則に規定がございます、水火災警戒訓練等のため職務に従事した場合は費用弁償を支給するということになっておりますので、予防活動がそれに該当するかどうかというのは微妙なところなんです、波佐見町が現在、訓練手当を出している業務につきましては、先ほどおっしゃった水災火災あるいは訓練等ですので、そういった水災火災があったときの出勤は当然出します。それから、町が要請をかけた訓練等、例えば年に数回は開催をいたしておりますが、現地教養訓練であるとか、火災防御訓練、そういったものの出勤要請をして、団長が招集をかけた場合については、それは訓練手当として支出をいたしております。どの程度までの訓練であれば出すのか出さないのかというところも微妙なところでありまして、これまでも何回か相談があったことがあるんですけども、通常の分団の訓練のとき、分団そのものは月に2回程度は通常の訓練を行います。そのときに、例えば、排水路の土砂がたまってるからホースの放水をしてちょっと除去してくれんかというような相談があったりしたんですけども、そういった予防的な対応の措置については、それは訓練手当としては出せませんということでお断りしております。それから、先般も少し御相談があったんですけども、昨年の大雨の災害のときに、自宅の裏山が崩れたので対応できませんかということなので、それは出動手当を出して、消防団へお願いをして、土砂の撤去であるとか、あるいは防護用のブルーシートの設置をしてもらった経過がありますが、そのときには出動手当を出しております。しかし、数年前にそういった防護措置をしてもらったブルーシートが破れてはがれてしまってるから、もう一回消防団にお願いしてできませんかということの相談がありました。その場合は、予防的な措置についても、個人の費用負担でお願いをしますということにしました。そういったところで、災害が起こる前の予防的な活動も微妙なところですが、基本的には、本来、個人の資産を守るとかそういったことがございますので、消防団が本来出てやるべき業務としてはどうかなというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

懇切丁寧に説明していただきましてありがとうございます。でも、わかったようなわからんようなことで、実際問題として、基本的に災害を予防するためにする出勤を自治会長が要

請をしたと、その場合は前向きに出すべきじゃないですか。その点はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

予防的に行う措置の内容にもよりけりであると思うんですね。例えば、具体的な事例はなかなか難しいんですけども、水路に土砂がたまってますよと、そのたまっている土砂を取り除いておかないと河川からあふれて水が来ますから、その分については対応できませんかということがあったりすると思いますけれども、そういう場合も、消防団の本来の活動ではないと思います。ケースバイケースだと思うんですけども、ほかの対応のやり方、河川の管理に関しては、法定外公共物であれば地域の皆さん、あるいは普通河川であれば町の管理とかっていうことでいろんな所管の部分が変わってきますので、そういったところで、本来の消防団の活動というのは、水火災あるいは訓練等ということになっておりますので、状況判断をする必要はあると思いますけれども、微妙なところになると思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それ、ある程度、自治会長っていうのは今、町長が自治会長での組織をつくって、自治会の運営長を大事にして、連絡網を築いていこうというふうにしているわけですから、自治会長というのはやっぱり郷の責任者ですよ。その責任者が危ないと判断をした場合は、やっぱり何とか考えるべきではないですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆるその危ないの判断の内容だと思うんですね。そこに例えばもう水が来てて、人家があったりとか、そういったところがあって危ないという判断をされるものがあるだろうし、予防的にその危機的な状況はないけれどもひよっとすればというような状況があったりする場合があると思うので、その辺は状況判断、御相談の内容に応じて、私たちが判断をしていくべきであろうというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

やっぱりとにかく波佐見地区の中でも山の手、私が住んでる中尾地区ですね、これに関して今から質問に入っていきますけれども。結局、人口減少が進んでいるわけですよ。結局、

8年前は158世帯あったわけですね。現実は今、133世帯ですよ。8年間で25世帯減ったわけですね。そのために、当然ながら、郷費の収入も少なくなりますよね。郷費も上げなきゃいかん。現実には、中尾、どのぐらい払ってるかと言いますと、年間3万2,700円郷費納めてるわけですよ。それは、消防費、街灯費を含めてですけどね。1カ月にすると、約2,800円ほど月に負担をしているわけです。これだけ高いところはほかの部落はないだろうと思うんですよ。そういうだけに、力が今後弱まっていくということは目に見えとるわけですよ。その中で、消防費を5割アップをしたというようなことは配慮いただきたいと思うんですよ。それだけ、中尾郷としては努力をしてるというようなことなんです。

次に移りたいと思います。

基本的に、中尾は、今度3月の議会に国の景観指定に申請をするというようなことをお聞きしました。その活動が今、始まっているわけですけど、3年後をめぐりして国の申請が認められるんじゃないかと、今、その準備をされてますけど、そういうことを含めまして、今後の中尾地区のあり方を執行部の皆さんにお聞きをしたいと思います。

現実には、空き家が約30軒ほどあります。町の数字はかなり少ない数字だったですけど、中尾地区だけみると17軒ぐらいだったんですかね、数字としては。我々の見方では30軒ぐらいあるわけですよ。その中に、空き家にもいろいろありまして、残しておきたい空き家、リフォームができる空き家、どうしようもない空き家と3とおりに分類されると思うんですよ。この空き家の活用をどうしたらいいかと。先ほどの答弁の中でも、町に寄附していただいて処理をします。2年前ですか、三股にその事例がありましたけども。だからそういうことも特別に何かを考えていかないかと思うんですよ、今後は。特に、景観指定になりますと、空き家がぼろぼろで屋根が落ちちゃけたりしてる状態は、これは見れないですよ。それを防ぐためにどうすべきかと、活用をどうすべきかということなんですけど、ただ、個人的にお金を持って人が少ないんです、現実には。よそに出て行ってる人ばかりですから。だからそのために、町に国の資金か何かしていただいて、その空き家のあったところ、それを活用して何かができないかと。それには、先ほどのこれから質問に入りますけど、合併浄化槽があるわけなんですけど、そういうことも含めて今から質問に移りたいと思います。

先ほど、前議員の答弁の中に、合併浄化槽の達成率が三十.何%と思いますが、もう一度ちょっと言ってください。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

浄化槽の普及率については、人口ベースで今、30.8%になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その前回の平均で合併浄化槽も増えていってることは事実、よくわかります。本当にそれはいいことでしてね、本当に悪いことではないです。だから、これがどこが多いのかというと、やっぱり南地区が多いですね。やっぱり50%以上達成したところがほとんどですね。それに引きかえ、三股と中尾は14%ですよ、合併浄化槽の設置率が。これは大きな問題でして、新規に住みたいという人はいらっしゃるわけですよ、何度も言いますけど。それが何でとん挫するかというたら、やっぱりトイレの問題があるわけですよ。そしたら、御承知のとおり、建ぺい率が狭いですから、合併浄化槽ができるような状態ではないわけですよ。だから、特別と言いますか、先ほどの空き家活用というようなことを今後考えていかなくちゃいけないと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

先ほど、町長答弁の中にもありましたように、今の制度の中ではそういったことはないんですけども、今後は、これから先、普及、促進していく上では、そういう設置しづらいところも推進していかなければならないので、どういった方法ができるのかというのを検討していきたいとは思っています。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それともう一つは、土砂災害防止法というのが2年前にできました。それで、波佐見町は何カ所ぐらいあるんですか、危険箇所は。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

土砂災害防止法ですけれども、これは平成11年6月29日豪雨災害により、広島県内で約300件の土砂災害が発生し、死者が数十名を出したことを機に、制度が制定されたものであります。波佐見町におきましては、平成27年度から県の調査が入りまして、28年、29年、30年で701カ所の警戒区域を指定しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

じゃあ、中尾地区は何カ所ありますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

中尾地区には、土石流によるものが4地区、急傾斜によるものが23地区、地すべりが1地区、合計の28カ所となっております。中尾郷です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

皆さんお聞きされたみたいに、ほとんどが98%ぐらいは中尾が入ってるということですよ、あの狭い土地の中で。そういう面で、新築とカリフォームとかなかなか今度はお金のかかる状態になってきます。例えば、条件としまして、木造の場合はできないと。コンクリートの壁をつくらないかんとかいう制約がありますので、非常に新築はできにくいということです。その中で、やっぱりここで人口減少の歯どめをしなきゃいかんわけですよ。このままいくと限界集落になっちゃうわけですよ。そのための方策というのを今後、考えざるを得ないんじゃないか、政策を打たなきゃいかんんじゃないかと、私はそういうふうに考えるわけですけども、その点、執行部の方はどういうふうに思われますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変厳しい状況でございますし、まずはそういう中で、やはり今、空き家の問題も出てきておりましたが、そういう空き家をどう処理してしまうかと。はっきり言って、その空き家、先ほど議員がおっしゃったように、活用できるもの、そして活用できないもの、そして、連絡がつかないような非常に取り扱いに困る、そういう面においては、先方をお願いをすると。それは町からしても結構じゃないかなというふうに思っております。だから、そしてどういう更地をつくるか、そういう中で集合併槽というような、そういうことができる制度があればいいわけですけども、そういうとを見つれたり、お願いをしたりというようなことで、町単独ではとてもできるものじゃありません。だから、今からそういう2040問題の中でも、県と市町村の関係をどうするか、そして市町村の中で、それぞれの地域、今の北村議員が言ったような、周辺地区と中央地区とでは全然環境状況が違いますし、そういう面でのいろん

な施策は今、研究会が4月から始まって、私もその委員になっております。次から県との話し合いもありますけども、そういうある面では今のそういう限界村に近い地域をいかに維持していくかということについては、県もそれぐらいの市町も一番気にしているところがございますし、そういう面で、地元の我々もそういうふうな状況について、それを維持するか向上させるか、そして、そういう空き家をきちんとやっていくかという研究はしていきたいと。また、同時に、自治会のほうでも、自分たちなりのきちんとした図面はないですから、こうって意見を集約をしていただいて、お互いに協議がなって、一つ一つ解決ができるような流れができればいいんじゃないかなというふうに思っております。短編急にできることはありません。やっぱりそういう積み重ねがあって、初めて次のステップに行けるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ちょっと前に戻りますけど、合併浄化槽の件ですけれども、先ほど言いましたとおり、やっぱり敷地がないですね、各家に。そして、だから空き家を利用して合併浄化槽をつくって、五、六軒の浄化槽の使用料をもらって、それを町で使っていて、そして、配管までやっていただいているというようなことを3月の答弁でちょっと聞いとるわけですよ。去年の3月の中でですね。それが、今後も進めていっていただきたいと思うわけですよ。その点はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今の質問ですが、県内で事例はたしか一カ所、東彼杵町であったと思います。そこは、たしか町で買い取ってとかではなくて、漁協の土地が空いてたので、そこを使わせていただいたと。地域の方向軒かですったというふうには聞いております。通常の補助金制度がそのときは使えたので、今の改正前のやつですね、普通の浄化槽の設置の補助でやられたと聞いております。今回、法の改正があって、浄化槽の補助要件の中では、個人住宅を対象とするということであって、集合とかについては補助要件が今のところ定まってないという状況です。ですので、今現時点で言うと、その申請を受けつけても、万が一、補助がつかなかった場合には個人負担が大きくなりますので、うちとしてもそこは県と協議しながら、今進めているところでございます。でもありますが、先ほど申しましたとおり、そういう箇所についても

普及は推進していかなければならないとは思っております。うちだけではなくて、ほかの担当課も含めて、どのようなことができるのかというのは検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これから議論の集大成ですけども、基本的に、町長以下副町長はどのように考えられるか。今後の政策にかかわると思うんですよね。今すぐに私、やってくれとは言ってません。今後、やっぱり10年、20年スパンで考えていかないといかんと思うんです。それはなぜかと言いますと、先ほどもちょっと言いましたけど、国の景観指定に入るわけですよ。恐らく90%の確率で入ると思います。鬼木と中尾はですね。対象で。今、長崎県の景観指定に入ってますけど、これに対して、一方では鬼木はありのままの自然というのが非常にモチーフになってます。これはあんまり手を入れすぎたらいかんという面もありますが、中尾は現実に建物があるわけですね。それが空き家、壊れている、見られないという状況におかれると思うんです、今後。そのためには、非常に政策を町長あたり執行部の方でこれからのことを考えていただかないと、ますます中尾に住めなくなるんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、そのような状況に、危機に瀕してるなというような思いをいたしております。研究をして、見えるところはいろんな法律的、要件的にありますけれども、どうすればいいかということのをそれぞれあらゆる角度から、まず調査をすることですよね、本当に。本当に、どこどこが今から10年先、20年先まで家として残っているかとか、これとこれはおってもらわなくても残しとかんばいかんとか、そういうとの整理整頓をして、そして、合併浄化槽ができるところとできないところ、そういうところまである程度判断せないかんじゃなかかなと。そうしないと、そして、どういう条件があればそういうとに、例えば国から、県から補助が出てくるのか、そういうことをまず探す。そして、それに適用できるような対応ができるかどうか。だから、ある面では、思いは強くても、今度は個々の住民の皆さんの都合もあったりするわけですので、そういうとは本当、中長期にわたって、5年10年の今からしとかんとかだめじゃないかなというふうに思っております。まずはやっぱり、調査をすると。ある面ではコンサルタントあたりも入れんとそういうふうな形ができんじゃないかと。例えばそういうモデルケースをつくるというようなことになってくると、そういうことについての補助制

度がないかとか、いろんな手だてをこっちも研究はしてみます。そして、皆さんのほうでもそういうふうな研究・検討をして、そして、照らし合わせてもいいんじゃないかなと。その中からまた活路が生まれるところも出てくるんじゃないかなと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

前向きな発言として捉えていますけど、町長も何とかの役をされてると、そういう委員になられてるということですので、ぜひそれを推し進めていただきたいと思います。

それと、何度も言うようですが、本当に景観指定に入ると、景観を損なっちゃいかんと思うわけですね。これは私も町長も副町長も思っただけじゃないかなと思うんですよ。そのためには、そういう資金が多分あるかと思うんですよ、いろんな面で。だから、町単独で無理だと、それは実際思います。でも、実際、30軒足らずの空き家があるということは、手の出しようがないわけですよ、はっきり言って。自治会でもできん。もちろん個人でもできん。ところが、建物は朽ちていきますよね。いずれは解体せないかなと。それに対しては大きなお金がかかります。それを活用するような状況の政策を今後、本当に検討していただきたいと思うんです。その点はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

私にも振っていただきましたので、私のほうからも答弁をさせていただきますが、景観の国の指定が受けられるということであれば、その景観を守っていくためにどうすればいいかということで、国の補助、あるいは県の補助の制度があるのではないかなというふうに思っております。さっき町長が申しますように、どのようにすればその景観を保って維持していけるかどうかというのを、やっぱり地元も検討してもらわばいかんし、また、町としてもそれを検討しながら、お互いにそれを出し合って、いい方向に持っていければというふうに思います。おっしゃるように、単独ではなかなか厳しい面もありますので、景観指定を受けることによって国からのそういう手当があれば、そういったものを生かしながら、いかにして環境をもっていくかということをお互いに研究・検討し合っていければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

執行部の方がそういうふうにおっしゃってますので、ぜひ前向きに、昔、栄えたところで
すね、三股、中尾、皿山とかは非常に厳しい存在になっております。それは御承知だと思
いますけど。その中で、何とかそういう方策を見つけていただいて、せめてこれ以上、世帯が、
人員が減らないように、何とか手をお互いに結んでいきたいと思うんですが、その点を一つ
強調して終わりたいと思います。

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時9分 散会

第2日目（6月13日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（6月13日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	山田 周作	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
選挙管理委員長	富永 利幸	教 育 長	中嶋 健蔵
教 育 次 長	福田 博治	給食センター所長	林田 孝行
総務課長 総務班係長	太田 誠也	企画財政課長 財政管財係長	坂本 昌俊

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和元年第2回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を行います。順次発言を許します。

12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

私は、さきに通告しておりました2項目について質問をいたします。

初めに、本町職員の健康管理と勤務体制について。職員は日常の仕事に加えて、時間外勤務や出張のほか、各イベントへの協力など大変だと思いますが、次の点について質問いたします。

（1）平成30年度に各種のイベントの協力で、陶器まつりや夏まつりなどの主なイベントの配置人員の状況はどうだったか。

（2）30年度、休日出勤の多い職員は何日か。また、時間外勤務は何時間ですか。

（3）ノー残業デーは、1週間に水曜日と金曜日と決まっていると聞きますが、現状はどうなっていますか。

（4）職員の体調やストレスなどの健康管理や家庭サービスには配慮されておりますか。

（5）職員が出張や代休、有給休暇などで不在のとき、来庁された住民への対応は問題がないか。

次に、教育行政について。

（1）過去にも岡山県津山市や新潟市で女子児童が殺害されました。また、長崎市で下校中の女子児童への強制わいせつ致傷事件がありましたが、今回、川崎市多摩区で5月28日朝、児童ら20人が刺された痛ましい殺傷事件が報道されましたが、この事件を踏まえて、各学校

の保護者や児童生徒への指導や今後の対応はどうなっていますか。

(2) 滋賀県大津市の交差点で車2台が衝突し、1台に歩道にいた保育園児らが巻き込まれました。2歳児の二人が死亡する痛ましい事故がありました。児童生徒の登下校の交差点や歩道は大丈夫ですか。

(3) ランドセルが重くて、腰痛などを訴える児童もいると聞きますが、置き勉について各小学校の保護者からの声はありませんか。

(4) 学校内に不審者の侵入に対する対策は十分できていますか。また、防犯カメラの設置はどうなっていますか。

(5) 南小学校の校庭に昨年6月末、PTAや校区内の皆さんや町職員など多くの参加で芝生の植えつけがなされました。現状と今後の管理はどうなっていますか。

(6) 雨季に入り、その後、夏季と暑い日が来ますが、川やため池の危険箇所や夏休み期間中のプールでの行き帰りの安全対策、児童生徒への指導はどうなっていますか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、本町職員の健康管理と勤務体制について。職員は、日常の仕事に加えて時間外勤務、出張のほか、各種イベントへの協力など大変だと思う。平成30年度に各種のイベントへの協力で、陶器まつりや夏まつりなどの主なイベントへの配置人員の状況はどうだったのかという御質問ですが、平成30年度に開催された主要なイベントに協力要請し、参加した職員の数は、陶器まつりに98名、夏まつりに14名、林道マラソンに44名、駅伝大会に41名、J Rウォーキングに18名、ロードレース大会に55名、ガストロノミー・ウォーキングに48名となっています。

次に、30年度、休日出勤が多い職員は何日か。また、時間外勤務は何時間かという御質問ですが、時間外勤務手当の支給実績から抽出をしたデータでは、休日勤務が多い職員では年間に25日、時間外勤務が最も長い職員は569時間となっています。

3、ノー残業デーは、1週間に水曜日、金曜日と決まっていると聞くが、現状はどうなっているかという御質問ですが、ノー残業デーは、特定事業主行動計画の中にも位置づけており、毎週水曜日と金曜日になっています。

対象の日には、勤務時間終了時に庁内放送で必ずノー残業デーであることと、体調管理のために早目の退庁を促しています。

職員にはノー残業という意識は根づいていると思っておりますが、部署によってはどうしてもその日に完結しておくべき業務がある場合は、定時もしくは早目に退庁できない実態もあるようです。

次、4、職員の体調、ストレスなどの健康管理や家庭サービスには配慮されているか。

正規の勤務時間以外の勤務は、職員にとっては当然応分の負担が発生します。その負担が大きければストレスとなって健康を害することにもなりかねませんので、やるべき仕事の範囲であっても、所属の上司が何らかの配慮をするように指導もしております。

特に所属を超えて行うイベントの協力、時間外勤務については、特定の職員に偏りがなく、負担がないように計画的に割り振って出務するように配慮しています。職員もその点は理解の上、家庭サービスとも調整を図っているものと思っております。

次に、職員が出張や代休、有給休暇などで不在のとき、来庁された住民への対応は問題ないかという御質問ですが、職員が出張等で在席しない場合の業務については、あらかじめわかっている範囲のことは日々の業務引き継ぎで、係内、または課内の職員でも対応はできます。

他団体でも同様ではあると思っておりますが、少ない職員で多くの業務を担当している実態から、係内の業務でも分担している面もあるため、100%理解できているものではありません。そのため、突発的な事故や病気、家庭的事情によって休暇をとる場合は、その職員しかわからない場合もあります。

窓口や電話で求められた事柄にもよりますが、時間を置いて処理できるものは、当該職員が戻り次第に対応することで了承を受けることもあります。また、どうしても即時の処理が必要な場合には職員に連絡をとるなど、緊急の対応をとる場合もあります。

教育行政についての御質問は、教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。堀池議員の質問にお答えをいたします。

2、教育行政について。

（1）過去にも岡山県津山市や新潟市で女兒が殺害された。また、長崎市では下校中の女

児への強制わいせつ致傷事件があり、今回、川崎市多摩区で5月28日朝、児童ら20人が無差別に刺された痛ましい殺傷事件が報道されたが、この事件を踏まえ、各学校、保護者、児童生徒への指導や今後の対応はどうなっているかについてですが、全国で発生している痛ましい事件については、教育委員会としても町内で起こり得る事件として認識しています。特に川崎市多摩区で発生した殺傷事件は、スクールバスの待ち合い時に保護者を含め被害に遭っており、想定を超えた内容で大変痛ましい事件と認識しています。

本町においては、これまで登下校時の安全指導について、特に小学校においては、自分の命は自分で守るとの自衛の意識を持たせる指導を行っており、「いかのおすし」の標語を取り入れ、不審者対策を行っているところです。

また、地域の皆様による安全ボランティア、こども110番の家による見守り活動、必要に応じた集団下校を実施するとともに、通学路について民家がない区間等を児童が一人で下校する地区については下校タクシーの運用を行うなど、さまざまな対策を行っています。

一方、今回の事件を受けて、学校では登下校の安全指導の強化と、教師による通学路の巡視や保護者への注意喚起、警察ではパトロールの強化も行われており、報道等であって見せる防犯対策の強化も行っているところです。

今後におきましても、児童生徒の安全指導を継続するとともに、地域の防犯体制に死角が発生しないよう、学校、自治会、PTA、関係機関等と情報共有を図りつつ、地域や保護者の皆様と連携しながら適切に対処したいと思います。

(2) 滋賀県大津市の交差点で車2台が衝突し、そのうちの1台に歩道にいた保育園児らが巻き込まれ、2歳児二人が死亡する痛ましい事件があった。児童生徒が利用する登下校時の交差点や歩道は大丈夫かについてですが、滋賀県大津市で発生した事故についても大変痛ましい事件で、町内でも起こり得る事故と認識しています。

本町においては、全国で過去に発生した事故を身近な問題と捉え、波佐見町通学路安全プログラムを策定し、学校、自治会、PTA、関係機関と連携しながら、通学路の合同点検を実施しています。

これまでも定期的に現地調査等を行い、昨年夏休みには全保護者に対し、防犯も含めた危険箇所の調査を実施しています。

その調査に基づき、10月には役場総務課・建設課、県北振興局道路維持課、川棚警察署、関係自治会、PTAを交えた合同点検を実施し、その対策を進めています。

今後においても、これら合同点検等を進め、関係機関との共通認識を深めつつ丁寧に対策を講じていきたいと考えています。

(3) ランドセルが重くて、腰痛などを訴える児童もいると聞くが、置き勉について各小学校の保護者からの声はないかについてですが、児童生徒の教科書については、いわゆるゆとり教育の見直しに伴い、教科書改訂のたびに、厚く、重くなっています。

また、家庭での予習・復習のため、全教科の教科書を家庭に持ち帰ることで、学校に教科書を置く、いわゆる置き勉をしない風潮があります。

議員お説のとおり、そのような重い教科書を毎日家庭と学校に持ち運ぶことで身体的負担が大きくなっているとの報道等もあっています。

国においては、この置き勉は禁止しておらず、必要に応じて教科書を学校に置くことを認めており、議員から9月議会で同様の御質問をいただきましたので、学校へ周知したところ です。

現時点で教育委員会には、置き勉について保護者からの問い合わせはあっておりませんが、改めて学校へ柔軟な対応をとるように周知したいと思えます。

(4) 学校内に不審者の侵入に対する対策は十分できているか。また、防犯カメラの設置はどうかについてですが、学校に対する不審者の侵入については、平成13年の大阪府池田小における児童殺傷事件を受けて全国的に対策が強化されており、本町においてもさすまたの設置や不審者の侵入を想定した避難訓練等を実施しています。

一方では、塀の設置や校門の施錠等を行っている学校が全国的に少なからずありますが、本町においては地域に開かれた学校を目指しており、これら学校での対策に加え、地域全体で防犯体制を整えることで、不審者を防ぐ手だてを行っているのはさきの答弁のとおりです。

また、最初に質問がありました川崎市多摩区の殺傷事件を受けて、警察のパトロールも強化されており、見せる防犯対策の中、議員お尋ねの防犯カメラの設置については、抑止の効果も期待できることから、設置団体の事例等を調査し、今後研究を行いたいと思えます。

(5) 南小学校の校庭に昨年6月末、PTAや校区内の皆さん、町職員など多くの参加で芝生の植えつけがされたが、現状と今後の管理はどうかについてですが、南小学校の芝生化は、昨年6月末に地元乙長野郷自治会をはじめ、保護者など総勢160名で芝の植えつけを行い、その後、教育委員会が管理を行っているところですが、現状は、昨年夏から秋にかけての想定外の高温と渇水により、当初思い描いた生育とはほど遠い状況だと考えて

います。

また、学校施設であり、校庭で児童が日常的に運動、遊んでいますので、劇的な改善は厳しいと思いますが、これからも教育委員会で適切に管理を行っていきたいと考えています。

(6) 雨季に入り、その後、夏季の暑い日が来るが、川やため池の危険箇所や夏休み期間中のプールへの行き帰りの安全対策と児童生徒への指導はどうなっているかについてですが、議員お説の川やため池等の危険箇所については、学校において周知を図り、児童生徒だけで近づかないことを指導しています。

一方で、自然に慣れ親しむこと自体は有意義なことでありますので、保護者と一緒であれば川遊びや魚釣りを認めているところです。

また、夏休み期間中のプールへの行き帰りの安全対策であります。学校プールの開放はPTA活動の一環で各地区PTA監視のもと行われていますので、保護者の責任において児童生徒の指導や送迎を行っていただくよう、夏休み前の懇談会等で周知徹底を行っているところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

大体答弁はもう出たようでございますけども、ちょっと違った角度から質問をしていきたいと思えます。

まず初めから、イベントへの参加ということで、夏まつり、陶器まつりありますけども、陶器まつりが98名、夏まつりが14名といろいろ言われましたけども、ここで正規の職員、要するに町外から来られた人、そして臨時職員も兼ねて町外から来た人もこのイベントに参加しとるのかどうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町内で行われておりますイベントへの参加、協力につきまして、要請をいたしておりますのは基本的には正規の職員でありまして、町外から来ている職員あるいは町内の職員全て対象としております。

また、部署によっては臨時の職員もおります。例えば主催をする商工振興課であるかとか、教育委員会であるとか、そういった部署においては不足の職員を補充するという意味もあると思えますが、臨時の職員も少し出務している状況はございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

大体、年間60ぐらいのイベントに協力しているというようなことをちょっと聞いたことあるんですけども、町長はいつもですよ、民は民でということでございますので、無理をしているんじゃないかなという気がします。

そこで町長ですよ、見直す考えがないかですね。そして、その事業に対する参加者の整理をする考えはないか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり職員に対して、ぜひそういうふうなイベントには参加してくれということは、一度も言ったことはありません。しかし、やっぱりふだんのいろんな行政執行をする中では、そういうイベント関係者の皆さんと職員との連携というのは非常に必要なこととございます。

だから、そういう面ではほとんど職員の皆さんが自主的に、そして、そういう非常に多いぞというようなことは、年度初めの仕事初めのときとか、やはり偏らないように、そして負担にならないようにというようなことはやっております。

だから、民でできることは民でって全てじゃなくして、やはりそういう面で行政の職員がやっぱり入って、より円滑にスムーズにいける部分、そういう全てじゃないけども、こういう部分はやっぱりそれぞれ向き、不向きがあるというふうに思っておりますし、そういう面では職員の皆さんたちも心得てやっていただいているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますけども、休日出勤と時間外勤務について答弁されました。時間外勤務が569時間と言われました。前回、私が質問したときには、一番多い人が500時間、少ない人はゼロということとございましたので、この辺で課によっていろいろ違うんですが、あんまり極端過ぎるんじゃないかなと思っておりますけど、総務課長、どうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

時間外の勤務が特定の部署、あるいは特定の職員に偏っているというところは、現実問題

としてあります。それはどうしてもやっぱり部署部署によって時間内で達成できない業務があること、そういったものが要因として挙げられます。特に役場の庁舎内を見ても、特定の部署に偏っているということは現実としてあります。やむを得ないところもありますけれども、そういったものを解消していくためにどうしようかというところは常に考えておりまして、職員の配置であるとか、職員の能力の問題であるとか、あるいは臨時職員を補填的に臨時的に雇用するとか、そういったことも考えながら対応しているという現状はあると思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

時間外勤務の多い職員はですよ、出張や各イベントに参加して、そしてどうしても仕事、さっき言われたようにさばけんやったり、例えば、能力がなくて言われましたけれども、いろいろ事情があると思いますけども、私は出張とか、こがんイベントにして代休をとったり有給をとったりというのが理由じゃないかなと思いますけど、もう一度。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

特に時間外勤務が多いような部署、あるいは職員もあります。そういった職員については、声かけまでしてということではありませんけれども、恐らく課内の調整の中で、例えばイベントがあるようなときでも、そっちの仕事を優先をしてくれとか、無理して出なくてもいいよとか、そういう配慮はなされていると思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きます。ノー残業デーで、1週間に水曜日、金曜日と決まっておりますが、現状どうですかと言うたのに対して、まあ、残業は、要するに庁舎の放送で促しているというような前回は答弁でした。早う帰りなさいと言うんですけども、仕事の関係で帰られない人がおるとも思いますけども、私もすぐそこですので、時々帰りに、水曜日と金曜日は、気がけて見ていくんですが、かなり電気がついております。

前回言ったときもそういうふうな答弁でしたので、今回改めてしたわけですけども、やっぱり今から夏にかかってきてイベントに参加したり、例えばいろんなことで残業までして家に帰って疲れてというのが出てくるんじゃないかと思えます。

せつかくノー残業デーを庁内で決めておるなら、もうちょっとね、足りない部署は協力できる範囲はしていただいて、負担が余りかからないようにしたらどうですかね、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そのような配慮は当然大事なことだと思いますし、イベントに関してもいろんな配慮をしているところがございます。

また、集中して時間外の勤務が発生するような部署にあつては、係内、あるいは課の中で仕事を平準化する、業務の量を平準化するとか、割り振ってというような配慮もいたしております。

ただし、どうしてもやっぱりその職員でないとわからない、その職員でないと処理できないという、そういった業務もございます。そういった場合にはどうしてもやむを得ず、その職員が時間外をしてでも仕事を処理をしていくと、そういう実態もあるかと思えます。配慮はそれぞれの部署でいたしておりますので、御配慮いただきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

職員の体調、ストレスなどの健康管理や家庭サービスはどんなですか、配慮されておりますかということに、町長は理解していただいておりますよということを言われましたけども、そこで職員に対してアンケートなり、例えば聞くなりされたんですかね。例えば、皆さんが理解をしているという勘違いじゃないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の家族サービス、家庭サービス、そういった部分について、職員の意向なり何なりをとったことがあるかということですがけれども、その部分については実態はございません。

ただ、町長申しましたとおり、家庭サービスについては長期の休暇等があるような場合については、十分休みをとってやってくださいという促し方もしております。

それから、ストレス関係については、これは法で定められておまして、一定の事業所についてはストレスチェックを行うことになっております。もう既に3年ほど経過をいたしまして、毎年1回はストレスチェックを行っております。その結果の分析もそれぞれして、その分析の結果についても、職員、あるいは安全衛生委員会等も開催をして周知をいたしてお

ります。

そういった状況については配慮をいたしているところですが、家庭サービス、そういったものについては、促しはしたものの、どこまで具体的に職員がされているかどうか、そこまでは行っておりませんので、今後はまた少し促しを強調をしながら、そういった方向で進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そういう配慮をしてください。というのが、日曜日にイベントがあつて、家庭サービスもせないかんと。今、職員の方は子供さんがちょうど成長時期じゃないかって。要するに日曜日は小学校でも今は部活があつております。行かないかんとですね。それをやっぱり奥さんに行ってもらふとかって、職員でもやっておられる人もいらっしゃると思いますけどもね、やっぱりこの辺は率先して日曜日ぐらいは家庭サービスをされるように、イベントなんかにももうちょっと配慮をしていただかんばと思っております。そういうことで、課長、もう一回、答弁を。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

イベントの参加に関しては、メリット、デメリット、それぞれあると思います。特にメリット関係で言いますと、この間もガストロノミーウォーキングが開催されました。職員も48名ほど協力をいただいたんですが、非常に運営もスムーズで、参加をされた方の評価は非常に高かったと。それはどこにあるのかという分析をしたときに、そういった参加イベント協力に関する職員のノウハウが非常に高い、そういったところで高い評価を受けたという、そういった実績もあります。

当然職員ばかりではなくて、民間の皆さんにというふうな考え方もあろうかと思いますが、民間の皆さんもそれぞれ家庭をお持ちでございます。協力を要請をして、していただければそれはそれなりにいいことだとは思いますが、本町の考え方とすれば、そういったイベントに関しては、ケース・バイ・ケースで町の職員も対応していくと思います。

ただし、議員お説のとおり、そういった職員も仕事を離れば家庭の人間でございますので配慮をすべきだと思います。十分そういった実態を踏まえながら、職員にも促していくべきだと思いますし、促していこうというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、職員が出張とか代休、そういうときに各課によって違いますけども、住民課長、住民課がとにかく住民の方が窓口に来られると思いますけれども、対応は十分と思いますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

窓口の住民対応が十分かということだと思いますけれども、窓口職員につきましては、いろんな研修におきまして、接遇対応とかいう研修をしておりますので、窓口に来られるお客さんに対しては、懇切丁寧な対応ができているものというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今回、なぜこれを質問したかといいますと、住民の方が住民課に行ったときに、一人が電話して、一人で対応して、そしてあと二人おられて、そして時間がかかったということで、そやけん出張とか代休とか、ちょうど昼休みかどうかわかりませんが、そういうふうな過程があつておるんじゃないかと思います。

要するに戸籍抄本とか住民票、いろいろとると時間がかかるわけですね。それで一人が対応しておるもんですから、一人が電話しておるもんですから、待たされたという方がおられました。その後、私も行きました。やっぱりそういう状況があります。この改善はどう考えますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに戸籍係については3名という人数で対応しておりまして、特にやっぱり窓口業務、それから電話対応、結構頻繁にやっておりますから、電話対応等で一人がそっちのほうに対応しなければならぬような状況のときには、残された職員で来られたお客さんの対応をするような形になりますけども、おっしゃるようにお客さんが多ければ、対応する職員の数も限られておりますから、待っていただくような状況も確かにあるわけございまして、その際には、しばらくお待ちくださいということは伝えているわけございまして、どうしても急ぎというときには私も出ていって、できる範囲でお手伝いをしているようなところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

課長は窓口であんまり見ませんね、席を外しておるのが多いみたいで、これは出張とかいろいろな会議とかがあるからじゃないかなと思っておりますけども。やっぱり住民課はですよ、住民の方が一番の窓口で、ほかの課、総務課なんかは2階にありますから、そう行きませんが、大体、住民課にまず来られると思います。印鑑証明書から何からですね。そういうことで今後配慮してください。

次に行きますけども、先ほど言いましたように、今度、参議院選挙が7月に公示されます。それと町民運動会があります。こういうふうな形で期日前投票がありますから、重ねて住民課長ですよ、そういうふうに期日前にタッチしたりするときには、またそこに職員さんがそっちにかかるってしたら、また足らんじゃないかな。というのが、総務課だけで対応しておるんですかね。わかりました。そういうことで運動会の前日、準備、そして当日の大会、そのときは代休をとっておるわけでしょう、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

選挙事務に関しては、所管をしております総務課のほうが主管でございますが、期日前投票に関しては、職員あるいは臨時の職員、それから選挙管理委員会の委員さんで対応することにいたしておりますが、投票日の投票所の事務、あるいは開票に関する事務、これは当然総務課の職員では足りませんので、全職員に要請をかけて協力できる方を募って対応しているということでございます。

時間外の勤務につきましては、全て時間外勤務手当で、代休措置はございません。選挙事務に関しては全て臨時的な職務でございますので、全て時間外勤務手当の支給で対応いたしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ありがとうございました。

次に、教育行政についてお尋ねをします。

先日新聞を見ておりましたら、安倍総理は柴山文部相と山本国会公安委員長に対し、全国の小中学校における登下校時の安全確保を指示したとありました。県内の教育委員会は5月

28日、学校側へ不審者の対策などの再徹底を要請することにしたとあります。どういう文書やったか、まずその辺が来たか来んか、来ておったらどういう文書か、ちょっと簡単でいいです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり県の教委から町のほうに文書が送付されております。これまでもあった内容と重複はしておるんですが、通学路の点検、そして局長が答弁しましたとおり、関係機関との連携を深めなさいということ、そして児童生徒へ指導をしっかりしなさいというのが柱でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

県警は登下校時のパトロールを強化するともあります。先ほどパトロールがずっと回っていただいておりますというようなことを聞きました。これは結構なことだと思います。

そこで、連携はとれとるとは思いますけども、川棚署、交番、長野駐在所、この辺は常時、連携はとれておりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

川崎市の多摩区の事件の後、不審者情報も教育委員会のほうにもございました。警察もすぐ出ていただいて、職務質問等も行っていただいた折には、私と担当の係長が波佐見交番のほうに出向いて情報交換等も行っておりますし、パトロールの強化についてもお礼を申し上げたということもございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

交差点と横断歩道あたりは調査したと言われておりました。私も6月の2日と10日、町内をずっと見て回りました。写真にしておりますが、これが館の交差点なんですね。これは集落センターの前で、そういうふうにして見て回ったんですが、それはちゃんと1回、各関係者と見て回ったちゅうことですが、改善に向けての協議もされましたか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今おっしゃっていただいた湯無田の館の交差点、そして折敷瀬の集落センターの前の横断歩道でございますが、そこについては具体的なお声は教育委員会のほうには届いておりませんでした。お気づきの点があれば教育委員会のほうにおっしゃっていただければ、教育委員会のほうでそこは点検をして関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

これが田ノ頭のナフコの前の交差点ですね。そこで教育長も記憶があると思っておりますけども、2015年1月15日、午前7時過ぎ、ナフコのところで集団登校のため横断歩道を渡っていた小学生6人の列に軽自動車が入り込む事故があったということで、新聞にもでかでかと載っておりました。私も切り抜きを持っておりましたけども。そういうふうにして今言うように、田ノ頭も要するにこういうふうな改善が、2015年ですから、もう2019年ですよ、改善された記憶があるかなと思っておりますけども、その点どうですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員がおっしゃった田ノ頭の事故については、横断歩道中に車が突っ込んだということでございます。どちらかといえば、やはり車のほうに原因があるというふうには私思っておりますので、特に道路の構造的な問題があったというのは考えにくい状況かなと思っております。

先ほど教育長が答弁したとおり、やはり子供たちが横断歩道を渡る際には、左右を確認して渡るとするのが基本です。どうしてもそういった車が突っ込んでくるというのはなかなか難しいところがありますが、やはりそういった自衛の意識も子供たちのほうに指導すべきだということも感じるところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

改めてインターネットをとってみたら、これが載っておりましたね。田ノ頭の小学生が事故に遭ったところ。

次に行きますけども、教育長ですよ、まず第1回目のお尋ねをして答弁をいただいてから、もう1回質問したいと思います。

ここに横断歩道の手前、「とまれ」が書いてあります。これはPTA、地区の方がされたと思っております。これはその当時はいいと思いましたが、このマークをつけた経緯はどう

考えられますか。このマーク、「とまれ」のマーク。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

ストップマークについては、中央小学校のPTAの役員の方が最初にお声をかけていただいて、それぞれの学校にというふうな話を伺っております。私自身が東小学校の校長時代にそれぞれの学校で町のPTA連合会の中で、そのストップマークの設置についてということで、やはり小学生あたりはこういった形づくり、場づくりをした上でしっかりとした指導をしなければいけないというところがあります。もしストップマークがなかったら、道路ぎりぎりまで前に立ってしまうというところもありますので、一つの形としてパターン化したものとして、そういった指導というふうなことで、町とPTA連合会の中で話し合いをして、設置をするというふうな形で進めておりました。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今度、大津市の衝突事故の関係から、私なりにちょっとほかの人にもお尋ねしたときに、これを見て回りましたね。やっぱり交差点があつて歩道があつて「とまれ」って、要するに青になるまでそこで待ちなさいという意味かと思います。

そういうことで、これは今度の事故に関連しますと、大きな事故になるんじゃないかと思っております。そいけん私は、こう考えた、余地がないところもありますけども、交差点、要するに歩道の手前、そこにちょっと待ったほうがいいんじゃないかと。

今後こういうことは、今まではよかったけども、今度の交差点での待ったときに接触事故があつたり追突事故があつたりしたら、跳ね返ってきたときに、あまりこいで近くじゃないかなと思っております。

せっかくつけられたんですから、私がどうのこうの言うんじゃないくして、この横断歩道の手前に並んでおったほうがいいのか青の信号を待つのがいいのかですよ、青の信号に変わるまで後ろのほうでちょっと待っておったほうがいいのかなという感じですけども、教育長、その辺、どんな思いですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

子供たちへの指導については、自分の命は自分で守るという自衛の力をつけるために、ル

ールを守りましょうというふうな話をしております。

今回の川崎の事件に関しましては、しっかりとしたルールを守った上での事故になりますので、そういったところも考えながら、ルールを守りながら、車はいつでもどこでも自分たちの命をそういうふうに取りられていくような形になるということを、今後しっかりと指導していかなければいけないというふうに思っておりますし、ストップマークについては、今後は先ほど言いましたように、町のPTA連合会ともしっかりと話をしながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

教育長ですよ、信号機のところに旗を入れておりますね、渡るときに。それが今、風で吹き飛んだりして車が通るときに危ないという話を聞きました。川棚町はそれをもう廃止したような話を聞いております。波佐見のほうはどんなですか。ああ、総務課か。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その件についてはさきにも情報をいただきまして、川棚町の状況を伺ったところでございます。川棚町はそういう方向で設置をしていないというところがあるようです。本町につきましては、まだ方向は決定いたしておりませんが、まだ現状のまま、置いているところについては置いておりますし、新たに設置をするということまではしておりませんが、まだ状況を見ながらどちらの方向がいいのか、今後はいろんな協議会、交通安全対策会議とか母の会とかいろんな組織等もありますので、そういった中で協議を進めながら方向性を判断していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますけれども、要するにランドセルが重くて、腰痛などを訴えると。そして保護者からはそういう声はありませんでしたかという質問に対して、あっておりませんということでした。私が聞くところによりますと、腰痛だけじゃなくしてね、首回りも痛くなるって聞くんですよ。そしてかばんが重かったら、背中とかばんを密着しまして、帰ったら汗びっしょりというわけですね。そいけんが、軽かったら走ったり何したりするとき、ちょっと空間があるんでしょうけれども、そういう話もあっております。

そこで、これはほかのアンケートですけども、ドリームエリア、これは地域や子供の安全を守る会社ということでちょっと調べてみましたけども、このかばんについて、保護者の71.2%が学校に教材を置いておく子供の置き勉に賛成しますというアンケートもあるわけですね。そういうふうで学校に持っていく荷物がお子様に対して負担がかかっているということで、要するに負担がかかっていると思いますかという問いに対して、74.4%がそういうふうに思いますということでした。

そいけん、波佐見はもう当然のこと、置き勉をせずに、要するに重たいかばんをしていくようでございますけども、前回教育長にお尋ねしたときには、要するに学校のほうで話をしたり、前向きにしたり、学校の校長と会ったときに話をすることでありまして、これは学校によって判断はしているわけですかね。3小学校ありますけども。文科省もそこはもう各学校にと、地域にというようなことをされておりますから、教育委員会としてはですよ、どういうふうな指導をされとるのか。

だめですよというのは、メリット・デメリットがあります。デメリットはこんな昔からのやり方でデメリットと書いてあるのが、要するに予習・復習をしなさい、持って帰りなさい、盗難に遭いますよ、そして今度いろいろ置いておいたらいろいろありますよというのが昔の考えで、最近はそのようなふうで、家庭学習にしても何にしても必要な分はちゃんとわかっておるとは思いますけれども、各学校でそこまで進んでおるのか。

なぜ今回聞いたかといいますと、やっぱりもう、これは1年生がランドセルだけでもかなりの重さですね。それに加えて本をたくさん入れたら大変じゃないかなと。もう、小学生のかわいそうがごとあると、1年生が大きなかばんをね、それを6年生まで使うんですから。そういうふうな形で見ているわけですけども、もうちっと置き勉については勉強したほうがいいんじゃないでしょうか、検討するか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど答弁でも申し上げましたように、国としての決まりというのはありませんので、各学校、自治体で話をしながら進めていくというのが基本ですが、せんだって校長会の中でも話をした中では、全ての教科書、ノートを入れて、家に持って帰っているということではありません。家庭学習に必要な部分を持って帰るというふうな形で、今話を進めておりますので、最終的には校長、それから学校の先生方を中心、校長の考えだけではなく、先生方の意

見を聞きながら進めておりますので、先ほどの、全ての教科書、ノートを持って帰るというようなことはしておりませんので、今後もまた確認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

それで、先ほど申しあげましたように、家庭のほうから学校のほうに、また、教育委員会のほうに直接それについて、また御意見をいただくということはあっておりませんので、今後もそういった形を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと一つ、つけ加えますけれども、この置き勉についてメリットというのが、身体的に負担の軽減というのが89.8%、そういうふうな事例があるそうで、そういうふうにして、やっぱり帰ってきたらぐたっと疲れると。今度、夏は特に6月ぐらいは暑いし、重たいかばんを持って走ったり歩いたりするわけで、そういうふうな状況ですので、先ほど答弁されましたように、検討をされて前向きにしていいただければと思っております。

次に行きますけれども、学校内の不審者の侵入に対する危機管理は、先ほど教育長から答弁ありましたけれども、ちょっと、二、三、お尋ねします。

さすまたがありますね。学校に何本ありますか、学校に。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

正確にはちょっと手元に資料がございませんが、玄関付近、各フロア、必要に応じて教室ということですから、まあ、10本前後はあるのかなというふうに思いますが、ちょっとそこは手持ち資料がございません。5本から10本の間ぐらいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

これをなぜ聞いたかといいますと、不審者が入ってきたときに、要するに一人で先生がするんじゃなくして、多くの方でしたほうがいいということで、昔の時代劇を見てもわかるでしょ、御用だと言うたときに、あの棒で取り巻いてやっとするわけですね。そういうふうな形がさすまたじゃないかなと思うとて、不審者が来たときに。今、上等もぱっとやったらすつともあるそうですが、まずはそういうふうな10本でいいか、この前、私も学校で見たことあるんですけども、私は職員室に置いて、何かあったときには職員室から先生が行ったほうが

いいんじゃないかと思ったんですが、資料を見てもみると、やっぱりあちこちに置いておつて、侵入者があったときに、不審者があらわれたときにやったほうがいいということで、そして、これをしとるのも不審者が危険という生徒児童に違和感を与えないように、そこに飾りつけみたいにしてやっつけたほうがいいということで、これにあわせてですよ、スプレーがあるですね、催涙というかな、あれは準備をされとりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

いわゆる催涙スプレーの類いですね、学校のほうはないと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと時間がないので、駆け足で行きます。

さすまたの訓練をしてあるところがあるわけで、せいけんがやっぱり先生方もされたかわかりませんが、新学期になってから転校してきた人もおります。そして小学1年生も来ております。まあ、これは先生たちだけで体育館でもいいでしょうけども、こういうふうな形があります。体育館で訓練をされております。やっぱり何でも災害に備えての訓練、要するに準備、かれこれが必要と思います。そういうことで今後は十分検討して事故がないようにお願いしておきます。

次に行きますけども、防犯カメラ、これは業者さんから借りてきました。こういう厚いのをちょっと見てみますと、聞くところによりますと、種類もいっぱいあります。金額もいろいろですよというようなことでした。

そこで私もここで調べてみますと、こういうふうな形でいろんな防犯カメラがあります。5,000円もあれば、1万円も何十万もありますけれども、やっぱりこれは学校に不審者が侵入したときにわかるように準備も必要じゃないかと思っております。

そういうことで、先ほどは、今後は検討するようなことでしたけども、今ですよ、学校に出入り口、要するに私が見たところによりますと、体育館の横からはかなり侵入されるような形になっておりますね。それを資料によりますと1カ所にしなさいということですね。できたら、あちこちから入ってきて、どこから侵入者が来るかわかりませんので、まず1カ所にして、そして今度、受付をするときにインターホンを押しなさいと。

そしてもう一つが、児童生徒が登校したら鍵を閉めなさいということがあるんですよ。そ

こまでやっているところもあるわけです。なぜかといいますと、不審者が入れないように、そして鍵が閉まっておりますから、インターホンで言ったら「どなたですか」と言われるわけですね。

この前、皇族の方がありましたね、包丁を置いた。それもね、作業服を着てインターホンを押しながら教室まで行っておるわけで、いつ、そういうふうなことが波佐見でもあるかわかりません。そういうことで、今どんなですか。次長、各学校では何カ所ってあるわけですよ、入り口が。その点について。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御指摘のとおり、各学校、出入り口は多数あるかなと思います。中央小学校についてもざっと4カ所ぐらいあるのかなというふうに思います。

教育長が答弁したとおり、私ども教育委員会とすれば、学校は地域に開かれるものだというふうに思っておりますので、都市部であるように、塀をつくって施錠してインターホンというのは、現時点ではちょっと実情にそぐわないのかなという思いがございます。

一方で防犯カメラについて御質問がありましたが、先ほど御指摘いただいたような事件があった学校も防犯カメラがあったのは事実でございます。抑止の効果と、実際に実効性がどうあるかということで、教育長が答弁したとおり、今後、設置団体の事例を調べて、有効か否かというのを研究していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう、ちょっと時間ないです。

この前、芝生について、要するに8月ごろでしたかね、総務文教委員会で調査に行きました。そのときはまだ水まきぐらいのもんでした。その後一般質問された後、聞いてみますと、今、直接言うて来られた人もおります。ケーブルテレビを見た人も言われます。そして、この前、小学校の運動会に行った人が言われました。二、三名の方から私ちょっと聞いたんですが、先ほど言いました6月2日、これは中には入れませんでしたけど、日曜日で外から見ました状態がこれです。そして、この前の答弁も聞いておりますと、先ほどもそうですが、教育委員会で管理しますということで。

こういう状態をどう思いますか。管理ができますか、管理というか植えつけをまたされる

んですか。ここまでいっとなに。その辺。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、昨年6月に芝の苗を植えて私どもで管理を行っているところですが、やはり予想外の高温と渇水で、当初描いていた姿とはほど遠い状況かなというのは、そのとおりだと思います。現時点で芝の根っこ自体はまだ残っておりますので、今後の梅雨を待って、どの程度回復するか。それで今後の対応を考えてみたいと思いますが、まずは今の状況をしっかり管理をやっていきたいなという思いでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど教育長は、地域に開かれたと、これはわかるとです。日曜日とか時間外、要するに時間外というのは子供が帰った後。私が言ったのは、登校したときに鍵を閉めたり、外部から来られた人にインターホンでチェックをしたほうがいいんじゃないかと言うとるわけで。

それは日曜日なんかはもう自由で、この前、南小学校に行ったら、門はあいておりました。閉まっておりません。普通なら使わんとときには鍵を閉めて、車が入ってもし放火でもされたらどうしますか。

そういうことがありますから、使うのは大いに使っていていいですよ、地域に開放された学校ですから。そういうことを一応登校したときに、子供がおるときに、問題は鍵を閉めて、そして不審者なり、例えば来客があったときにはインターホンで。

今、中央小に行きますけど、右側の下駄箱あたりはもうあけっ放しですもんね。そして、玄関もそうですけど、本当は玄関の靴のところも閉めておいて、そして必ず受付は、そういうふうな形と思います。

○議長（今井泰照君）

堀池議員、時間でございます。

○12番（堀池主男君）

時間が来たので終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 福田勝也議員。

○1番（福田勝也君）

おはようございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

1、人口減少について。

多くの離島を抱える長崎県においては、人口減少が大きな問題となっている。また、県庁所在地でもある長崎市においても、人口流出が全国ワースト1となっているようです。また、本町においても例外ではなく、15年ほど前からすると約1,000人も人口が減少しているようです。

（1）人口減少については、少子化の問題、若者の町外、県外への流出など考えられるが、本町としてどのように考えるか。また、どのような対策を図っていくのか。

（2）県は、人口減少の抑制、地域活性化を目的とした地域を担う人材の育成として、ふるさと教育を推進している。ふるさと教育とは具体的にどのような内容なのか。また、本町においても、どのような教育を推進していくのか。

2、スポーツ振興について。

スポーツは、体力・技術の向上だけでなく、コミュニケーション能力やリーダーシップの育成など、青少年健全育成には不可欠である。また、一般、高齢者に対しても、体を動かすことにより、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、体力・健康の保持増進につながり、生涯にわたりスポーツに親しむことが大切だと考える。

（1）現在、小中学生でクラブチームや部活で、何割の児童生徒が活動しているのか。体育協会には、何競技で何名程度の方が活動されているのか。また、10年ほど前からすると増減はどうなっているのか。

（2）本町のスポーツ施設には、体育センター、鴻ノ巣グラウンド、各学校の体育館があります。今後、競技人口、競技力の向上につながるようなスポーツ環境の整備の考えはあるか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少について。多くの離島を抱える長崎県においては、人口減少が大きな問題となっている。また、全国の県庁所在地の中で、長崎市は人口流出が全国ワースト1となっている。本町においても例外ではなく、15年ほど前からすると約1,000人もの人口が減少している。

そこで、人口減少については、少子化の問題、若者の町外・県外への流出などが考えられるが、本町としてどのように考えるか。また、どのような対策を図っていくのかという御質問ですが、議員御指摘のとおり、人口減少の要因については、少子化・晩婚化の影響による年少人口の減少、若者の町外、県外への就学・就職による流出の影響が大きいものと分析しております。

人口減少社会の到来は、地域経済の縮小や疲弊などにより、住民サービスの低下や活力の低下など、国、地方が衰退することにつながっていきます。

このことから、国はもとより、本町をはじめ各自治体では、まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンを策定し、人口減少と地域経済の縮小を克服しようとしているところがあります。

この総合戦略をもとに、人口減少を少しでも抑制し、元気な町をつくっていくために、雇用の創出、地場産業の振興、交流人口の拡大や移住定住の促進、子育て支援に取り組んでいるところでございます。

次の人口減少の抑制、地域活性化を目的にしたふるさと教育とスポーツ振興については、教育委員会から答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

福田議員の質問にお答えをいたします。

1、人口減少について。多くの離島を抱える長崎県においては、人口減少が大きな問題となっている。また、県庁所在地である長崎市においても、人口流出が全国ワースト1となっている。本町においても例外ではなく、15年ほど前からすると約1,000人もの人口が減少し

ている。

(2) 県は、人口減少の抑制、地域活性化を目的とした地域を担う人材の育成として、ふるさと教育を推進している。ふるさと教育とは具体的にどのような内容か。また、本町においてもどのような教育を推進するのかについてですが、人口減少問題は本町のみならず、長崎県、国としても大きな課題であり、さまざまな対策が講じられているのは御承知のとおりだと思います。

長崎県においては、人口減少・流出の抑制、地域活性化を目的として、これまでに増して人材の育成に力を入れており、その中でふるさと教育を重点施策に掲げています。

このふるさと教育とは、従来の郷土学習としての自然・歴史・文化・産業のすばらしさを教える内容に加え、長崎で頑張る大人に出会わせることを目的に、身近な地域の企業との連携や協働を進め、ふるさとへの愛着、誇りの育成を図り、地元に住みたい、住み続けたい、戻ってきたいと思う地域を担う人材の育成を行うものです。

本町においては、これらふるさと教育として、南っ子ふるさとまつりがあり、昨年度においては東彼商工会青年部波佐見支部ほかの協力を得て、南小学校区を中心とする18事業者の方が仕事体験のブースを設け、全児童がそれぞれブースに分かれ、地元の仕事を体験する活動がありました。

児童たちは、地元の大人から直接、地域貢献への話を聞き、その仕事を体験できたことは、波佐見町への理解と愛着が進み、まさにふるさと教育に呼応した活動ではないかと考えているところであります。

今後においては、東小学校、中央小学校の実情に応じた形で南っ子ふるさとまつりの内容を拡大しつつ、波佐見中学校においては、さらに波佐見で活躍している若手の経営者等を招き、踏み込んだキャリア教育も行いたいと考えています。

これらの活動を進め、郷土学習からふるさと教育に拡大を図り、未来のふるさと波佐見に、夢、憧れ、志を持つ子供たちの育成を進めていきたいと考えています。

2、スポーツ振興について。スポーツは、体力・技術の向上だけではなく、コミュニケーション能力やリーダーシップの育成など青少年健全育成に不可欠である。また、一般、高齢者に対しても、体を動かすことにより、精神的なストレス発散、生活習慣病の予防など、体力・健康の保持増進につながり、生涯にわたりスポーツに親しむことが大切だと考える。

(1) 現在、小中学生でクラブチームや部活で何割の生徒が活動しているのか。また、体

育協会には、何競技で何名ほど活動されているのか。さらに、10年ほど前からすると増減はどうかについてですが、議員お説のとおり、スポーツは健康で生きがいを持って豊かな人生を歩むため、幅広い世代で推進されるものです。

本町のスポーツの現状であります。本年度、小学校においては、13クラブチームに285名、全児童数に対し34.8%が加入しています。また、中学校では、運動部に全体の75.2%、312名が加入しています。これらから小中学校全体では597名、全児童生徒数に対し48.4%がスポーツクラブや運動部に加入しています。

一方、町体育協会加入については、本年3月末で16団体に976名が加入されており、10年前からすると380名の減少となっております。この10年間で加入者が増えた競技もありますが、減少傾向にある競技が多いと考えています。

(2) 本町のスポーツ施設には、体育センター、鴻ノ巣グラウンド、各学校の体育館がある。今後、競技人口、競技力の向上につながるようなスポーツ環境の整備の考えはあるかについてですが、本町においては、これまで各種施設の整備を図り、各競技団体の協力をいただきながら適切に管理を行っているところです。

また、施設改善として体育センターの床の張りかえや、鴻ノ巣グラウンドの排水設備の整備、甲辰園グラウンドのLED照明化をはじめ、各学校施設についても同様の改修を進め、スポーツ環境を整えているところです。

本年度においても、鴻ノ巣テニスコートの全面改修を計画しており、今後とも各競技団体や利用者の皆様の御意見・御要望を聞きながら、計画的にスポーツ環境を整えたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

1番の人口減少については、本町としてもやはり少子化の問題や若者の町外、県外への流出というふうな考えもあり、またほかにも晩婚化があるということでお話がありましたが、婚活について、町としてどのような活動をされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

具体的に二つ挙げますと、まず結婚新生活支援事業補助金ということで、新たに町内に住民票を置く新婚夫婦に対しては、新生活のスタートアップというものを支援するというとこ

ろで、そういったところで進めていきたいというのと、あとは婚活総合支援事業というのを
行っておりまして、男女の出会いの場の提供ということで、町内の波佐見町の男性と、あと
女性については波佐見町にかかわらずということで、そういったイベントを開催いたしまし
て、出会いの場の提供。あとは婚活の啓発セミナーであったり、あとは婚活相談というもの
を実施したりというような事業を具体的にはやっております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった婚活について、実績等ありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

婚活イベントにつきましては、3月に1回、あと5月に1回しておりますけども、一応、
男女12名ずつの合計24名の参加ということでやっております。

結婚新生活支援事業補助金の実績なんですけども、28年度から開始しておりますが、28年
度はちょっと開始時期が遅かったということで利用がなかったんですが、29年度に4件、96
万円、昨年度は4件、115万5,000円の支給実績がございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった活動をされているというのは喜ばしいことと思いますけども、実際に結婚まで
至ったという実績はございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

婚活イベントなどで、その場で今後も連絡をとりたいというような方が何組いたかという
のは、その時点ではわかるのですが、その後につきましては個人の話ということになるとこ
ろもありまして、追跡調査をやろうと思えば無理ではないのかもしれないんですけども、ち
よっとそこまでは、個人情報と言ったらあれなんですけども、実際そこでうまくいっていな
かった場合のことを聞くのもなかなかというところもございますので、ちょっとそこまでは、
結婚したかどうかということまではちょっとありますが、補助金については結婚される方
が使うということなので、そういった方に使っていただければ、実績というところにもなっ
てくるのかなとは思んですけど。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

人口減少は、人口問題研究所の推計によりますと、2040年ごろには長崎県も100万人を切り、本町も1万2,000人を切るような推測もされております。

本町におきましては、15歳から64歳までの生産年齢人口、これについてはどのような推計が出ているかわかりになりますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

町の人口ビジョンの中に、年齢3区分別人口の推移というのがございます。その中では、生産年齢人口は実績値で、ちょっと古いんですが、済みません、平成22年度が9,191人というところが、2040年には6,325人になるのではという推計が社人研のほうから出されているところでございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

生産年齢人口が減少するということは、働き手が減少するということにもつながっているかと思えます。これに伴い、町の財源でもある税収も減収することが予想されますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

正直言うと、実際の収入というのが就業の構造とかにもよりますので、ちょっと人口ビジョンとかでは、税収の試算などについてまでは行えていないというのが現状でございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういったことで、人口減少は長崎県も本町以上に深刻な問題になっております。そういうことから、県からも今までのような助成金なども期待できなくなると思いますが、今後予想されるような人口減少になり高齢化が進んでいった場合、税収の減収による歳入の減少やったり、あるいは医療費、介護、福祉となるような歳出の増加でバランスが難しくなるかと思えますけども、現在のようなライフラインの整備や、医療、介護、福祉といった町民に対しての行政サービスの低下はないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然あり得ると思います。それがやはり今の2040という、こういう状況で、国のほうでは第32次地方制度調査会ということで、もう1年以上前から、本当に日本を代表する有識者の方々があらゆる分野において大学の先生とか三十数人で、去年は15回以上の会合を開いて、そして一つのデータ、基本的な考え方がずっと出てきております。それを今ほとんどの都道府県に情報公開をしているんじゃないかと。

それで長崎県としても、今、それをもとに長崎県の内部で、やはりよそと同じ歩調じゃないかん、早くやろうということで、企画振興部を中心として、それに向けて長崎県ではどうあるべきかと。

国でできた一つのいろんなデータとか基本的な考え方、方向性が示してありますけども、それぞれ今度は都道府県で全部、受けとめ方、取り組み方が違ってくるわけですね。違って当然なんですね。これを、今度は長崎県はどうするんだということで、今、県の企画振興部を中心として、一旦自分たちの素案ができています。それをあれして、2040長崎県研究会が発足を4月からしております。

それは大学の先生、経済の方々、自治体、市の自治体は後藤市長さん、そして町村会、町村のほうは私が行って、今3回ぐらいやっております。非常に我々が想像できないようなこともありますし、2040ってみんなぴんとこんですよ、はっきり言って。しかし、そういうことが想定されるということをして、そうしたら10年を目標にするとか、しかし3年、5年でもこれだけのスピード感で行くわけですから、そういうことを感じて普通の人には全く感じてないですね。しかし、行政としてはやっぱりそういうことを想定しながら、やはり行政がそういう国・県・市町村・行政がそういう布石を、方針、考え方を持っておかないかんんじゃないかということで、これが大体8月に長崎県の研究会のがまとまって整理をするという段階になっております。

今度のスクラムミーティング、県のあれにも、その課題を町村から出してあります。だから、そういうことが出てくると、それぞれの市町村でも、長崎県でこうしても、やっぱりそれぞれ21市町村、環境条件が違いますので、これを重視しよう、これはちょっと置いておこうというようなことで、やはりそういう人口減少になるんだということを踏まえながら、そうしたらあらゆる分野でどういう事態なのかということは今、そういう、そして我々の意見

を今、吸収されているわけですね。そして、それを取りまとめて長崎県としての一つの方向性を示そうと。12月ぐらいには出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことをしながら、やっぱりそれぞれお互いが、例えば、我々も議会の皆さん方も、そして自治会長さんあたりも人口減少ということについて、だんだん関心を深めていっていただくということが大事なことじゃないかと。今すぐこうできないので、やっぱり5年先、10年先ぐらいを見て、やっぱり科学の進歩がそれぞれの生活、産業に大きくかかわってきていると。だから、悲観ばかりはしちゃいけないけども、やり方によっては大きく化けるところも出てくるんじゃないかという希望もありますけども、まあ、なかなかいかないんじゃないかなと。だから今の状況の中で、やはり人口減少に対して、今の時点でできることをやりながら、そして3年先、5年先を見ながら、こういうことの布石を打つ、そういうふうなことの意見がどんどんお互いに出てくれば、やっぱり少しよそよりもいい、早く着手できるような感じがすると思います。頑張っていきます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それとあと、今回、議会広報調査特別委員会で、ことしの成人式において新成人に対して、波佐見町について簡単なアンケートをいたしております。議会だよりの145号の2月号でもありますように、現在、波佐見町に住んでいますかという問いに、イエスの方が55名で、ノーが49人。波佐見町のことが好きですかという問いに、イエスの方が104人に対し、ノーが2人。将来、波佐見町に住みたいですかの問いに、イエスが61人で、ノーが40人と。このようなアンケートの結果が出ております。このように新成人の年代をとりましても、5割近くの方が町外に流れているような結果でございます。また、98%の人が波佐見町のことが好きと回答いただいておりますけども、波佐見町に住みたいかというような問いには、4割の方がノーの回答をいただいております。

若者の流出については、進学や職業の多種多様、いろんな選択肢があるものですから、また、都市部に行っているような視野を広げたりとか、あるいはそういった経験をすることももちろん大切だと思っております。

ただ、ある程度の時期に来ましたら地元に戻りたいと思っているUターン者の方もいるかと思えます。

そこで問題となるのが、仕事先といたしますか、就職先で、波佐見に帰っても仕事があるの

かどうか、そういったもので迷っている人も多いかと思っております。

職業案内ではハローワークなどありますけども、本町としても企業誘致している企業、あるいは町内の企業と連携して、Uターン・Iターン者向けの就職相談窓口みたいなやつを設置したらいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に移住定住で、例えば若い人たちが来るっていうとも、やはり経済的に自分たちが帰ってきて、例えば結婚し、子供を育てるといような、最低条件はやっぱり経済的にゆとりが、ゆとりまでなくても、支援はあるし、そういう所得の安定した企業があつて初めてじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、やっぱり地場産業のレベルアップは商品とか農業のあれもあるんですけども、やっぱり携わる人たちの所得が上がるような、そういう取り組みをしていただきたいと、事業者には、それに対してバックアップをしていかないかのじゃないかなというふうに思っておりますし、工業団地を切り開いて呼ぶような企業はもうあんまりないだろうし、また、それだけの投資をしてでも呼ぶことはできないんじゃないか、うちの規模ではですね。

そうすると、ある面では特殊な分野の方々が、波佐見は住みよかけんて、誰かの手づるがあつたりとか、そういうところの受け皿をちゃんとしとかないと、いろんなことをやってもやっぱり受け皿がないとだめだなって。広報とかいろんなことはいいけども、しても実際、空き家と一緒に、住まれないといような形になってくるし。だから、例えば今からはAIとかICTとか、そういうふうな分野の方々とか何かのエキスパート、そういう人たちがまずは波佐見に興味・関心を持っていただくような発信をしていって、そして、そういう人たちとの接触の中で、波佐見はよかとぼってん、もうちょっとこういうところとか、我々の気づかない分野があるわけですね。そういうふうなところでチャンスをつかむしかないんじゃないかなって、ちょっと僕の小さな考えですけども、そういうふうにして、何か、そういうふうアンテナを張って、そして、そういう人たちとの接触をすることによって、またいろんなアイデアも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういうことで、Uターン・Iターン者向きにも、努力していただきたいと思っております。

す。

本町は、地理的にも海もなく、あるいは鉄道、国道もない、ちょっと不便な町でもありませんけども、やはり窯業界の頑張りで、今、波佐見焼のブランド化で知名度も上がり、陶器市まつりをはじめ、いろんな行事で多くの観光客が来町されております。また、観光協会を中心に、商工振興課でもいろんなイベントを企画して、町の活性化につながっているものと思っております。

そういった形で、今後、人口減少を抑えるためにも、若者の定住化、あるいはUターン・Iターン者の促進、また、ふるさと教育の推進によって、いろんな面で魅力あるまちづくりを目指して、町民の皆さんにこれまで以上の行政サービスが提供されて、安心して生活できますように御尽力いただきたいと思っております。

続きまして、スポーツ振興についてですけども、教育長からも回答ありましたとおり、人口の減少や高齢化、また多様な時代になり、スポーツ人口も減少しているということになっております。

しかし、小学生でも35%ほど、中学校においては75%の方がスポーツに親しんでいるということで、本当に大変喜ばしいことだと思っております。

また、中学校におきましては、今月2日に行われました郡中総体でも、11団体競技中、7競技が優勝を成し遂げたというふうな実績も聞いております。さすが波佐見町はスポーツの文化とも言うことができるかと思えます。

また、本町には体育協会以外にも、総合型の地域スポーツクラブもあると思えます。そういったルピナスですかね、ルピナスについては、そういった活動の内容とか、あとどれくらいの方が利用されているのかお聞きします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ルピナスについてのお尋ねでございますが、あいにくちょっと手持ちがございません。総じて、加入者は現在横ばいという状況でございます。

ただし、さまざまな町の委託事業とか自主事業をされて、そこに参加されている方は増加傾向ということでございますので、町としても、そういった委託事業の中で支援、そして加入を促している状況ということでございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった総合型の地域スポーツクラブもありますので、そういった普及についても進めていただきたいと思っております。

冒頭により、スポーツには体力・技術の向上だけでなく、挨拶や礼儀、集団行動による協調性などチームワークの大切さ、人脈の構築といったコミュニケーション能力やリーダーシップの育成の場にもなっております。

そういったことでクラブ活動においても、こういったことを理解された指導者の確保や、指導に当たっての安全面、あるいは技術力の強化など、指導者に対しても講習が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員お説のとおり、波佐見はスポーツの町でございまして、中学校の中体連で11競技中、七つの競技で団体優勝したということで大変うれしく思っております。部活動がこういった成績を残すというのは、やはり指導者の皆様のおかげだというふうに考えております。

当然、町としても、そういった指導者の方については、部活動振興補助金を通じて支援を行っております。御存じのとおり、本年度、令和元年度におきましては、この部活動振興補助金、昨年度までは200万でございましたが、300万ということで大きく補助金を伸ばしております。備品の更新とあわせて、こういった指導者の方についても、処遇改善等もあわせて行っていただきたいと思っております。

あわせて、スポーツ少年団においても、指導者講習、または熱中症対策ということもしておりますので、そういったサポートをしながら指導者の皆様の熱意に応えるよう、教育委員会としても支援を行っていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった指導者につきましても、御指導のほうをお願いしたいと思っております。

スポーツ人口の普及も大切でありますけども、全国で通用するようなアスリートの育成もしていかなければいけないかと思っております。

特に、波佐見町も野球が盛んに活動されて、いろんな優秀な成績をおさめられております。波佐見高校も何度か甲子園に行って、プロ野球も3名輩出しているような状況でありますけ

れども、しかし、他町の者ばかりで本町出身の選手がプロまで行けたという実績がないよう
であります。

アスリートを育てるには、ハード面やソフト面も両面の支援が必要かと思っておりますけ
ども、ソフト面につきましては、前回の12月の議会におきまして、全国大会の出場に当たっ
ては、助成金の増額ということを承認いただきました。

そういった面でハード面につきましても、やはり先ほどのようにすばらしい指導者であっ
たり、あと施設の環境整備も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、波佐見町は各競技団体の皆様の御協力によりまして、既存の施
設も順調に管理ができております。議員お説の波佐見町からアスリートという気持ちは教育
委員会も同感をいたします。まずは既存の施設をしっかりと改修して整備して、その中でハー
ドとソフトが一体となって波佐見の子供たちを指導し、その中から全国、世界に羽ばたく子
供たちが出てくればというふうに思っているところでございますが、まずは現状の施設をし
っかり管理をするということに重きを置きたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で、スポーツ施設の環境ですけれども、屋内の競技につきましては、各小学校、
中学校、体育センターと五つの体育館があり、恵まれた環境があるかと思っております。

屋外の施設につきましては、鴻ノ巣グラウンドと、あとは甲辰園グラウンド等ございませ
ども、そういったところは多目的グラウンドであって、やはり各競技の専用グラウンドで
あったり、野球場というものがございません。

そこで、文部科学省によるスポーツ振興基本計画の中に、「国民一人一人がスポーツ活動
を継続的に実践できるような、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備す
ることは、国、地方公共団体の重要な責務である」というふうなうたっております。

こういった形で、野球場や総合運動公園の建設については、やはり10年も20年も前から、
議会でも何度も議題となり、答弁をいただいておりますけれども、予算の面でなかなか
前向きな検討ができないというような報告をいただいております。

そういった形で、いろんな議員さんから、そういった質問があるということは、やはり町

民皆さんが期待しているというような民意でもあろうかと思しますので、そういった面からでも検討をいただきたいなと思っております。

そういった形で、よく前回というか、そういった答弁を聞いておりますと、やはり今度、検討・研究をしていくというふうな形で、いつもそういう回答でいただいておりますけども、やはりそういった野球関係者の有識者とか、あるいはいろんな各競技の団体の有識者等、そういった方々の招集等されているんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

具体的に野球場の建設についてということでお話をいただきました。この野球場の話が出ると、教育委員会、途端に歯切れが悪くなるということで、ちょっと申しわけなく思っているところがございます。

議員も野球をされておりますし、ことしも3月に波佐見中学校の野球部が全国大会に出場したということで、スポーツの町の中でも野球については、町民の皆様も熱心に思っているのかなというふうに感じています。

当然、教育委員会もこれまでの答弁で研究しますということをおっしゃっておりますので、試算をやったりとか、最近では、松浦市に野球場ができましたので、その資料をいただいたりとかいうことで続けておりますが、具体的には有利な補助事業がないとか、またはそういった採択も厳しい状況であるということで、議員がお説のとおり、その有識者で集まるとかいうところまでは踏み込んでおりません。歯切れが悪いんですが、今後もしっかり研究をやりながら、しっかりそういう声が上がってきたときには、検討ができるよう準備はしたいなということをお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

教育次長のほうから、そういった回答をいただきましたけれども、野球場もピンからキリまでであるでしょうけど、やはり長崎市にあるようなビッグNのような集客をするような球場でしたら、やはり何十億もというような予算がもちろん必要になろうかと思えます。

今、松浦の球場も例に挙げられたようですけども、去年、新聞でもありましたように、総事業費が3億4,000万ぐらいの球場もあるということで、やはり歴史資料館で総事業費4億を越すような予算もありますけども、そういった形でやはり球場の規模とか、そういった予

算立てをやはり有識者の方ともう一度、御検討いただきたいなと思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

具体的にそういう数字を上げられると、ますます歯切れが悪くなってしまいますが、私どもとすれば、子供たちのためには専用の球場なり、専用のグラウンドがあるというのが理想でございます。

一方で町全体を見渡したときに、先ほど言ったとおり有利な補助事業がない、または採択条件が厳しいという状況でございますので、まずは既存の施設を有効的に活用する、またはそこに不備があるなら手を加えて、多目的に使っていくというのをまずは基本にさせていただきたいと思えます。

一方で、私どもとすれば、全く何もやってないというわけではございません。そういった情報を集めながら、または有識者の設置とまではいきませんが、そういった野球に携わる方々と立ち話とは言いませんが、やはりそういった話をしながらどういったものがあるか、また先ほど議員さんがおっしゃったように、安価で、安価かどうかわかりませんが、そういった設備を備えた球場よりは少し費用を抑えた球場もあるということもあろうと思えますので、そういった情報をしっかりまとめながら、しかるべきと言ったらおかしいかもしれませんが、そういった時期にしっかり検討ができるよう備えたいというふうに思えます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった面で、予算面についても、今、ふるさとづくり応援寄附金が去年で、去年というか、前年度で9億近くの寄附金が寄せられたということで、やはり返礼品とかそういった事務費を引いても、やはり半分ぐらいが基金としてあろうかと思えます。

その中に、ふるさと応援基金の内容につきまして、活用の、こういったことに使っていたきたいということで、ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業、あるいは、未来に伝えたい伝統文化の保存、整備に関すること、あるいは、懐かしい景観、新しいまちなみの整備に関する事業、次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業、あるいは、その他町長が必要と認める事業というふうなところで、こういった子供たちに対する健全育成のためのそういった寄附金もございますので、そういった形でふるさとづくり応援基金のほうも有効活用していただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

申しわけございません。ふるさと納税担当課長のほうからちょっと。

今年度でいきますと、ふるさとづくり応援基金のほうから全体で2億2,400万を充当して事業を実施する予定ということで、その中で次世代を担う子供たちの健全育成については8,822万円を充当すると。現状でもかなりいろんなことに使っているという状況がありまして、今後、その寄附額が天井なしで伸びるとかいう事情が見込まれれば、そういった大型事業ということもあり得るかもしれないんですけども、ただ、ふるさと納税については総務省からも規制がかかったり、事務費の総額を抑えたりとかいう規制がかかっている中で、それほど伸びを見込める状態でもない中で、現状でも充てたいものはいっぱいあるというところがございますので、ちょっと今、それを使いたいというようなことまでは申し上げにくいというのが現状ということを御理解いただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、生涯スポーツの普及とかあるいは推進することで、やはり先ほどからもお話ししましたとおり、体力・健康の保持増進にもつながり、医療費などの節減の効果も期待できるかと思えます。

また、スポーツ施設の整備をすることで、スポーツ団体、いろんな大学や社会人、そういったものも合宿とか試合などの誘致もできて、観光事業としても有効活用できるものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、そういった施設があれば、そういった波及的な利活用も可能だというふうにも考えております。冒頭、議員がおっしゃったとおり、やはり生涯にわたってスポーツを親しむというのは、健康で生きがいを持って送れるという基本になります。波佐見町は幸いそういった下地がございますので、議員がおっしゃってあるというのは、育成もあわせて委託事業の充実等を図りながら、町の体協、またはスポーツ少年団、さまざまな団体さんと連携してソフトとハード一体となって、この辺を進めていきたいというふうに考えております。

教育委員会としても、今後さまざまな意見を聞きながら検討してまいりたいと思いますので、いろいろ御支援をいただければというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で今後とも御検討をいただきたいと思います。

今、御説明ありましたとおり、やはり予算面では新庁舎の建設も予定されているということで、本当なかなか厳しい状況とは理解できますけども、やはりそういった有識者の方と十分な検討を踏まえて、前向きな検討をしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時5分から再開いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 尾上和孝議員。

○9番（尾上和孝君）

通告に従いまして、質問したいと思います。

まず1番、子供たちの安心安全について。

先月、大津市で散歩中の保育園児の列に車が突っ込み、幼い命が奪われました。また、川崎市多摩区においては小学校のスクールバスを待っていた児童らが包丁を持った男に次々に襲われ、児童や保護者の父が亡くなられたという痛ましい事件も起きております。

(1) 2001年、8人が殺害された池田小の児童殺傷事件を契機に、学校によっては校門の施錠や防犯カメラの設置など、不審者の侵入防止策がとられているところもあります。また、政府としては登下校防犯プランをまとめ、学校や地域住民、警察などが連携し、犯罪が起きそうな場所を確認して警戒するよう求めていたと聞きます。本町はどのような対策をなさっていますか。また、犯罪の起こりやすい場所に防犯カメラなどを設置できないか。

(2) 車による交通事故は自然災害と違い、対策によっては防ぐことができることもあります。交通量が多い交差点や、なぜか事故が多い交差点、登下校での信号待ちでの待機所など、全てに強度のある車どめの設置ができないか。

2、子供の貧困対策について。

県において昨年実施した子供の生活に関する実態調査結果が公表され、相対的な貧困率は11.2%で、貧困状態にある子供はそうでない子供に比べて自己肯定感が低い傾向にあるとのことでした。相対的貧困世帯については、子供に医療機関を受診させられなかった、習い事に通わせられなかったなど経済的な事情で治療や学習などの機会が制限されていました。保育所やNPO法人を通じて行った貧困が伴うと考える子供の状況という県の調査でも、食事を十分にとれていないが84.2%と断トツの結果が出ています。

(1) 給食費（食材費）は、学校給食法では保護者の負担とされるとされておりますが、無償化は各自治体での判断で実行でき、市長選の公約になるケースも少なくないと聞いております。現在、小中学校の給食費は幾らなのか。また、今後無償化はできないか。

(2) 貧困状態にある子供や孤食になりがちな子供に給食提供など支援をしたい団体があれば、町としてはどのような支援ができるか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

子供たちの安全安心について。

まず、先月、大津市で散歩中の保育園児の列に車が突っ込み、幼い命が奪われました。また、川崎市多摩区では、小学校のスクールバスを待っていた児童らが包丁を持った男に次々に襲われ、児童や保護者の父が亡くなるという痛ましい事件が起きています。

車による交通事故は自然災害と違い、対策によっては防ぐことができることもある。交通量が多い交差点や、なぜか事故が多い交差点、登下校での信号待ちでの待機所など、全てに強度のある車どめの設置ができないかという御質問ですが、交通安全対策のハード事業では、例年、自治会や地域から要望があった事項について、現地調査をした上で緊急度や危険と判断した優先順位をつけながら実施をしているところです。主に、ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、区画線などの設置工事です。御指摘のように信号待ちの待機所など全て

に防護用の車どめを設置することは最良のことであると理解します。また、事故が起こりやすいような交差点などの箇所もあるかもしれませんが、最近増加している事故の種類を勘案し、通学路の点検など、危険な箇所は随時確認をしながら、限られた予算をより効果的に執行するため、これまでと同様に危険度、緊急度を判断して進めていきたいと考えております。

次に、子供の貧困対策について。

貧困状態にある子供や孤食になりがちな子供に食事提供など支援をしたい団体があれば、町としてはどのような支援ができるのかという御質問ですが、議員御質問の内容は、いわゆる子供食堂の活動に対する町の支援のあり方についてのお尋ねであります。この子供食堂は全国的に見ますと2012年ごろから徐々に始まり、現在では、少なくとも全国的に2,200カ所を超えて存在すると言われております。子供食堂は子供の貧困対策であり、また、地域の拠点づくり、コミュニティづくりという側面もありますが、いずれにしてもその場所を必要としている子供たちが全国的に増えていることは間違いありません。

一方、本町における子供食堂のニーズについては把握できておりませんが、県が実施した子供の生活に関する実態調査によりますと、本町の貧困率も10.4%という結果が出ていたことから、貧困家庭は少なからず存在することが明らかになっております。

このようなことから、本町においても子供へ食事を提供したいという個人や団体があれば、それが個人の手弁当によるボランティアなのか、あるいは民間の企業や団体、あるいは地域等からの支援を背景としたものなのかを確認した上で、教育委員会等と十分協議をし、持続可能な運営ができるような側面からのサポートをしてまいりたいと考えています。

子供たちの登下校や学校施設の防犯対策、子供の貧困対策については、教育委員会より回答があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

尾上議員の質問にお答えをいたします。

1、子供たちの安心安全について。

先月、大津市で散歩中の保育園児の列に車が突っ込み幼い命が奪われた。また、川崎市多摩区では、小学校のスクールバスを待っていた児童らが包丁を持った男に次々に襲われ、児童や保護者の父が亡くなられるという痛ましい事件が起きている。

（1）2001年に8人が殺害された池田小の児童殺傷事件を契機に、学校によっては校門の

施錠や防犯カメラの設置など不審者の侵入対策がとられているところもある。また、政府としては登下校防犯プランをまとめ、学校や地域住民、警察などが連携し、犯罪が起きやすいような場所を確認して警戒するよう求めたと聞く。本町はどのような対策をしているのか。また、犯罪が起きやすい場所に防犯カメラの設置などができないかということについてですが、滋賀県大津市の交通事故、神奈川県川崎市の殺傷事件については、教育委員会としても大変痛ましい事件として認識しています。本町においては、全国各地で発生した事故や事件を身近な問題として捉え、国の登下校防犯プランや波佐見町通学路安全プログラム等に基づき、学校、自治会、PTA、県や役場、総務課、建設課、警察署等の関係機関と連携しながら通学路の合同点検を実施しています。

昨年度においては、新潟市で発生した女児殺害事件や大阪北部地震におけるブロック塀倒壊による女児死亡事件を受けて、昨年夏休み期間中に全保護者に対し、防犯も含め、危険箇所の調査を行っています。その調査に基づき10月に、学校、自治会、PTA、関係機関による緊急の合同点検を代表する類型ごとに行い、対応が必要とされた箇所について対策を進めています。また、学校においては登校下校時の交通安全や不審者対策については定期的に指導を行っており、「いかのおすし」という標語を取り入れ、自分の命は自分で守るとの自衛の意識を持たせるようにしています。

一方で、神奈川県川崎市で発生した殺傷事件は、スクールバスの待ち合い時に保護者を含め被害に遭っており、これまでの想定を超える事件であったと思われます。この対策については全国の各自治体が苦慮していますが、その中で、見せる防犯が必要という声が報道であります。

本町では、これまで安全ボランティアの登下校の見守りや、こども110番の家、必要に応じた集団下校等、児童生徒の安全確保とその取り組みを地域全体で行っていたところです。今後は警察によるパトロールもさらに強化されていますので、これら見せる防犯の取り組みが必要と考えています。

このことから、議員御提案の防犯カメラについては、見せる防犯として抑止の効果も期待できることから、設置団体の事例等を調査し、今後研究してまいりたいと思います。

2、子供の貧困対策について。

県において昨年実施した子供の生活に関する実態調査結果が発表された。それによると相対的な貧困率は11.2%で、貧困状態にある子供はそうでない子供に比べ自己肯定感が低い傾

向が見られたとのことでした。相対的貧困世帯については、子供に医療機関を受診させられなかった、習い事に通わせられなかったなど、経済的な事情で治療や学習などの機会が制限されていた。保育所やNPO法人を通じて行った貧困が伴うと考える子供の状況という県の調査でも、食事を十分にとれていない（84.2%）と断トツの結果が出ている。

（1）給食費（食材費）は学校給食法では保護者の負担とされているが、無償化は各自治体の判断で実行でき、市長選の公約になるケースも少なくないと聞く。現在、小中学校の給食費は幾らか。また、今後無償化はできないかというお尋ねですが、議員お説のとおり学校給食費については、学校給食法第11条第2項の規定により、運営に係る経費以外、いわゆる学校給食費は保護者の負担と定めがあることから、本町では法令に基づき保護者の負担としています。現在の1食当たりの学校給食費の単価は、小学生235円、中学生280円となっております。また、学校給食費の完全無償化における動向を申しますと、平成29年度に小学校、中学校とも無償化を実施している自治体は1,740の自治体のうち76の自治体を実施しているところですが、そのうち人口1万人未満の自治体が約74%で、児童生徒数では400人未満の小中学校が平均で75%を占めており、比較的小さな金額で措置できているようであります。また、定住促進や少子化対策を含む自治体施策の優先順位の中で判断している団体が多いようです。

なお、この法令の原則があることから、学校給食費に対する国、県の補助、助成事業についてはございません。本町では経済的な事情等で就学援助の決定を受けている世帯については、その就学援助費の中で給食費全額が町から助成し実質無償していることから、これら世帯の経済的負担を軽減するとともに、充実した子育て支援が図られていると考えています。

また、今年度から学校給食費の一部補助として、大量調達による価格低減が期待できない地元産の食材について、購入時に生じる価格差を補助金によって補填するという補助事業を新たに導入しており、これまで以上に地産地消の取り組みの推進となり、学校教育における食育の充実が図られるものと考えております。

したがいまして、本町においては子育て支援についてはさまざまな施策を幅広く展開してまいります。学校給食費については法令の原則にのっとり保護者原則を基本とし、先ほど申し上げた支援を要する世帯には就学援助にて無償化を継続し、また、学校給食費の一部補助事業を継続するなど、これからも保護者や児童生徒が安心できる学校給食の提供を行いたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

まずは子供たちの安心安全についてから再質問をさせていただきたいと思います。

まず、不審者が入ってきたときの対応、こういったマニュアルはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

各学校ごとに不審者に対するマニュアルは整えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

マニュアルがあったら、大体先生方も、入って来たらどういったことかということで、さすまたを持っていったりとか、いろんなことが考えられると思うんですが、この前、この前というか、私の同僚議員もちょっとおっしゃっていたんですけど、有効手段として催涙スプレーというのがあるんですが、ここあたりは教育委員会としてどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど堀池議員さんから催涙スプレーの話が出て、なるほどそういう手段もあったなと思って、お昼休みにインターネットでいろいろ調べましたら、東京都の教育委員会では催涙スプレーも一つの防犯の対策として設置を進めているようでございます。値段も1,500円から2,000円ということで手ごろ感もありますが、一方で、風向きによっては被害も出るということでもありますし、そういった訓練も受けたほうがいいというふうに書かれておりましたので、一つの有効手段として今後検討していきたいなという思いでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

一応、私のほうも調べさせていただきましたら、大体大きいやつで3,500円、ポケットに入れる携帯タイプですね、これやったら1,500円。それで、やっぱり目に入ったりいろいろするもので無害のやつ、こういったことが使われているような感じになっております。

やっぱり、さすまただけではどうしても力が強い人だったらそれを押しのけてほかの人にまた向かっていく、こういったことが考えられますので、今後、両方を活用した方法で不審者に対しての強い意思というか、行動をとっていただきたいと思います。思っております。

それと、警察との連携、巡回などが現在行われているとおっしゃいましたが、今、1日何回ぐらい学校のほうとかを回られているのでしょうか、もしわかれましたらお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

回数においては把握できておりませんが、子供たちが登校する際の時刻、時間、それから下校する際の時刻、時間には合わせてパトロールされているというのは把握しております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ということは、遠くから見守られているということですよ。授業中あたりなんかでもちょっと学校のほうに来て、どうかなというような見回りじゃなくて、登下校あたりで見回れているということでわかりました。

それと、先ほどちょっと話しました防犯カメラの件ですね。防犯カメラの件につきましては、先ほど教育長のほうから、今後、設置などを含めた上で研究したいという答弁でしたが、これはもう、すぐにでも私は取り組んでいただきたいと思うんですよ。逆に、設置場所はここ、ここ、ここということである程度決めて、波佐見町はもう防犯カメラを設置しましたよということで公表していただいたら、見せる防犯、これにつながると思いますので、犯行を断念させる環境づくり、これにつながると思うんですよ。そこあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

不審者対策においては大変有効的なものだというふうに思っておりますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

設置ということで、検討をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次の質問に移りたいと思います。

先ほどもちょっと話をしておりましたが、車による交通事故。これが本当、多発しております。強度のある車どめの設置ができないかということで質問しましたところ、昨年10月に役場とか川棚警察署、PTA、県北振興局で通学路の合同点検、これがあったということで

お聞きしております。ちょっと確認ですが、どういった声が寄せられたとか、危なかった交差点、それはどこか挙げられたんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、昨年8月に全保護者に対して危険箇所の調査を行いました。これには防犯も含んだところで行いまして、全件数が80数件上がってまいりました。そこから各学校の類型ごとに、全て見ることは時間的に厳しいものがございましたので、類型ごとに分類をしまして、それぞれの学校単位で関係機関によりまして調査を行ったところでございます。

具体的に申しますと、東小学校区では湯無田郷の交差点。そして中央小学校では折敷瀬郷の西山付近の道路が街灯がないとか、宿では県道の歩道が狭いとか、南小学校区では稗木場郷のやはり脇道が若干狭いのではないかと。協和では、以前声かけ事案があったのでその付近のパトロールを強化をしてほしいとかいうことで、それぞれの類型ごとに合同点検を実施し、関係機関で情報共有を行ったところでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

そのときは車どめとかそういった話は出なかったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そのときはまだ大津の事件の前でございましたので、保護者の意識もそう高くなかっただろうということで、車どめについては具体的な案件は出てまいりませんでした。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

私も波佐見の町の中をずっと回らせていただいたんですけど、宿の割烹堀江さんのところの交差点とか、田ノ頭のナフコさんの交差点、南小付近の交差点ですね、ここが本当大型のトラックが、普通の車よりもトラックの往来が多いんじゃないかなというように多いですよ。それから、皿山から南小に入る交差点。それと事故がなぜか多い宿の蓮池保育園近くの四差路なんですけど何か妙な四差路になってて、あそこでよくいろんなトラブルがっております。

この前の事故から今があんまりたっていないので、特にそういったところが目立つかなと思いますが、実際に昨年10月に、事件がある前にPTAさんと一緒に回られたということですから、今回ちょっとそれを踏まえた上で、夏休みなり秋にはもう一度再点検をしたいと思いますが、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりで、私どもも大変危機感を持っているところでございます。本年が波佐見町の通学路の交通安全プログラムの2年に一度の点検の年でございますので、その際に、議員が御提案された交差点のほうもそこに入れて点検を行いたいと思います。

それ以前にも南小学校区の鶴川理容院さん前の交差点には車どめがありまして、そこに大型トラックが接触したということもございまして、私どもも一定の車どめの効果というのは認識しておりますので、関係機関と協議しながらそういった設置ができればなという思いがございまして。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ぜひとも点検していただきたいと思います。

それと含めて、バス停がありますけど、バス停に椅子が置いてあるんですが、結局バス停で待ってらっしゃるときに、もし車が来たら完全に逃げようがないような感じなんですよね。ですから、もしよろしかったら、バス停のところにも車どめのようなやつが二、三個あったらいいんじゃないかなと思いますので、含めて、そこあたりを御検討をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

一般的なバス停についてはどうかと思いますが、スクールバスでバス停を設けているところがございまして。当然、子供たちが待ち合せてバスに乗りますので、そのバス停に議員が御提案の車どめができるかどうか、町道とか、または県道ということになりますので、その辺は関係機関と御意見を聞きながら、そこをちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それとストップマークの件なんですけど、これは私もPTAに入っていたときにちょっとお聞きました。これは本当いいことだなと。で、中央小学校のPTAの父兄の方が、何かどこかのところを見て、これはいいからということでされておりました。結局、あれは一応私が考えるのは、普通は後ろで待機してて、信号が変わったらあそこに1回とまって左右を確認して進むという感じで思ってたんですよね。ですから、そこあたりの指導のほうを、待機するときは後ろで待機して、信号が変わったりしたときは、そこに来て左右を確認する場所というような指導のほうを、教育委員会のほうでもしていただきたいなと思いますけど、そこあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

3小学校とも、毎回、川棚警察の交通安全課のほうから来ていただいて交通安全教室というものをやっております。その中でも指導があっているかというふうに思いますが、先ほどお話いただいたことについては改めて教育委員会のほうからそれぞれの学校に話をし、どういうふうな形で進めておられるかというのを確認しながら、今お話があったようなことについても教育委員会としても話をしておきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ぜひとも待機は後ろで、確認はそのマークのところということでお願いしたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思います。

子供の貧困対策について。

ちょうど私の一般質問では、子供たち全員に給食を無料にしていだけないでしょうかって、無償にしていだけないでしょうかという話をさせていただきました。

この中に要保護、準要保護とあります。この要保護と準要保護の違いをお答えください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

要保護は生活保護の世帯でございます。準要保護は経済的に苦しいということで、生活保護の基準を準用して町独自で認定をしている世帯でございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

現在、要保護、準要保護の世帯数というか子供の数というか、把握されていらっしゃるんですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

今年度の5月現在ですけれども、準要保護世帯数は169名となっております。そのうち小学生が112名、中学生が57名となっております。ちなみに要保護生活保護世帯は4名。小学生3名、中学生1名となっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

2年前ぐらいのやつとか資料お持ちですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

29年5月現在でいきますと、準要保護世帯は77名。ちなみに要保護生活保護世帯は2名となっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ということは、ここ2年間で倍になっているということなんですよ。準要保護も平成29年5月には77人。割合的には6.36%。ことしの5月、169人。割合で言うたら13.7%。要保護のほうは2人が4人ということで倍近くになっております。なぜこういった倍近くの数になっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど申したとおり、準要保護については、町が生活保護の基準を準用して認定をしております。したがって、これについては保護者が申請をすれば町の基準において認定ができるというものでございます。

これまで各議員さんのほうから、この準要保護、就学援助については周知を図って、保護者に申請を促すべきではないかということで多くの意見をいただきました。このことから教

育委員会においては、今まで年に1回かもしくは2回の周知を、3回、4回に増やしております。その結果、現在保護者の方については、言葉が過ぎるかもしれませんが気軽にということで教育委員会のほうにおいていただいて申請をしていただいた結果だというふうに認識しております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

わかりました。そしたら周知が皆さんのほうに広がって、理解が広がってこういった数がちょっと増えたということで承知いたしました。

そしたら要保護と準要保護の世帯、こちらの場合は給食費自体が無償ということで今現在なっていると思いますが、そのほかに給食費を払わなければいけない方、いらっしゃるじゃないですか、それに当てはまらない方というか。その方たちの未納というのは、給食費はあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

今現在、納めていらっしゃる方のみということですか。

○9番（尾上和孝君）

はい。納めなければならない方です。

○給食センター所長（林田孝行君）

現在、前年度末でいきますと4名の方が未納といった形です。ただ、きょう現在でいきますと100%の完納といった形になっております。ただ、そのうち前年の、前々年度の滞納繰越分は若干残っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ありがとうございます。一応、今のところは100%完納ということで、前の分がちょっと残っているということですね。はい、了解いたしました。

それでは、ちょっと少し考え方を変えまして、今まで私が、皆さん全体に給食費を無料にしてくれということでお話ししてたと思うんですが、やっぱり何といいますか、子育て世代の負担軽減ということと、それと要保護、準要保護の方との整合性も考えて、ところによつたら第2子、第3子、この子供たちを対象として無償化をされているところもございます。

そこあたりを勘案した場合に、2子を半額とか3子を無料とかいう方法もありますけど、2子、3子の数とかいうのはセンターのほうではわかりませんか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

3人目以降、まず3人ですけども68名、4人が6名、5人が1人、6人目が1人といった形で、計の76名となっております。それと2人の御兄弟がいらっしゃる世帯、これは、例えば小学生に1人、中学生に1人と、その数の把握まではできてませんけども、小学校内でいけば205名、中学校内でいけば40名、計の245名となっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

よく調べていらっしゃいます。

それでは、2子でしたら245名、3子以降ということで76名いらっしゃいますけど、結構子供たちの給食費に一月からしたら大体小学生が4,000円で中学生が5,000円に相当するんじゃないかと思われませんが、まず5,000円で計算した場合に、年間親が支払う金額というのが約6万になるんですよね。そうした場合に、76名で計算した場合に、結構な金額になるかもしれないですけど、3子以降を無料化、2子とかなったらちょっとなかなかハードルが高いかもしれないですけど、やっぱり子育て世帯の負担軽減ということで、3子以上、年額無償なのか半分無償なのかというような方向の考えはできないでしょうか。子育て世代の経費。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問は給食費のついていうことでしょうか。

○9番（尾上和孝君）

はい。

○住民福祉課長（山口博道君）

正直申し上げまして、給食費の軽減まではちょっと考えていなかったところでございます。保育については、ことしの10月から保育の無償化ということで国が施行しますけども、給食費については教育委員会と検討してみたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

子育て世代、家庭の支援という枠組みの中でのお話になろうかと思えます。これについては町全体の中でその位置づけがされるものというふうに思います。先ほど給食センター所長が申したとおり、学校給食法の基本がございまして、それに基づきながら私どもはやっていきたく思いますし、要保護、準要保護の枠の中で経済的に厳しい家庭については、しっかり支援を行っております。その中でさらに第3子ということになれば、町全体の子育て支援の中でそのあり方を、町長部局のほうと論議をしないといけないのかなという思いがございまして、今の時点では研究とは言いませんが、そのような話があるということで認識しておきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

本当、経費的にも多額の経費がかかります。財源も限られた財源ですのでなかなか難しいかと思いますが、3子以降の取り組み、これは全額とは言いません。半額負担でもいいじゃないですか、取り組みはですね。ぜひとも取り組んでいただきたいなと思っております。

次に進みます。

食事提供など支援がしたい団体があれば、町としてはどのような支援ができるかということでお尋ねしましたところ、持続可能なところがあつたらサポートしたいという町長の前向きな答弁でした。本当にありがとうございます。

子供食堂、あちこちでなさっているところもありますけど、先日も諫早のNPO法人さんが未来食堂ということで始められました。いろいろやり方はあるかと思いますが、やっぱりこういった取り組みというのは本当必要じゃないかなと思うですよ。

で、毎年ここ数年、貧困家庭の子供たちを念頭に、月数回無償で食事を提供する子供食堂というのが全国に2,200カ所まで広がっているということですので、ぜひともこっちの波佐見町のほうでもしていただきたいなという気持ちもございまして、今回また、この質問をしたのは、私がここで言うことによって町民の皆さんにこのシステムをわかっていただいて、人件費はボランティアということが多分基本になると思っておりますけど、スポンサーも必要になると思っております。簡単にいかないというのは本当重々わかっております。しかし何か動きがあればいいなと思っております。

そこで、町としてもサポートしたいということでしたけど、私としましては場所の提供、調理する場所ちゅうのが多分必要となると思うんですよ。そう考えた場合に、提供する場

所もそうなんですけど、波佐見町は3カ所あると思うんですよ。東地区が働く婦人の家で、中央地区やったらウェイブホールのところの調理室で、南だったら農村改善センターの調理室。こういった場所がありますので、そういったところも町としては貸していただけるんだろうかということで質問したいと思いますが、どなたか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

総合文化会館については前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

そのような団体等があれば、改善センターなり働く婦人の家の施設は使っていただいて結構だというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

本当に前向きな御答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で9番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後2時より再開いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は通告に従い3件質問をいたします。

第1点目です。参議院議員選挙等における投票率の向上対策について。

参議院議員選挙の投票が7月21日日曜日に予定されております。最近の選挙は全国的に投

票率が低く、本町も低下が続いております。投票率の低下は民主主義の根幹を揺るがしかねないと思います。そして、またその原因はさまざまであり、投票率向上は重要な施策と思うわけでございます。以下、その低下の原因や対策についてお尋ねをいたします。

(1) 本町の投票率は、ここ10年間で約10%減である。その要因は何か。

(2) 今度の参議院議員選挙について、投票率向上のために実施する重点項目はあるのか。

(3) 選挙はほぼ毎年度実施されております。長期的には常時啓発等が必要と思うが、実施予定はどうか。

(4) N I E（教育に新聞を）等による児童生徒への主権者教育の実施状況はどうでしょうか。

2番目です。食品ロスの削減について。

食品ロス削減推進法が5月24日に成立しました。食品ロス削減のため、各自治体は具体的な削減計画をつくる努力義務が課せられることとなります。そこで今後の推進計画等について質問をいたします。

(1) 本町における食品ロスの量は年間推計でどのくらいか。

(2) 食品ロス削減のため町民や事業者への周知、啓発はどうするのか。

(3) 食品ロスを削減するための3010運動の実施状況はどうか。

三つ目でございます。児童生徒の健康維持について。

小中学校の熱中症対策として扇風機、エアコンの整備が推進され、教室の暑さ対策は一段と改善するものと思います。ただ、健康維持のためには、さらに適度な水分補給が必要であります。現在、児童生徒は家庭から持参した水筒の飲料と給食の牛乳等で充足しているとは思いますが、しかし、水筒を忘れた場合や水筒の飲料だけでは不足することも考えられます。このような際の対応策として、小中学校に冷水器を整備することも必要と思うが、どうでしょうか。

以上3点でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

参議院議員選挙等における投票率の向上対策については、選挙管理委員会から答弁があります。

2番の食品ロスの削減について。

食品ロス削減推進法が5月24日に成立した。食品ロス削減のため、各自治体は具体的な削減計画をつくる努力義務を課されることとなる。そこで、今後の推進計画等を問うということで、まず本町における食品ロスの量は年間推計でどのくらいかという御質問ですが、本町から出る食品ロスの量につきましては食品残渣、いわゆる厨芥類の分別はしていませんので正確な数字は把握できておりませんが、東彼地区清掃工場内に持ち込まれる可燃ごみの総量から、年4回行われるごみ質分析の結果により算出した概算の数量で申しますと、本町の年間推計量は457トンという数字が出ております。

次に、食品ロス削減のため町民や事業者への周知、啓発はどうするかという御質問ですが、食べられる状態にもかかわらず廃棄される食品ロスは、農林水産省及び環境省の平成25年度統計によりますと、日本で年間632万トン発生しており、これは世界中で飢饉に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量約320万トンの約2倍に相当するものとなっています。このような現状から、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取り組みを国民運動として推進していくために、議員お説の食品ロス削減推進法が5月の国会で成立したわけであります。

まだ法律の詳細がおりてきておりませんので、本町としての削減計画等を作成する段階には来ておりませんが、この食品ロス削減推進法の基本方針を踏まえ、その趣旨が町民や事業者には十分浸透し、実践していけるような取り組みを、今後内部で十分研究してまいりたいと考えております。

次に、食品ロスを削減するための3010運動の実施状況はどうかという御質問ですが、御存じのとおり、現在考えられる有効な食品ロス削減の取り組みとして、平成29年度から3010運動を推進しています。

まず行ったのは、食品の廃棄が一番多い飲食店に対して、国が作成した3010運動の三角柱を配布し、利用者の目にとまる場所に置かせてもらうことで、料理の食べ残しを少しでも減らしてもらうよう、この取り組みの浸透を図ったところであります。また、町民に対しては広報紙や自治会回覧等により周知を図っておりますし、職員が参加する各種宴会の折には、宴会の始まる前にこの運動への協力を呼びかけております。

しかし、全ての町民にこの運動が浸透しているかということ、まだまだという感も否めませんので、今後は食品ロス削減推進法の成立による国民運動と合わせながら、さらに啓発活動

を強化してまいりたいと考えております。

次の、N I E等による児童生徒への教育と児童生徒の健康維持については、教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（富永利幸君）

参議院議員選挙等における投票率の向上対策について。

最近の選挙は全国的に投票率が低く、本町も低下が続いている。低下の要因や対策について、本町の投票率はここ10年間で約10%減である。その要因は何かという問いについてでございます。

投票に関して有権者からアンケートなどの意識調査を行っていませんので、詳細な分析はできていません。平成30年9月に実施しました町長選挙、町議会議員補欠選挙の投票結果から分析すれば、若年層ほど投票率が低いという傾向があります。

まず1点目に言えるのは、有権者の意識にあると考えられます。各種の報道などの情報から、近年の傾向として年齢が高くなるほど国民の義務と捉えている方が多く、逆に年齢が低いほど個人の自由だと考える割合が多いと思われまます。投票しても政治が変わる実感が湧かない。結果が何に反映されているかを実感がない。政治に対する無力感、諦めムードなどを感じている若い有権者が多くなっているのではないのでしょうか。若い方たちが政治や行政、議会の活動に対する興味、関心が薄いことや、選挙制度の役割や重要性が深く理解されていないことも要因としてあるのではないかと推測します。

2点目の傾向としては、町の中心部より周辺部が高く、特に中尾、鬼木、三股、永尾を含む第1、第2投票区が高い傾向にあります。ただし、第5投票区、村木、皿山、稗木場地区ではやや低い傾向にあります。投票所の位置が関係している可能性を危惧しています。

2番目に、今度の参議院選挙について、投票率向上のために実施する重点項目はあるのかどうかという質問でございます。

特に重点を置いてということではありませんが、投票を促す啓発活動が重要ではないかと考えています。方法として広報紙、ホームページ、防災行政無線を通じた啓発のほか、ケーブルテレビの活用も予定しています。

また、近年、将来を担う小中学生にも理解を深めていただくため、投票所への入場も奨励されていますので、家族で投票に行くよう、子供たちを通じて有権者を投票へ誘導すること

も効果的ではないかと考えております。

さらに近年は、期日前投票者が増加している傾向にありますので、当日投票のみでなく期日前にも気軽に投票できるよう、制度の活用も促していきたいと思っております。

3番目、選挙は毎年実施され、長期的に常時啓発活動が必要と思うが、実施予定はどうかという質問です。

普段から選挙に関する啓発活動を行うことは大切なことであることは理解しています。選挙年齢が18歳に引き下げられて以来、本町の選挙管理委員会でも県の選挙管理委員会と連携をとり、高校生に対する主権者教育も隔年で実施しています。また、若年層の有権者には啓発用の冊子の配布も行っております。その他、常時行える啓発活動はそれほど予定しておりませんが、一般の有権者にとってみれば、やはり身近に迫った選挙があることによって選挙に関する意識も高まり、関心も出てくると思われまますので、そのような時期に啓発をすることが効果が高いものと考え、実施していく予定です。

一応、答弁は以上です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

脇坂議員の質問にお答えをいたします。

1、参議院議員選挙等における投票率の向上対策について。

参議院議員選挙の投票が7月21日日曜日に予定されている。最近の選挙は全国的に投票率が低く、本町も低下が続いている。投票率の低下は民主主義の根幹を揺るがしかねない。その原因はさまざまであり、投票率向上は重要な施策であると思う。以下、低下の要因や対策を問う。

（4）N I E（教育に新聞）等による児童生徒への主権教育の実施状況はどうかについてです。

N I Eについては、学校で新聞を教材として活用することで興味や関心を広げる活動であり、昨年3月議会において議員から御提案をいただいたところです。教育委員会においても具体的なN I Eの導入について検討していたところ、昨年12月に長崎新聞社からN I Eに関する提案を受け、本年2月に新聞を活用した児童生徒の言語活動の充実に関する包括連携協定を締結したところです。

議員お説の選挙における投票率低下は、人類が長い歴史の中で勝ち取った最も重要な権利

である民主主義の根幹を揺るがす問題であります。このため主権者教育については、学校教育の中でも重要な教育課程として小中学校の社会科の授業で学んでいるところです。

お尋ねの投票率の向上への取り組みについては、社会科の主権教育を基本としつつ、生徒会の選挙などを通じ、選挙を身近なものとして理解する活動や、他の市町で実施している事例を参考に町長部局と協議の上、先ほど申し上げました長崎新聞社との包括連携事業の活用を行い、学校でできることを検討したいと思います。

(2) 児童生徒の健康維持について。

小中学校の熱中症対策として扇風機、エアコンの整備が推進され、教室の暑さ対策は一段と改善すると思うが、健康維持のためにはさらに適度な水分補給が必要である。現在、児童生徒は家庭から持参した水筒の飲料と給食の牛乳等で充足していると思う。しかし水筒を忘れた場合や水筒の飲料だけでは不足するとも考えられる。このような際の対策として、小中学校に冷水器を整備することも必要と思うがどうかとの問いですが、酷暑に伴う児童生徒の健康維持や熱中症対策については、細心の気配りが必要と考えています。教育委員会においては扇風機の設置や熱中症計の配置を進める一方、現在、エアコンの設置工事を進めているのは御承知のことと思います。

一方で、適度な水分補給は健康維持や熱中症対策の基本であり、子供たちは家庭から麦茶やお茶を水筒入れ、水分補給を行っています。議員御提案のとおり、今後の酷暑の対応を考えた場合、追加の対応は必要だと考えています。町内では東小学校が校内の水道管に不調が生じた際にウオーターサーバーを導入し、現在も使用しており、児童らに好評と聞いております。機械自体は業者からボトルに入った水を購入することで、機器は無償で提供されますので、今後の酷暑対策の一環として設置について関係部署と協議の上、検討したいと考えています。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、順を追って質問をいたしたいと思います。

まず、選挙の件でございますけども、ここ10年間の約10%の減と申しますのは、まず町政選挙におきまして2008年の10月に町会議員の選挙があったわけでございますが、このときが76.51%。そして昨年2018年の9月4日の町長選、それから議員の補欠選挙が65.25%ということで、全く11%ぐらい下がっておりますので、毎年1%程度下がっているんだなと

いうふうにして、非常に危惧をしているところがございます。知事選あたりはもっと低くて、40%を切ってしまいましたけども、こういった50%を切るようなこと、あるいはもっと上がって60%を切るようなことが町政選挙あたりでないようにと思ひまして、この質問を重ねて行ったわけでございます。

前回の投票率、前回もお尋ねしましたが、投票率低下の原因というのは、やはり気候や天候を除きますと有権者の意識とか、それから周辺部の投票率が高くて中心部が低いと、やはり年齢構成のこともあろうかと思ひますけれども、そういったことが原因をしておりますが、そこでまず、先ほど第5投票所のことが出ましたんですけれども、投票所を高齢化に伴ってもう少し多く増やして、そして短時間で、そして高齢者でも行けるように、そういった増設というのはできないわけですかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

投票所を増やすということはできることはあります。できると思ひます。ただし、現在までのところ選挙管理委員会の中で検討しているのは、投票所を減らすという方向を検討いたしております。というのは、いわゆる選挙費用に係る経費の節減、いわゆる行革の一環というふうなことで考えておりました。ただ、実現はいたしておりません。

それから、先ほど第5投票所の件を少し危惧をしているという答弁はありましたけれども、この件については、以前は蓮池保育園を投票所にお借りをして実施をしていたところがございますが、その後、衛生面等、投票所の使用についてちょっと許可が難しくなっておりますので、現在は村木の公民館のほうをお借りをしているわけですが、若干、村木、皿山、稗木場の地区の中では少し村木地区のほうに入り込んでいると。そういうことでなかなか投票所に足を運びにくい、運びづらいという意見が少しあっているのを少し心配しているというところがございます。状況から言いますと、皿山地区の人は当日村木まで行くよりも役場に来た方がいいと。そういったような状況で期日前投票を活用されている方が増えているという状況もございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

行革による経費の削減と、それから投票を確保する。どちらがはかりにかけて重要かという問題もあろうかと思ひますけれども、現状では皿山方面は役場のほうが近いということで、

こちらの期日前投票を利用されている方が多いということでございますかね。これ以上減らさないということで、ひとつ要望をいたしたいと思います。

それから、投票率向上のための重点項目の中でございますけども、今度ケーブルテレビを使っていただく予定ということをご答弁いただいたわけでございますけども、前回の30年3月の第1回議会の質問で活用を図りたいというふうなことをいただいておりますので、それが実ったかなと思ってるわけでございますけども、さらにこのケーブルテレビの活用、これはどのようなことを考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ケーブルテレビによる広報の活用は以前から実際はされておまして、これまでもケーブルテレビの広告の部分、費用がかかっている広告ではございませんけれども、文字の情報で例えば町のイベント関係の中での情報を流していただいたりというようなことはずっと継続してやってきておったわけですが、もう少しインパクトのあるというようなことで御提言いただきましたので、今後選管の委員さん、委員長さんあたりが出演をするとか、どのようなことができるかケーブルテレビさんと少し協議をして、やり方を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

御承知のとおりかと思いますが、波佐見ケーブルテレビの加入は全世帯の約半分ということになっておりますので、視聴率はかなり高いかと思いますが、大いに宣伝効果はあろうかと、そのように思っております。

その中で、さっきもありましたとおり委員長さんに呼びかけをしていただくということも、法律上問題がなければ大きな効果があろうかと思っておりますが、中央選管とか県の選管の委員長さんあたりが選挙のときは表面に出られてされると思いますけども、やはり町の委員長さんが、身近な委員長さんがテレビで呼びかけられるということは大いに効果があると思っておりますので、ぜひこれも実現をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

国の選管の委員長あるいは県の選管の委員長が広告の番組あたりでされているかどうか私

は見たことがありませんのでわかりませんが、波佐見町の場合は、先ほど申されたような方法をできるかどうか、ケーブルテレビの会社のほうと協議をしながらできる範囲でやっていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、これも今実施されているところでありますけども、防災無線による広報、有線放送ですけども、これは大体、例えば町長選の場合でどのくらいされてますですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

有線放送、いわゆる防災行政無線を通じた放送を何回したかについてはちょっと私も実績が手元にありませんけれども、選挙期間が5日間ぐらいしかございませんので、始まった時点と、それから直前ぐらいまでに恐らく3回、4回程度ではなかったかと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

複数回やっておられるということですので、それなりに町民の方は聴取されてるかと思っております。また、これはよそ町の紹介で恐縮でございますけども、県内のある町ですが、ここは毎日放送されていると、10時にですね。投票日は2回やっていますということで、その町は今回の町長選挙を含めまして町政選挙の投票率がここ10年間で90%を超えているというふうな、そういう結果もあっておりますので、一応御紹介をしておきたいと思えます。

続きまして、街宣車による広報。これはどのくらいされてますですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

街宣車っていうのは、いわゆる町の広報の車だろうと思えますけれども、回数もはっきり明確にはわかりませんが、直前になった時点での1回、あるいは当日。当日は選挙管理委員さんが朝から執務をされておりますので、3回程度は町内を回っているというふうな思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

これは、例えば公示があつて告示日の翌日からするとか、この辺は関係なくできるわけですよ。ですから、この中で期日前投票のこともあわせて、どうしても投票日には行けない方は期日前にどうぞというふうなこととか、そういったことを含めて複数回やってもらいたいと思いますし、それから、私の地区では余り聞いたことないと言われるんですよ。それらは知事選のときの話だったんですが、寒い日ですので家におられたり、そういったことで聞けないこともあろうかと思うんですけども、一応、幹線だけじゃなくて、どの程度回っておられるかは別として、例えば予約制乗り合いタクシーのんなっせ号、この、ずっと行路がありますよね。この経路ですね。このくらいは回っていただいたほうが隅々まで浸透できるんではなからうかと思っていますけども、先ほど申しましたように投票日の案内と、それから期日前投票の案内、両方兼ねて少しは隅々まで回っていただくと。こういったことも必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そのようにしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

非常に、期日前投票は、天候がいいときに行けば投票日当日天候が悪かっても心配せんで行けますし、いろんな都合に合わせて行けるかと思うんですけども、一応、期日前投票が今1カ所ですよ。この期間、それから投票できる時間ですね。それから場所、そして、あと方法。この辺についてもう一度確認をしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

期日前の投票に関しましては、現在、役場に1カ所のみでございます。時間は選挙投票の時間が設けられておりますので、8時30分から夜8時までということになっております。その投票所をもう1カ所あるいは2カ所、3カ所ということで増やせないかというようなお話も御要望もあることはありますけれども、どうしても2カ所、3カ所にすることについては、技術的などところで少し無理がございます。というのは、現在は選挙人名簿というのは紙ベースのものはありますけれども、期日前投票に関しては選挙システムというのを使っておりまして、投票がダブルでできないように入場券をチェックする機械が1カ所にしか置け

ないという状況がございます。そういったことがございますので2カ所、3カ所ではできない。あるいは2カ所、3カ所置く、実施をするといったしましても、事務従事者、立会人あるいは管理者、そういった人的な負担あるいは人を要請をするというようなことも出てまいりますので、現在の波佐見町の場合の期日前の状況を見ますと、大体20%程度が期日前投票になっておりますけれども、役場の1カ所でも、波佐見町の場合は割とコンパクトな町でございますので、それでも適当ではないかというふうな判断をいたしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

2016年から18歳選挙権ということになりまして、選挙できる年齢が18歳以上に引き上げられたわけでございますけれども、したがって高校生で18歳になりますけれども、高校生になってからその辺の教育をしてもやっぱり遅いと。先ほどおっしゃったように、小学校、中学校で日ごろからそういったことに興味関心を持って、問題意識を持つ教育をしなければならぬと思うわけでございますけれども、ちなみに小学校、中学校で授業をされておるわけですが、この時間ですね、これは大体どのくらいでございますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

申しわけございません。手元に資料がございませんが、教育長の答弁のとおり、社会科のほうで主権者教育というのは学んでおります。選挙の仕組みなりとか、また、そういった18歳に引き下げられたということは既に教育課程のほうに入っておりますので、そういった中で、社会科の中で子供たちは授業の一環として学んでいるというふうに理解しております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その中で模擬選挙等をされる計画というのはございませんか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

模擬選挙でございますが、教育長が答弁したとおり、生徒会の投票とかで選挙管理委員会の投票箱を借りてやるようなことはしておりますが、具体的に模擬選挙という形で立候補から投票までという形においては、町の小中学校、残念ながら今のところ行ってないという状

況でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

模擬選挙につきましては、私がもらった資料の中では県内で小中高各年間、一、二校ずつくらい実施をされているわけでございますけれども、その結果としてのアンケートでは、例えば五、六〇%の興味関心が90%以上になったとか、非常に高い数値が上がっておりますので、こちらのほうも時間かかるでしょうけど御検討のほどお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

小中学校ではございませんけれども、高校のほうでは主権者教育というのを2年に1回ずつ開催をいたしております。本町の場合は波佐見高校で開催をいたしておりますが、先ほど申されておりました模擬選挙、模擬投票、これについては波佐見高校の場合も実施をしておりますので、参考までにお知らせをいたします。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

波佐見高校の実施状況といいますか、その辺の結果はどうですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

結果と言いますと、恐らく生徒の皆さんの意識のことかと思いますが、そこまでアンケートをとったとかということまではございませんので、意向までは確認できていないという状況です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

次回もされることだと思いますけれども、その際は、その辺までお願いをしたいと思います。続きまして、食品ロスの削減についてでございます。

先ほど町長おっしゃいましたとおりの数字でございますけれども、報道によりますと国民1人当たりの食品ロス、これが米飯に換算して御飯茶碗1杯分あるいはそれ以上という数字が出ております。推計が出ております。これを金額に直しますと、1人年間1万円。4人家族で4万円。本町で申しますと人口1万4,700人といたしまして、1億4,700万円でございます。

約1億5,000万の損失ということになっております。そしてまた、これに加えまして食品をつくるにも食品を運ぶにも、そしてまた不用品として焼却するにも莫大な燃料を使っている。そういうふうな大きなロスをしておりますので、私もこの問題は興味を持ってのわけでございますけれども、さらに温暖化を加速し、そして今の食品はほとんどプラスチックと申しますかビニール等を使ってありますので、この大量廃棄ということにつながる、非常に大きなマイナスの連関ということが考えられるわけでございます。

したがって、まだ法案が出てませんし、これは6カ月以内に成立というか施行ということでございますので、恐らく10月か11月ぐらいになろうかと思っておりますけれども、あえてこの問題を出したわけでございますが、ただ、コンビニ業界等も削減に向けて、流通を変えたりポイントを加えるというふうなことで、この動きも出ております。

今申しましたように、非常に、一方では食品が余っている、そして捨てるということと、そしてまた地球上で7億人ですかね、日本の国民でも児童生徒が7人に1人は低所得というふうなデータも出てるわけでございますが、この中でも食事に困るという事態も生じておまして、非常にアンバランスでございます。

先ほど議員の質問にもありましたんですけども、今法案ではフードバンクというふうなことを使っておりますが、ああいう子供食堂的なところに余った食料を届けるというふうなことも今度の法律の一つの大きな柱ということでございます。これは今からのことでございますので、今後国が策定し、県、町で策定ということになりますので、その中で生かしていただければと思っておりますけれども、とにかく今のような状況が国内にしる国際的にしるあっているということでございます。この辺はまた別の機会にお尋ねしたいと思っております。

それから、3010運動ですけども、広報波佐見にも掲載していただきましたし、それからポスター等でやってもらっているところでもありますけれども、ちょっと今停滞してると思うんですが、これを機会にさらなる運動を展開していただければと思うんですけど、今後の方針としていかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この3010運動につきましては、平成29年度から本町としても取り組んでいかなければならないということから、町内飲食店に対して推進のお願いをしたりとか、あるいは広報等によりまして町民にPRをしたり、あるいは職員がPRマンになりまして各種の委員会時にはこ

の3010運動を推進したりということをしていたわけでございまして、それをずっと継続していたんですけども、最近では推進本部で、お膝元のほうですね、ちょっともうトーンダウンしていたりとかってというような状況がちょっとございますので、改めてこの推進の重要性を見直しまして、食品ロスの推進法案が成立してもおりますので、今は法律が成立したばかりで、県としてもまだ担当部署をどこにするかということすら、まだ決まっていないということですので、県の担当部署が決まり対応が生まれてから、町としてもこの運動と合わせながら3010運動も周知、啓発運動を強化していきたいというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ここ2年ぐらい前だったでしょうかね。そのときは飲食店に行きましたら確かチラシを見たような気がするわけですけども、最近ちょっとないなと思ひまして質問した次第でございますが、また再度そういったことで周知をお願いをしたいと思っております。

最後になりますけども、小中学校に冷水器の整備をということで、前向きな方向で検討していただくということでございますが、一応参考までに、児童生徒でこの夏場、夏場と言わずですけども、熱中症的な症状に過去、ここ二、三年で結構ですが、そういうふうな病気にかかったという例はございますか。あったとすればどのくらいあるでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校で何かありましたら必ず教育委員会のほうに報告があるんですが、昨年度、それは1件もあっておりません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういうふうな症状がないということでございますので、非常にいい健康状態じゃないかと思っております。引き続き、そういったことで、児童生徒がこういったことで救急車等で運ばれるということがないようにお願いをしまして、またことしも暑くなるかもしれませんが、その辺の対策は十分をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時より再開いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして、以下の質問をいたします。

1、少子高齢化に伴う委託事業の対応について。

(1) 少子高齢化に伴い、自治会の活動にも苦慮されている状況である。自治会への委託事業はどれくらい存在するのか。また、民間・個人の場合はどうか。

(2) 委託事業の継続判断や見直しの検討は行っているのか。

大きな2番としまして、教育行政について。

(1) 通学路の安全確保及び環境整備はできているか。

(2) 歴史文化交流館建設費借入分の返済計画とランニングコストなどの詳細はどうなっているか。

次に、3、災害及び事故対策について。

(1) 自治会からの道路等整備要望の実現に向け、どのような進め方を行っているのか。

(2) 老朽化したため池の決壊等の災害対策は万全か。

(3) 2級河川である川棚川の立木伐採について、今後どのように対応していくのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、少子高齢化と委託事業について。自治会への委託事業はどれくらい存在するのか。

また、民間・個人の場合かどうかという御質問ですが、自治会への委託事業は行政事務委託、敬老行事委託、児童遊園管理委託、環境美化推進事業委託、中尾山伝習館管理運営業務委託、中尾山公衆トイレ管理委託の7業務であります。

個人への委託関係では、岩峠公衆トイレ管理、二ツ岳公衆トイレ管理、河川公園トイレ管理、河川可動せき管理、鴻ノ巣公園夜間照明テニスコート管理、学校体育館管理があります。

また、町内の団体等に対しては、波佐見町講堂管理委託、健康診査推進活動委託、食生活改善地区講習会委託、町民音楽祭開催委託、町民文化祭委託などがあります。

さらに、委託事業ではありませんが、補助金や謝礼として報償的意味合いで支出しているものに、河川公園維持管理奨励費、集団資源回収団体奨励費、窯跡や指定文化財の清掃管理や公開等の謝礼があります。

次に、委託事業の継続判断や見直しの検討は行っているのかという御質問ですが、高齢化に伴って、これらの委託事業等がうまく継続していけるのかという趣旨でお答えします。

これまでのところ顕著にはありませんが、その傾向もあるという話を伺うことはあります。特に、河川清掃など重労働に匹敵するような業務に関しては、参加したくても高齢になれば参加できない状況はあると思います。その他の業務については、受託している団体等が構成員の減少によりできなくなった例は幾つかあるようですが、高齢化が原因で継続できなくなったものはほとんどありませんので、現時点においては、具体的な見直しの検討までは行っておりません。ただし、御指摘のように、今後は構成員が高齢になったり、個人で受けきれなく可能性はありますので、その他の方法はないのかなどと検討しておく必要もあると思います。

河川公園の維持管理にあっては引き受け団体がなく、シルバー人材センターに委託している区画もあるように、どうしても難しくなった業務については、事業者を実施していただくことも視野に入れておくべきと考えています。

3番、災害及び事故対策について。まず、自治会からの道路等整備要望の実現に向け、どのような進め方を行っているのかという御質問ですが、自治会から毎年、道路等の要望書が提出されており、その都度、現地調査を行い、緊急を要するもの、年次計画で実施するもの、経過観察するもの、県に要望するものなどを判断し、できるものはすぐに工事を実施し、予算が不足するようであれば、補正等を行った上で工事着工するようにしています。

ただ、平成30年度を事例にしますと、自治会より25件の要望があり、その内訳は町道の改良・舗装に関するものが6件、側溝整備が10件、普通河川のしゅんせつが1件、県の事業関係が8件ありました。この中で、経過観察の現状維持が3件、地元対応2件、計画検討が1件となっており、その他は工事等を実施しています。今後も現地の状況を確認し、できる限

り地元の要望に応えられるよう努めてまいります。

次に、老朽化したため池の決壊等の災害対策は万全かという御質問ですが、現在、町内103カ所のため池のうち、16カ所のため池を防災重点ため池に指定し、例年開催する町防災会議において現況報告をしているところです。

農林水産省では、平成30年7月に発生した西日本豪雨により多くのため池が決壊し、甚大な被害が発生したことを受け、決壊した場合に、人的被害のおそれのあるため池を漏れなく選定できるよう、防災重点ため池の選定基準が見直されました。これを受け、本町においても全てのため池を再点検し、農水省の新たな基準により調査した結果、51カ所を新たに防災重点ため池に指定することとなり、緊急時の迅速な避難行動につなげるハザードマップの作成や管理者の指導や災害時の点検等を行う現地パトロール体制の構築など、ため池の保全管理体制を強化することとしています。

次に、2級河川の川棚川立木伐採について、今後どのように対応していくのかという御質問ですが、2級河川川棚川は、川棚町の一部と波佐見町の全体をその流域としており、河川は嬉野市の桃ノ木峠を源とし、流域の中部を西に流れ、支川10本と合流しながら波佐見町の人家連担地区を貫流しています。

このうち5本の支川について、平成27年度から30年度までに地元からしゅんせつや流木伐採の要望があり、町から県北振興局河川課に要望を提出しているところです。これに対し、県の回答は、県においても予算が限られており、川棚川水系に関係する波佐見町と川棚町の要望に十分に答え切れずにいるが、予算の範囲で今後も継続して河川整備を進めていくとのことです。

幸いにして、土砂や流木による大きな被害が生じていない状況ですが、近年、各地で想定外の豪雨もあることから、町としても、引き続き、県へ流木伐採等の要望を行ってまいりたいと思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会から答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

三石議員の質問にお答えをいたします。

2、教育行政について。（1）通学路の安全確保及び環境整備はできているかについてですが、通学路の安全確保については、これまで国の登下校防犯プランや波佐見町通学路交通

安全プログラムなどに基づき、学校、自治会、PTA、関係機関と連携しながら、定期的に通学路の合同点検を行っています。

また、全国各地で発生する事件や事故に基づき、国等から通知があった際には、先ほど申し上げた関係者、関係機関と緊急の合同点検も実施しています。特に昨年度は、新潟市で発生した幼児殺害事件や、大阪北部地震によるブロック塀倒壊による幼児死亡事件を受けて、夏休み期間中に全保護者に対し、防犯も含めた危険箇所の調査を実施し、10月に関係者、関係機関と緊急の合同点検を実施したところです。これらの点検結果に基づき、安全確保について共通認識を図り、それぞれの関係機関で対策が進められています。

(2) 歴史文化交流館建設費借入分の返済計画とランニングコストなどの詳細はどうなっているのかについてですが、歴史文化交流館（仮称）の整備計画の借入金については、本年3月議会で答弁したとおり、全体で3億870万円を計画しています。さらに、借入れを実行しているものと、これから借入れを行うものもありますので、借入金全体を20年償還した場合、年間の返済額は約1,600万円と試算しています。

また、ランニングコストですが、施設本体にかかる費用として、土曜日、日曜日と時間外の開館に対応するため臨時職員2名を雇用することで、その臨時職員に係る費用が約250万円、電気代をはじめとする光熱水費、約350万円、機械警備などの各種委託料が約50万円、その他、消耗品・火災保険料・手数料など約100万円、合計750万円程度と試算しています。

なお、現在の分室の維持管理費に約100万円を要していますので、実質的なランニングコストは、差し引き650万円程度になると考えています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、少子高齢化に伴う委託事業の対応についてということで、委託事業においても、自治会並びに個人、団体ということで、数多くの委託事業が実施されております。同僚議員も発言がありましたけども、やはり少子高齢化というのは、波佐見町を除いた全国の市町村に来ているわけじゃなくて、同時に進行しております。当然のことながら、先ほどからあります2040年問題というふうなことを考えますと、年を追うごとに少子高齢化は進行しているわけです。

これが人口減少だけにとどまらず、地方自治の運営に影響を及ぼしているということも過言ではないというふうに考えるわけです。とりわけ自治会におきましては、委託事業におい

ては7件挙げておりますが、ここの中で取り上げたいのが環境美化推進事業委託料、すなわち一般的に言われます8月の一斉清掃委託事業です。近年、この取り組みが自治会でもさまざまですが、さらに自治会を場所的に区分けして実施されるところも多いと思いますけれども、草刈り機、機械を使った草刈りをされます。そういう機械の所有者も少なくなってきた。先ほどから言われているように、高齢化も進んでいます。そういう中でどういう対応を自治会がされているかという、その地区地区によってなんですけども、ある地区は、この委託料を自治会に受けられ、自治会がまたその地区に配分されます。その配分された委託料で、先ほど言いました草刈り機を借り上げて作業をされているというところもございます。

また、あるところでは、高齢化に伴って草刈り機を利用できる人が少なく、もう毎年のように限られた人がやらなくてはならない状況が発生しておりまして、その人たちのことを考えると、地域全体としては、これはある意味、いろんな形で地域のほうも一生懸命やってるわけですが、出不足金を徴収しながらやるということもございます。その出不足金と、先ほど言いました委託料を合算した金額で、事業をシルバー人材センターさんをお願いしようかというふうなことも考えていらっしゃいます。

今後このようなケースというのは、いろんな形で、いろんなケースで、いろんな場所に出てくると思うんですよ。そういう意味からしても、この自治会を通した環境美化に関して、今の現状を含めて、今後の対応をどういうふうにお考えになっているかというのをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

町内の一斉清掃とおっしゃいましたけれども、環境美化対策事業で、河川の清掃活動のことだろうと思いますが、確かに町内の良好な環境を守っていくためには、地域住民の皆さんの御協力を得なければ保全していかせないので、ぜひとも今後につきましても、皆さん方の協力はいただきたいと思っています。けれども、議員おっしゃいますように、地区によっては高齢化によって出不足が生じていると、出てくる方が少ないために、出てきた方についての負担も大きくなっているといったようなこともあるようございまして、一部の地区では町からの補助金を活用しながらシルバー人材センターに委託したりとかというような状況も出てきているようございます。

今後におきましては、ますますそういった地区も出てくるかと思いますが、もし、どうし

でも地区のほうでできないような状況となってくれば、そのときにはもう、町が直営で管理していくというふうなことにはなろうかと思えますけれども、できるだけ地域住民の方に、今後も継続した御協力をお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

あくまでも委託事業で、先ほど御答弁があったように、本来、町がやるべきことだということは、以前全協の中においても副町長が答弁されているところではございます。実際、町のほうがやりますよというのを声を大きくして自治会長の会議の中でやるということは、まずは考える必要はないとは思いますが、個々の自治会において、いろんな形で自治会という各地区のまとまりを持って一斉にやるということについては、ある意味、数年後にはもう限界が来るのではないかというふうにも思われます。

そこで、やっぱりそこら辺を、地区によってはそういう委託金をもらっても、もう年でどうしようもできない、早く言えば、作業中にけがをするかもしれない、かえって高くつくかもしれない、そういうことも考えられますので、その辺については、ある意味、自治会長等を通じながら行政の立場がはっきりすれば、見直しではございませんけど、柔軟な対応を自治会長にお知らせしていただければ、絶対せんばいかんとかいう形でがちがちになってしまうと、大きな事故が発生する可能性もありますので、その辺を検討しながら進めてもらいたいと思いますので、どうでしょうか、よろしく願います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今現在は、先ほど住民福祉課長が申しましたように、各地域で委託をしながら、いわば地域の環境は自分たちで守ろうという、そういう気持ちもあらわれてやっておられます。しかしながら、高齢化していけば、やっぱりどうしても無理をさせられない、それはもちろん熱中症とかそういう事故も、草刈り機による事故も過去においてもあっておりますし、そういうことを考えれば、あんまり無理強いもさせられないということもあります。当然、高齢化の波ちゅうのはどんどん押し寄せてくるものですから、その点については、おっしゃるように柔軟な考え方を持って、そしてまた、毎月1回の自治会長会もしておりますし、またあしたもありますので、そういった中で、どのような状況であるのか御意見を聞きながら対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この環境美化推進事業に限らず、いろんな形で変化が当然出てきます。ある意味、そういうことでございますので、ほかの事業についても見直しの時期を見ながら、早目早目の対応をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、教育行政のほうに移らせていただきます。

先月、川崎市で児童に対する痛ましい殺傷事件が発生しました。直後、政府の安倍首相自らが通学路の安全確保、点検等の指示をされておりました。本町におきましても、児童生徒の通学路の安全確保は、先ほど回答が答弁でございましたとおり、PTA、地域の方、自治会長を含めて安全パトロールというんですか、そういうのを実施されたということをおっしゃっておりますが、この児童生徒の通学路の安全確保は至極当然のことでございます。

前々回でしたか、教育長に通学路の立木の伐採の件を御質問したときにも、そのことは当然のことだという御答弁をされております。これまでも、何度も通学路の支障木の伐採を促してはきておりますが、その後、対応についてどうなっているかをお伺いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

通学路の支障樹木については、これまでも議員さんから幾度もなく御質問いただいております。こちらのほうも、その都度お答えをしております。

教育委員会とすれば、当然そういった樹木について伐採をしていただくという希望がございますが、まずは、道路管理者である町の建設課や県の道路維持課などが所有者に対してお願いすべきということっております。私どもとすれば、そういった関係機関のほうにお願いをしっかりとやっているような状況でございます。

現状については、議員さんが御質問されているとおり、十分進んでいないような状況だとは理解をしておりますが、個人の土地に生えている樹木でございますので、そういった中で対応していただければという思いがございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

縦割り行政ですから、教育の通学路の問題を言うと道路管理者にと、こう来ます。道路管理者というのは、先ほどおっしゃいましたように、町の場合は建設課、振興局の場合は道路

維持課、あれこれというふうな形になるだろうと思いますけど、要は、実際は、教育長が前回も答弁されましたが、子供の安全、通学路の安全は至極当然のことだということをおっしゃっています。どこに今の問題点を提起すればいいんですか。教育委員会に言うとか建設課、建設課に言うとか所有者、この流れは全然解決せんじやなかですか。

建設課長もおかわりになっているんですけど、結構巡回をされていると伺っています。また、立木の伐採、所有者に伐採を依頼したというケースもお伺いしていますが、現在のところ、どういうふうな状況ですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

支障木の伐採についてですけれども、平成29年度では、町に関係するものを9カ所伐採しております。関係者に伐採をお願いした箇所が5カ所、もう1カ所あったんですけども、それはちょっと実行できていなかったと。平成30年度につきましては、町が伐採したのは18カ所、関係者に依頼したのはちょっとわかりませんでした。県に伐採をお願いしたのが3カ所、九電が1カ所となっております。

自分も4月に異動をいたしまして、それから町道の維持補修とかの関係で、今ずっと回っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今回の質問は、通学路の安全確保という観点から、通学路における支障木という限った部分でございますので、通常の道路管理に当たる建設課のほうがやられている部分の数としては、全然私が把握してる数とは違う数です。

実際、1年半前にいろんな形で子供たちの通学路の状況を写真に撮っています、こうやってですね。これなんかは山角といいます。皿山と稗木場から来た合流点から南小学校に向かうところですけど。これは野々川です。これは稗古場です。前回も言いましたけれども、中嶋教育長の裏手の通路になっています。ここは伐採されています。ここが一番大事なんです。中嶋教育長が就任されてしばらくしてから刈られたんです。そして、皿山も刈ってあります。教育長、ほかにもたくさんあるんですよ、こうやって。山角は御存じでしょうから、山角から。これ、この状態が1年半前ですから、今、子供たちの頭のちょっと上でしょうけど、私も二、三日前に確認しましたが、かなり伸びて、道路管理瑕疵といわれる町道の中央線ぐら

いまで来ておりますよ。そういう意味で、刈らんばと思わんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今、私の家の裏のところの写真を見せていただきましたけど、私が教育長に就任する前から、ある程度、木の伐採をされたような状態になっておりました。その前はもっと覆いかぶさるような形になっておりましたので、私が教育長になってから、私が指示したとかそういうふうなことは全くありませんので、そのことだけお伝えしておきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

時期的に重なっていたので、私が勘違いしたと思います。それはおわびします。しかし、そういう問題を私は提案したんじゃないんですよ、子供が大事だと、子供の問題は、今回いろんな事件が発生して、事故が発生しておる時期でございますので、それでよしというお考えをお持ちじゃないでしょうかということをお聞きしたいんです。ほかにもたくさんありますよということです。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

それぞれの通学等においては、やはり自治会の方が一番よく御存じですし、また保護者の方が一番御存じですので、そういった通学路の安全点検については、まずは4月当初、子供たちの集団登校班の編成がありますので、保護者の方からそういった通学路については学校のほうにも連絡があります。また、教育委員会としても、その連絡をもとにしながら、しっかりと通学路の安全管理というのをしっかりやっていかなければいけないと思います。

また、各学校では、学校支援会議という組織がありまして、その組織の中で自治会長さんも入っていただく、また民生委員さんとか老人会の方も入っていただきますので、そういったところで話を出して、通学路の件とか子供たちの挨拶の件とか、いろんな子供たちの問題についても話をしますので、そういったところで拾い上げていながら、教育委員会としてそれをしっかり把握して、しっかりと安全な通学路の確保というものを持っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

もうそれはね、出されてるんですよ、教育長。前の小学校の境校長が出されてますよ、この山角の件は、特に南小学校ですから。それに対して実効性を、きちんと実行してもらいたいというのを言っているわけですよ。だから、その会議が開かれて、それを聞いてからやりますよという話じゃないとですよ、もう。そこをよく承知していただいて、進んで子供たちの通学路の安全の確保のために実行してください。

それでは、次に移りますけれども、町道の、先ほどからありましたように安全パトロールの話をいただいております。私も地元の方から少しお話がありまして、3日間、通学路の南小学校の近くの鶴川理容院というところがございます。西部線なんですけれども、場所的にはこういう感じで、南小学校がここにありますが、JAと波佐見高校がございまして、こちらのほうから児童が登校します。全校生徒が約二百六十何名いらっしゃるんですけども、そのうちの3分の2近くはここを通過して来るので、この場所を。どういう状況でありますかということで、言葉で聞いてもわかりませんという話なので、3日間、私も安全パトロールじゃないですけども、一緒にその場に立ち会いました。こんなにたくさんの子供さんが、約170名近くの方が来られます。南小学校の場合は、田ノ頭、川内、岳辺田、あとは志折、平野、協和、この一帯の皆さん方、また、近くの乙長野の皆さん方も通られます。こうやって毎日通られます。

私が言いたいのは、先ほど同僚議員も申し上げられましたが、大型車両がひっきりなしに通ります。これを見てください。こんな大きな車両がどんどん通るんですよ。赤く丸をしているところは、ボランティアでなさっている交通指導員というんですかね、補助者で、この白いところは教頭先生です。私が調査をいたしましたら、今週の月曜日に大体7時30分から50分ぐらいの間に通られますが、大型車両がですよ、何と25台、そのほかにアスパラの出荷で農協にお届けされる方もたくさんいらっしゃいます。幼稚園に、幼稚園の皆さん方を送迎される方もいらっしゃいます。また、川棚とか通勤で通られる方もいらっしゃると。100台を超える車両が行ったり来たりしているんですよ。

見てください。こうやって大きな車両の近くで子供たちは渡っていきよるわけですよ。ほら。そして、ここの鶴川理容院の周りというのは鋭角です。ここを通過して、大型車両がどんどん行くんですよ。見てください。もう、こうやってすれすれを通過していくんですよ。こういう状況を、安全パトロールだなんだっていっておっしゃってますけど、承知されてるんで

すか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

その通学路においては、私の家の、住まいの前でもありますので、大型車両がたくさん通るといえるのは理解しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

教育長、ちょっとずれてますよ。私が言いたいのは、こういう鋭角の道の大型車両が巻き込みも含めてがんがんやっておる状況と、子供たちのね、南小学校の約3分の2に当たるちっちゃな子供たちが渡ってる環境で、通学してるということをご存じですかということをおっしゃっているんですよ。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

実際、私自身も近くの子供たちと一緒に南小学校まで連れて行ったときにも、そういった状況も見てますし、その交差点にも何回か立って状況を見せていただいております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

でしたら、話が早いです。どうすればいいんでしょうか。私はここを、大型車両の通行を禁止するのを提案したいんですが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その件に関しましては、昨年だったと思いますが、議員からも質問がっております。大型車両の時間帯の通行規制、これについて検討させていただきました。警察とも協議をいたしました。万年橋が改良されてから大型の車両、特に、トレーラー的なダンプといいますか、最近はそのような車両、超大型といいますか、そういったものの通行が多くなっているのは実際につかんでおります。通行量まで調査されたかどうかはわかりませんが、多くなっている実態はあるということで警察とも協議いたしました。

時間帯規制について検討をしたんですが、時間帯でも大型車両の規制をすれば、岩崎の交差点からでないと難しいと。もっと狭い範囲でしようとしても、それは難しいという

ことなので、現時点においては、時間帯であっても大型車だけを岩崎から通行規制をするのは非常に難しいということで警察からの回答はあっております。そこまでの検討はいたしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

事故が起こったら終わりですよ。難しいという回答を何とかこじあけて、そういうふう子供たちを守ってやると、まさしく皆さん口をそろえて、子供たちのため、子供たちのためっておっしゃっているじゃないですか。やってくださいよ。回答をもらいました、それだけですか。交渉してください。調査をしてくださいよ、現場へ行って。交通量調査、危険、この鶴川さんの前にある車どめという話で出ましたけど、真ん中、折れてますよ。知ってるんでしょう。どうして修繕しないんですか。車どめの意味ないでしょう。そんなこんなでね、何か事故が起こらなばせんとですか。もっと積極的に、真剣に取り組んでいただけませんか。多くの父兄の皆さんも、学校の先生も、こうやって地域の皆さんがボランティアでやっていらっしゃる方も、私に直接おっしゃいますよ。何とかありませんかと。私は伝えることが仕事ですから、何とかありませんかと皆さんに相談します。そこは何かしようじゃないかということやってくださいよ。それを示してください。言葉では何とでも言えますけど。そこが行政の子供に対する思いじゃないですか。ああ、来ました、パトロールしました、結果じゃなかとですから、今から先は行動で。そこをやってもらわないと困ります。

次に行きます。次の問題に行きますけれども、歴史文化交流館の借入分の返済計画とランニングコストということで先ほどお話がっておりますが、いろんな形で1,600万の返済とそれに伴うランニングコストの関係でというふうなお話がございましたけれども、約20年間の返済ということです。先ほどからお話が出てますけど、2040年問題にぶつかりますよね、いろんな形で。税収は少なくなる、その前には、改めて分室が移った分については費用が膨らむ、いろんな形で、運営的にも入場料の云々かんぬんというような以前からお話がありました。

それに対して、カフェの賃借料についてもいろんな形で、集客の問題で安価で貸し出ししよう。そういう意味からしても、今後この歴史文化交流館の先行きがちょっと、雲行きがおかしいよというふうな感じがしてなりません。いろんな形で歴史文化というのは大事なんだよということを町長は常々おっしゃっていますが、2040年問題を今さらながら考えていく

と、いろんな形での大きな支出というのは抑えていかないとけないなというのは、私自身が今までの状況を勉強させてもらう中でそういうふうに思っておりますので、それをつけ加えておきたいと思います。

3番目に入りますけれども、自治会からの道路整備要望の実現について、どのような進め方をしているかということで、緊急性であり、またや補正を含めて可能な限りやっていますよということでございます。実際問題、要望書を5年間まとめたものをもらいまして、この間、30年度の要望書をもらいましたけれども、この要望書の中においても、以前から出されている要望書等も実現に向けて、先ほど町長から説明があったように、緊急性、改めてその実現に向けて努力されているという理解でよろしいんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

私の前の、前課長からも引き継いでおりましたけれども、自治会から出た要望については本当に地元になるべく貢献できるようにしていきたいと、それで事業費についても昨年度は3,000万ですかね、ふるさと納税でついておりますけれども、そういうふるさと納税の使い方とかそういうことがあれば、建設課のほうでもどんどんやっていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

その一方で、ことしに入りまして、すぐ西部線のほうは舗装をしていただきました。大平鉄工所のちょっと手前のほうから、井手ノ元のところまでの舗装整備をしていただきました。あの路線というのは、南小学校から焼野までですか、路線的には。その中で中間をされています。次はどこをされるんですかということをお伺いしましたら、南小学校側か焼野側というふうにお話しされているんですが、ちょうど新しく舗装が終わられたところから、ちょうど今話をしている鶴川さんのところまでの間に、約十五、六軒の民家が道と併設されてあるわけですよ。その方たちの話によりますと、やはり大型車両で道が傷んでいる、騒音と振動、それも朝の5時とかその前から走るんですよ。そして、夜の9時、10時まで走るんですよ。そうしますとね、やっぱり道の整備というのは、車両の大きさに物すごく関係があって振動が。すごいんです。もう鋭角のカーブですから、巻き込み禁止のブザーというんですか、チャイム、ピンコンピンコン言って回るわけですが、四六時中これが聞こえるそうです。そういう意味からしても、可能な限り鶴川理容院というか、南小学校側からの舗装整備のほうを

先にやっていただけませんか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

昨年、昨年というか、この間の西部線は焼野付近、大平鉄工の付近をやっているということで、なぜだったかなと思ったら、舗装の修理が多かったということで、そっちを最初にやりましたということを知っています。そうしたら、次はどこをしようかということでもっと検討しているんですけども、まず地元、三石議員が言われるように、地元の声を聞いて、そしてどちらからやったほうがいいのか、その辺を考慮しまして、ことしの舗装の場所を検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そのようにやっていただきたいと思います。ちなみに舗装が終了した大平鉄工所の先から焼野までというのは、手前のほうには数軒ありますけども、ほとんどない状態でございますので、あわせてお伝えしておきます。

続きまして、老朽化したため池の話でございます。これは、いろんな形で整備、また早く言えばマップをつくったりというふうなことであっておりますが、今回、私は皿山の天ノ池というところがございます。これなんですけどね。御存じだと思いますけど、もうちょっと坂道を登ったら佐世保になりますが、そこなんです。とても大きなため池なんです。

何が問題かという、町長の答弁にもございましたけれども、人的災害があるところを中心にと。これが、このため池が、この民家というのはちょっと黒く網がかかった部分が民家なんですけども、民家の上にあるんですよ、上部に。だから、ここの堤防が決壊したらひとたまりもございません、こっちは。そういう状況の中で、やっぱり皿山地区はほかの地区よりも防災訓練を自主的になさったりしておりまして、日ごろから防災に関心をお持ちです。そういう中において、このため池自体の満水状態でどれくらいの量がたまるんですかね、このため池というのは。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

皿山地区の天ノ池でございますけれども、こちらの水量は、満水で3万5,000トンになります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

このため池は大きなため池ということで、堤防も大きいです。そして、こうやって水を落とす栓がございまして、これが、大体上から8段ぐらいのところに栓をあけてあります。で、井手というんですかね、下のほうの写真は、ある程度、上部まで満水にならないうちに流すというふうなことです。ため池は農業用水に活用されています、このため池というのは、これ、稗古場地区の農家の皆さん方が利用されているところです。大体、何件で何平米ぐらいの農地の所有者がこの水を生かして農業を営んでいるんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

天ノ池の受益者でございますけれども、受益戸数は今のところ9戸ございまして、受益面積が9.18ヘクタールとなっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ある意味、農業用水ですから、やっぱり水はためておかないといけません。でもその一方で、今豪雨という豪雨が、台風とかシーズンのにはとてつもない雨が短時間で来ます。そうなると、これだけがちりつくられたため池でもわからんとですよ、これ。これはもう、たった今壊れるばいというようなため池やったら、そりゃ、ここの下にお住まいの皆さん方は先に逃げます。見た目、がちりつくられているからこそ、やっぱり安心するわけですよ。だから、こういうところのため池等の調査、強度を含めたところの調査をしっかりと、自治会にお知らせをしていただいて、マップも含めて防災計画を地区と一緒にやって進めていただけませんか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

天ノ池については、今回、防災重点ため池に指定をいたしております。指定をしますと議員おっしゃったとおり、浸水想定区域を決めましてハザードマップをつくるわけですが、そのハザードマップをつくる折に、郷の関係者の方、それから水利の関係者の方、それから堤の下の方にもなろうかと思っておりますけれども、その代表者の方に集まっておきまして、災害を想定したマップ、それから避難経路をつくっていきますので、その折に周知をしてい

きたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

最後のほうの質問に移らせていただきます。

これは30年度の町への陳情・要望書でも上がっておりますが、川棚川の立木、皆さんも多分御存じだと思いますけども、とんでもない事態になってますよ。志折川、長野川、ああいふ形で流れ込みするんでしょうけども、やっぱり乙長野の自治会、志折の自治会、平野の自治会等々からも上がっております、宿のほうからもですね。すごいですよ。これは一番下の平野のほうから橋がライスセンターの近くにあります。それを川棚方面に撮ったやつが下、波佐見方面に撮ったやつが上です。どうですか。川じゃなかでしょう、これ。川なんですけど。すごいですよ。これは、右側が田ノ頭に向かう橋がございますね。そこから長野方面を撮ったやつ。この左側が松尾総建のほうから撮ったやつ。松尾総建のところもそうなんですけども、桜堤の桜と並行してこういう立木がたくさん生えてるわけですよ。だから、こういうのが本当に川の中に育つ木なのかなというのが、ちょっと不思議でたまりません。これは稗古場の山角から撮った村木方面に写した写真と、反対側を撮った写真。見てください。こんな状況です。

それで、町の対応は何と言うか。県北振興局に要望をした、要望をする、依頼をした、全部それも先ほど言ったのと一緒だよ。で、災害だ何だかんだと言いながら、何もなければ何もしないという、そういう体制がよくないと私は思います。ある意味、災害を当然のごとく、ここまで全国的にあちらこちらで発生しているわけですよ。だから、事前にできることはどんどんやっていかなきゃいけないというふうに私は考えます。

やはり、県北とは言いながらも、県北の管理は川棚もございますし、波佐見もありますしということでしょう。そうであるならば、県北管内での、これ自体も波佐見町ですよ、町長。波佐見町の出来事ですよ。だから、ある意味ですよ、大きな提案をさせていただきますけども、この立木の伐採を一斉にですよ、地元業者の人総出で、委託契約を含めて1回刈ってしまえばですよ、10年ぐらいたつまで、何もそこまでわあわあ騒ぐ必要はなかつと思うわけです。県に頼みますけんって言うて、県が切ったところはまたすぐ生えてきますよ。だから、これは繰り返しばっかじゃなかですか。だから、歴史文化交流館にですたい、先ほど言ったように3億幾ら返済するとか、総予算が4億幾らって言うんであれば、皆さんが要望として上げ

るこういう伐採に予算を組んで使うべきじゃないですか。3月の議会の答弁でいろんな形で町長はこうおっしゃってますよ。緊急性、重要性を考えて毎年可能な限り予算つけて、皆さんの要望は実現できるように努力していますと。この要望は、月日がたてばたつほど声を上げるところは多いです。そしてもう一つ、僕がずっと回りましたけど、宿の陣川橋から南側がほとんどこの状態です。上はほとんどこの状態は見られないちゅうことなんです。だから、下のほうからの地区の皆さんから声上がるんです。どこからでもいいですから、ちゃんと決められた予算で一斉にやるなりしたら、この要望は上がってきません。何とかここを、歴史文化交流館に4億使うんであればですたい、こういうのに予算を組んでやってもらうことはできませんか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな形で樹木の問題、ため池の問題、それから川棚川のいろんなですね、そのことは我々も十分わかっておりますけれども、道路の問題にしてもやはり地権者、所有者、そのことについてのまずは了解を得ることが大事だというふうな形になってきますし、やはり気持ちよく受けていただく方はなかなかというようなことで、やはり我々行政がそういうことを迅速にやるためには、今、やはり国のほうでは森林の所有不明者、つかめない、これはそれぞれの地域で持つとか、国有地にするとか、そういうこと、やっぱりこれは法律ができないと物事は進んでいかないなというような思いをいたしております。

そういう中で、やはり事をするんだったら、今それをぱっとしたときに、その後、ここをしたら、ここもここもと出てくるわけです、たくさん。そうしたときに、やはりなぜこういう制度があつとにこれを使わんやっただかと、その制度を使うためには、やはり相当な時間のかかる問題だなというふうに思っております。

あなたが言うごと、すぐせよというようなことはなかなかできないなど。だから、そういうふうなことの中で、やはり常に、県をどう動かすかということになってくるだろうというふうに思っておりますし、しかし県も、長崎県の中で波佐見町だけじゃないわけですね。いっぱいそういうところがあるんです。河川の問題。

○議長（今井泰照君）

町長、時間です。簡潔にお願いします。

○町長（一瀬政太君）

はい。そして、要は町単独でできるのには限界があるというようなこともありますし、そういう面では、やはり最小の経費で最大の効果を上げていくということ、全ての問題について取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時 散会

第7日目（6月18日）（火曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1) 議長報告

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第29号 波佐見町森林環境譲与税基金条例
- 第 3 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(波佐見町税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
(波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）)
- 第 6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号))
- 第 7 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号))
- 第 8 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号))
- 第 9 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号))
- 第 10 議案第37号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の締結に
ついて
- 第 11 報告第1号 平成30年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報

告について

第 12 発議第 2 号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める」意見書

第 13 議員派遣の件

第 14 閉会中の継続調査申出について

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第7日目（6月18日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	山田 周作	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務班係長	太田 誠也
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回波佐見町議会定例会第7日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。追加議案の説明を行います。

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第37号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の締結については、去る6月7日に実施した指名競争入札の結果、落札業者した株式会社上山建設と工事請負契約を締結するため、議会の同意を求めるものであります。

詳細については、議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 議案第29号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案第29号 波佐見町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、議案第29号について御説明いたします。

議案第29号 波佐見町森林環境譲与税基金条例。

波佐見町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月12日提出。

提案理由でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林の整備及びその促進に関する施策の支援策等に要する経費の財源を基金として適切に管理する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

別紙をお開きください。

まず、波佐見町森林環境譲与税基金条例の第1条、設置でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により、森林の整備促進等に要する経費に充てるために、地方自治法の規定に基づいて基金を設置するものと定めております。

第2条、積み立てでございますが、基金の積立額は、一般会計予算において定めることといたしております。

第3条、管理でございますが、金融機関への預金等、確実に有利な方法により保管しなければならないと定めております。

第4条、運用益の処理でございますが、運用により出た収益については予算計上し、当基金に繰り入れるよう定めております。

第5条、繰替運用でございますが、財政上、必要がある場合に限り、繰り戻しの方法と利率を定めて、歳計現金に繰り替えできると定めております。

第6条、処分でございますが、第1条の目的達成のため必要経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分できると定めております。

第7条、委任でございますが、基金を管理する上での必要事項について、町長に委任するよう定めたものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号 波佐見町森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第30号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第30号 専決処分を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、今回の条例改正について御説明させていただきます。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

令和元年6月12日提出。

波佐見町長。

続きまして、次ページ、専決第1号、専決処分書。

波佐見町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日。

波佐見町長、一瀬政太。

専決理由。平成31年3月29日付で、地方税法の一部が改正公布され、平成31年4月1日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものである。

3ページ目から実際の改正文となっておりますけれども、ちょっとわかりにくくありますので、17ページの新旧対照表と、一緒にお配りしました改正概要をもとに御説明をさせていただきたいと思います。

なお、今回の改正につきましては、第1条から第5項までわけてありますけれども、この違いは施工時期の違いということで御理解をいただければと思います。

では、まず改正概要をごらんください。

主な改正点の1点目でございます。個人所得税の見直しで、ふるさと納税の見直しがあります。テレビ等で取り上げられて御存じのこととは思いますが、ことしの6月1日から、総務省の意向に沿った自治体のふるさと納税が特例控除対象寄附金と位置づけをされまして、この特例控除対象寄附金のみを税の控除が受けられるよう改正がっております。その関係条項が新旧対照表で言いますと17ページの第34条の7、18ページの附則第7条の4及び附則第9条、19ページの附則第9条の2が対象となっている条項でございます。法改正に伴って、字句の修正でありましたり、項ずれの修正が行われております。

続きまして、改正概要の第1条による改正の2番目でございますけれども、10月1日に増税が予定されています消費税の関係で、増税に伴いまして、買い控えを抑制するために、住宅ローン減税の見直しがあります。関係条項は、新旧対照表の17ページの第7条の3の2でございます。従来、住宅ローン減税につきましては、10年間の控除期間が設けられておりますけれども、ことしの10月1日から来年の9月30日までに取得した住宅につきましては、この10年の控除期間が13年に延長されるということでございます。

同じく消費税増税に伴いまして、軽自動車税の見直しもあっております。第1条から第4条まで、附則第15条、附則第16条というところで改正がしておりますけれども、これは消費税が8%から10%へと増税されます。けれども、車のほうの税金を減額して、トータルとして税の平準化を図るという目的で減税が行われておりますけれども、これにつきましては、減税される車が限定をされております。環境に配慮した車のみが減税の対象となっております。普段から自分で乗られている、昔から乗られている車は減税の対象ではございません。

なお、附則第15条につきましては、車を買ったときに一度だけかかる取得税、10月1日から名称が変わりまして環境性能割というふうになりますけれども、それと、附則第16条につきましては、こちらが身近な税金だと思っておりますけれども、毎年かかってくる自動車税でございます。10月1日から種別割と呼ばれるようになっております。

関係条項につきましては、新旧対照表の23ページの附則第16条、法改正による字句の修正とページ24ページ、適用期間が過ぎました2から4項までを削りまして、ページ25ページ、5から7までを2から4にスライドしてあります。25ページを見ていただければと思うんですけども、法附則第30条、第2項となっておりますけども、この第2項が電気自動車のことを定めてあります。

続きまして、次のページの法附則第30条、第3項、こちらにつきましては、2020年の燃費基準プラス20%を達成した車ということになっております。

続きまして第4項、こちらが2020年の燃費基準を達成した車ということになっておりまして、これらの車が減税の対象になる車でございます。

中ほどの表を見ていただければと思いますけども、左の金額は通常の税額でございます。右が減額された税額となっております、表が上下五つに区分されておりますけども、一番上が三輪車でございます。三輪車につきましては、波佐見町にはございません。続きまして、乗用の営業車と自家用車、あと残りが貨物の営業車と自家用車となっております、真ん中が乗用の軽自動車でございますけども、左は通常の1万800円の税額でございますけども、電気自動車になりますとこれが2,700円、2020年燃費達成プラス20%で5,400円、2020年の燃費基準で8,100円というふうに減額がなされております。この16条につきましては、グリーン化特例と言われているものでございます。

同じく第2条にもこの改正があっておりまして、ページは29ページから32ページでございます、ページ29ページの附則第15条に、ことしの10月1日から来年の9月30日までに購入した法第451条となっておりますけども、これは2020年の燃費基準にプラス10%の車ということになっております。環境性能割が非課税、課さないというふうになっております。

続きまして、15条の2の2、これは以前ございましたけども、自動車メーカーが性能表示の不正を行いまして、そのときの処分があったんですけども、そういった自動車メーカーの不正があった場合は、その原因者である自動車メーカーのほうが不足の税額を払うという規定になっております。

ページ30ページ、15条の6、こちらにつきましても、ことしの10月1日から来年の9月30日までに購入した営業車の軽自動車については、環境性能割が2%から1%に減額されると。

ページ31ページの第16条グリーン化特例の対象期間がさらに令和3年の3月31日まで2年間延長されるという規定でございます。

ページ32ページの16条の2でございますけども、こちら自動車メーカーの不正があった場合は、その不足分については自動車メーカーのほうを支払うという規定でございます。

ページ33ページ、こちらは第3条による改正ということで、附則第16条が出てまいりますけども、電気自動車に限っては、令和5年3月31日までグリーン化特例がさらに2年間延長されるという規定になっております。

軽自動車の最後でございますけど、ページ35ページ、第4条による改正でございます。こちらにつきましては、平成28年に一度改正がされておりますけども、その改正された条項が今回の改正でさらに改正されるというものでございます。

軽自動車については以上でございます。

続きまして、改正概要に戻りまして、第2条による改正の一番上に書いてありますけども、子供の貧困に対処するために、未婚のひとり親に対しまして非課税措置が設けられるようになります。具体的には、33年、令和3年の申告より、合計所得金額が135万以下の未婚のひとり親について、非課税扱いとなるよう改正がなされております。

関係条項につきましては、新旧対照表の28ページの第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、次のページの第36条の4、33ページの第3条による改正で、第24条が関係条項となっております。字句の追加や修正などが行われております。

続きまして、改正概要に戻りまして、第1条による改正で6番目、7番目、8番目、11番目ということで、固定資産税の改正がなされております。

新旧対照表で言いますと、ページ19ページの附則第10条の2、わがまち特例で、法改正に伴いまして項ずれの修正がっております。

ページ20ページの附則第10条の3、本町には直接関係はございませんけども、高規格堤防の整備に伴う家屋移転の減税措置が定義づけられております。

ページ22ページ、附則第10条の4、こちら本町には直接関係はございませんけれども、熊本地震関係の特例措置が新設されております。

最後に、ページ27ページの第22条、こちらについては、東北震災の関係の改正がっております。

最後に、改正概要の2ページ、裏面の第5条による改正でございます。大規模法人の電子申告が平成30年の改正によりまして、令和2年4月1日、来年の4月1日から電子申告が大規模法人については義務化をされておりますけども、今回の改正では、もし災害等でそうい

った電子申告ができない場合の措置について、新旧対照表のページ36ページの第5条でそういったときの追加改正ということで行われております。

以上で、今回の条例改正の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

先ほどの説明の中で、燃費に関する減税が施行されるということですが、これは、改めて新しい新車等で燃費が十分効率がよくなったということに関しては、手続的には利用者、早う言えば、車の所有者に関しては特別な申請を、手続をせんといかんという形になっているのか。それとも、登録した時点で、税務上の計算が自動的に行われて、税額が決定するようになっているんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

こちらにつきましては、特別、利用者から申請というのは多分、規定はございません。これは、税理士と言いますか、登録したら全国の組織でそういった電子的に登録する機械というか、そういったシステムがございますけれども、そちらからの情報で自動的に課税されるというふうになっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

自動車メーカーの不正によって、燃費の早く言えば不正表示等で購入された、それが発覚したらメーカーから差額については支払いをするというふうなことを説明がっておりますけれども、そういう分については、どういうふうな流れで手続的には行われるんですか。それと同時に、メーカーの発覚というのは、後になって発覚しますよね。その辺との関係を教えてください。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

そういった不正につきましては、後で確かに発覚するわけでございますけれども、そちら

については、国のほうが認定を行いまして、それで認定を受けた車種について、さかのぼって税額の変更ということがなされるんですけども、その分については、購入者には何ら瑕疵はないということで、購入者からではなく、自動車メーカーから税金を増額した分を納めていただくというふうになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

個人住民税の非課税の範囲のところで、子供の貧困の対応をするために、未婚のひとり親の方が対象になっていますけれども、この未婚のひとり親の解釈というか、結婚をしてなくての未婚なのか、1回離婚して、今、未婚になっている人も含むのか、どういった解釈でしょうか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

こちらにつきましては、以前から国のほうで議論をされていたわけでございますけれども、一度結婚して、死別、離婚ということであれば、寡婦控除というものがあまして、その寡婦控除を受けられるんですけども、最近、時代と言いますか、未婚の、これは結婚されていない方、そういった結婚されていない方がお子様を産まれるということ、未婚のひとり親ということで、大変苦勞されている現状があるというところで、国のほうで議論をされておりまして、今回の改正で、33年からその合計所得が135万以下の方につきましては非課税というふうになされる改正がっております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、一度も結婚されていないということでわかりました。

そしたら、町内にそういった対象の方っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

未婚の女性の話が出ましたので、こちらのほうから答弁すべきだろうと思ひまして手を挙げましたけれども、実数はわかりませんが、町内には何人か、私の知る範囲では何名かいら

っしゃることは事実です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第31号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書。波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

専決理由といたしまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が公布され、平成31年4月1日から施行されるため、地方自治

法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

次のページをごらんください。

別紙、波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

以下のように改正するというところでございますが、ここにつきましては、第2条、第2項から第4項、これは介護保険料の軽減後の金額をあらわす条項としてここに挙げております。第4条、第4項では、軽減率の関係から、端数処理の単位を変更させていただいております。

5ページをお願いいたします。

こちらの説明資料のほうで説明させていただきますが、主な改正内容をごらんいただきたいと思っております。

この主な内容といたしましては、介護保険料は9段階までで設定されておりますけれども、そのうちの1段階から3段階まで、この保険料に係る軽減の見直しが今回なされております。基本額に乗じる調整率の改正ということで、基準額が6万6,000円ということでございますが、それがこれまで、表をここに付けておりますけれども、改正前、この調整率をかけた金額がこれまでの保険料でございましたけれども、今回の改正によりまして、右の改正後ということで、第1段階で0.375、第2段階で0.625、第3段階で0.725、これをかけました保険料をそれぞれ今回の条項に記しているものでございます。第1段階では2万4,750円、第2段階では4万1,250円、第3段階では4万7,850円、なお対象者といたしまして、下のほうに1段階から3段階までの対象者の範囲を記しております。

以上で説明を終わります……、失礼しました。一つ追加です。

この条例につきましては、先ほど、税のほうでもありましたけれども、消費税の増税に伴うものでございまして、それを財源にした形で減税がなされるということでございます。今回は10月からの増税予定ということになっておりますので、その分を加味した形で調整率が設定されております。ですので、これは段階的に、今後、軽減されますので、令和2年度においては、また、4月からその消費税増税の恩恵を受けるということになりますので、また、ここでの軽減率に変更される予定でございます。ただ、これにつきましては、まだ、情報が来ておりませんので、あくまでもスケジュールということで御理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第32号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

それでは、議案第32号 専決第3号 平成30年度波佐見町の一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したのものについて承認を求めるものです。

内容としましては、歳入歳出それぞれ5,300万円を減額し、総額を72億5,800万円とするものです。

繰越明許費の変更については、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の変更については、第3表地方債補正によります。

今回の補正は、平成30年度一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減、それに伴う財源補正を行い、見込まれる決算余剰金を特定目的金へ積み立てることが主なものです。

資料の6ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正ですが、さきに承認いただいた繰越事業のうち、3事業の平成30年度内の執行状況により、繰越額の減額変更3件を計上しており、内訳はそれぞれ記載のとおりです。

7ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、六つの事業でそれぞれの事業費の変更等に伴い、起債の対象額に対する借り入れ可能な充当率でいずれも減額補正を行っており、内訳は記載のとおりでございます。

次に歳入に関し、主なものを説明します。

11ページをお願いします。

1款、4項の町たばこ税関係ですが、現年度分で377万6,000円増額しています。これは、増税などの影響でこれまでより収入が低めになると見積もっていたところ、実績でそれほど落ち込まなかったということがございまして、増額の補正としております。

続きまして、13ページをお願いします。

13ページの地方譲与税から19ページの自動車取得税交付金の各収入につきましては、3月の最終交付の実績に基づき、増減の補正を行っております。

続きまして20ページをお願いします。

9款、1項、地方交付税です。3月に特別交付税が交付され、その実績に伴う補正でございまして、4,743万1,000円の増額補正を行っております。

22ページをお願いします。

11款、1項、負担金から、跳びまして、24ページの12款、使用料及び手数料でございますが、年度内の収納実績見込みで補正を行っております。

次に25ページをお願いします。

13款、国庫支出金から、跳びまして、32ページまでの県支出金につきましては、各事業費に対する所定の率及び額による補正及び増減を行っております。

跳びまして、35ページをお願いします。

16款、1項、寄附金ですが、2目のふるさとづくり応援寄附金について、寄附額の実績により、今回、150万円を減額し、総額を8億9,850万円としています。

36ページをお願いします。

当初予算などで不足する財源として各種基金を取り崩して繰り入れることにしております。

たが、ほかの財源等で賄えるものについては減額しております。

少し跳びまして、42ページをお願いします。

20款、1項の町債ですが、7ページの第3表地方債補正で説明したとおり、各事業や起債対象額の変更により、いずれも減額補正を行っています。

歳入の主なものは以上でございます。

次に、歳出に移ります。こちらは、各担当課からの説明となります。

まずは、企画財政課所管分から説明いたします。

44ページをお願いします。

2款、1項、5目の財産管理費の25節、積立金でございますが、初めに説明したとおり、決算譲与見込みを当て込みまして、庁舎建設基金に1億円の積み立てを予定しています。

次の45ページをお願いします。

15目、ふるさと納税管理費ですが、寄附の実績、それに伴う事務の変化に応じまして、それぞれの必要な経費について、各費目に節ごとに計上しております。

次の46ページをお願いします。

16目、定住促進事業費ですが、奨励金、商品券などの定住奨励措置について、申請実績に応じ、減額補正を行っております。

そして、下のほう、18目、地域創生推進費の13節ですが、地方創生交付金を活用したコンプラプロジェクト、空き工房管理運営の各委託料について、実績に応じ、減額補正を行っています。

47ページをお願いします。

同じく地域創生推進費の19節、負担金関係ですが、結婚新生活支援事業費補助金、空き家バンク登録奨励金、空き工房改修事業費補助金について、実績に応じ、減額補正を行っております。

企画財政課関係は、以上でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の予算説明をさせていただきます。

まず、52ページをお開きください。

3款、1項、2目、老人福祉費、3目、障害者福祉費でございます。ここでは、高齢者、

障害者に係る福祉サービス事業の科目でございますけれども、大きい100万以上の減額をしているものもありますけれども、一部を除きまして、実績に基づきまして、予算残額の減額補正をしているものでございます。

その一部ですけれども、3目. 障害者福祉費の20節. 扶助費の中の上から3番目、自立支援医療給付費の更生医療70万8,000円の増額としておりますが、これにつきましては、年度末に1件新規の利用が入ったために、予算不足となったための増額補正であります。

続きまして、54ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費、2目. 児童措置費でございます。ここでは、子育て関係の事業科目を計上しておりますけれども、ここも全て事業実績に基づく予算残額の減額補正をしているものでございます。

それから、跳びまして、67ページをお願いいたします。

8款、3項、2目. 河川公園管理費、15節. 工事請負費で、桜づつみ河川公園路面改修工事134万3,000円の減額としております。これは、ことし、長野郷のほうの西前寺橋から万年橋方向へ約800メートルの桜づつみ路面補修工事を行っておりますけれども、入札によりまして営業所選定を行ったわけでありまして、予算よりも安価で契約できましたものですから、執行残額を減額したものでございます。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、健康推進課関連の予算の説明を申し上げます。

52ページをお開きください。

3款. 民生費、1項、2目. 老人福祉費、28節の介護保険事業特別会計繰出金、これにつきましては、各事業の実績見込みによりまして減額を行っております。

57ページをお願いいたします。

4款、1項、1目. 保健衛生総務費271万1,000円の減額、これは7節ですけれども、主なものは7節にあります。いずれも産休代替職員に伴うものを計上しておりましたけれども、国保の補助事業が活用できましたので、これにつきましては減額を行っております。

同じく4目. 健康増進費、このうちの13節でございますけれども、それぞれ実績見込みにより172万4,000円減額しているところです。

健康推進課関係は、以上となります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、60ページをお願いいたします。

6款、1項、3目。農業振興費の13節の有害鳥獣捕獲対策委託料となっておりますけれども、こちらは平成30年度の捕獲実績が当初の予想していた捕獲実績より少なかったこと、それから、成獣より幼獣のほうが多く捕獲されたということにより委託料の減額補正となっております。

それから、12目。担い手対策費の19節。経営体育成支援事業補助金ですけれども、当初予算においては、コンバイン4条刈り導入に対する補助を計画しておりましたが、導入に対しての国の採択が得られませんでしたので、当初の計画を変更し、被災農業者向けの経営体育成支援事業に変更を行いまして、昨年台風7号による被害を受けられましたアスパラハウスの補修事業費のほうへ補助金を出しております。その実績の残額を減額するということになっております。その他につきましても、事業実施の実績により減額となっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

次に、商工振興課関係を説明いたします。

62ページをお願いいたします。

7款、1項、2目。商工振興費ですけれども、19節。窯業人材育成等産地支援事業費補助金369万円の減額ですけれども、この事業は複数の事業から構成されておきまして、その中の消費者の商談会事業でありますテーブルウェアEXPOへの出展事業におきまして、会場費が予想より安価で済んだということでの減額が主な要因となっております。

以上で、商工振興課関係を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

66ページをお願いします。

8款、2項、3目。道路橋梁改良費でございます。補正額282万6,000円を減額するものです。主なものとして、委託料156万9,000円の減と、用地費購入の減、いずれも実績によるも

のでございます。

79ページをお願いいたします。

11款、2項、1目。公共土木施設災害復旧費、補正額211万5,000円。主なものとして、入札減等による減額となっております。

以上で、建設課を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

水道課関係でございます。

58ページをごらんください。

4款、1項、5目、19節の負担金ですが、浄化槽設置整備事業補助金。浄化槽の設置の実績に伴い、208万6,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会関係について御説明をいたします。

71ページをお開きください。

10款、1項、2目。事務局費、7節特別支援教育支援員賃金でございます。308万5,000円の減額となっておりますが、出産による途中退職が2名、自己都合による退職1名、計3名分の実績見込みによる減額となっております。

72ページをお開きください。

10款、2項、2目。東小学校教育振興費、そして、5目。中央小学校教育振興費、そして、8目。南小学校教育振興費の14節。教育用コンピューターリース料でございますが、教育用コンピューターリースについては、昨年6月に入札を行いまして、8月に稼働ということにしておりましたが、契約後に納入業者からの都合で納期を延期したいということで、5カ月延期がなされました。この分の減額でございます。

同じ理由で、74ページをお開きください。

10款、3項、2目。教育振興費、14節。教育用コンピューターリース料ということで304万2,000円の減額をしておりますが、先ほど言った同じ理由でございます。

72ページにお戻りください。

10款、2項、3目. 東小学校プール管理費、15節. プール改修工事として241万6,000円の減額しておりますが、これは、昨年度行いました東小学校プールの全面改修の実績による減額でございます。

76ページをお開きください。

10款、5項、2目. 保健体育施設費でございますが、11節. 光熱水費として102万2,000円の減額としております。これは、甲辰園グラウンド、鴻ノ巣グラウンド、テニスコートのナイター照明の電気料でございますが、いわゆる新電力へ契約変更したことによる実績による減額でございます。

以上で、平成30年度一般会計補正（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、31ページの県支出金、県補助金、災害復旧費補助金、農地等の災害復旧について補正をしてあるわけですが、次の78ページですか、この関係で見ますと、国県支出金が1,158万円減ということで一般財源がその分増えてるわけですが、この原因ですね、いわゆる本来なら、国県支出金でみるべきところを一般財源にかわっておるわけですが、この原因が何なのか、まず質問いたします。

○議長（今井泰照君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（坂本昌俊君）

農林の災害につきましては、瀬越という事業があります。公共土木と違って、繰り越しの決定がなされていない分について減額をしております。来年度の交付決定がないため、一般財源を一旦繰り越しておいて、来年度、交付されるという形でこういうふうに減額をしております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ということは、国庫補助はそのまま来年度継続して認められるということでございますか

ね。

○議長（今井泰照君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（坂本昌俊君）

はい。内部的には、県のほうから交付決定という、正式ではないんですけども、そういうふうになっているというふうに原課から聞いております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

補填ということで大丈夫ですね。

○議長（今井泰照君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（坂本昌俊君）

県の担当者と、原課の担当者もきちんと打ち合わせをしております、そこは確認とれております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

もう3回されましたね。

ほかにありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

教育委員会の御説明の中で、コンピューターの納入時期が……。

○議長（今井泰照君）

ページ数をお願いします。

○4番（三石 孝君）

72ページに、各小学校の教育用コンピューターリース料が減額されております。実績ということで、納入業者のほうで納期を延期されているということでございますが、これは納期延期にも全然、教育用のコンピューター関係には全く、その後の事業展開には影響ないという判断をされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そもそも元のコンピューターが入っております、それを再リースで使っております。

8月で一応、契約が切れるということで入札を行ったところでございますが、当然、その後、新たに、納入業者が自己都合で納期ができないということでしたので、再リースをさらに引っ張りました。その費用については、納入業者が負担をしたということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。11時5分より再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第33号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは議案第33号 専決第4号について御説明申し上げます。

平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、ここに報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成30年度波佐見町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,600万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、最終補正として決算を見込み、全体の整理を行ったものとなっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者等国民健康保険料1から3節を合計2,037万円の増、4から6節を63万2,000円の減としております。収納率等による実績見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款. 県負担金、1項、1目. 保険給付費交付金について。これは、都道府県化に伴うものも影響しておりますけれども、1節. 普通交付金3,133万9,000円の減、2節. 特別交付金3,411万3,000円の増としております。いずれも、交付決定によるものとなっておりますけれども、1節. 普通交付金におきましては、歳出側の保険給付費の減によるものでございます。2節. 特別調整交付金につきましては、対象事業に伴います費用分の追加交付、そして、前年度の特設健診受診率が大幅に増加したことにより、それが評価されまして、インセンティブとして追加交付をされているものが主なものとなっております。

16ページをお願いします。

8款. 諸収入、4項、2目. 第三者納付金について。これにつきましては、実績対象者がおりませんでしたので、全額を減額しているところです。

次に、歳出になります。

19ページをごらんください。

2款. 保険給付費、1項. 療養諸費、1目. 一般被保険者療養給付費2,054万9,000円の減、2目. 退職被保険者等療養給付費139万円の減。

続きまして、次ページ20ページをごらんください。

2項. 高額療養費、1目. 一般被保険者高額療養費297万7,000円の減、2目. 退職被保険者等高額療養費560万円の減、医療費に係る実績見込みによりましてそれぞれ減額をしております。

なお、先ほど、歳入のほうで申しました普通交付金は、ここと連動しているところになります。

25ページをお願いします。

4款. 保険事業費、1項、1目. 保健衛生普及事業費から93万6,000円を減額しております。いわゆる人間ドックなのですが、短期総合検診の費用実績により減額を行っております。

3目. 保険事業費から全体で107万円を減額しております。特定健診連続受診者に伴う報償費や臨時雇用賃金、これらの実績に基づくものとなっております。

以上で、平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

10ページをお願いします。

今、御説明があったんですけども、県支出金、県負担金の保険給付費交付金、特別交付金の件なんですけども、特定健診の受診率がいいのでインセンティブがあったというお話だったんですけども、具体的にはいくらぐらいなのか。それと、今後、もしインセンティブがなければこれは全くゼロなのかというところをお願いします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今、お尋ねの特別交付金のインセンティブに係るものだと思いますけれども、これにつきましては、特定健診の受診率に伴うものとして約1,600万、こういったものがあります。あとほかにも、集団検診におきまして、歯科検診とかそういったものを取り入れた場合には、今回、その分でいくらかの、600万ほどのインセンティブが来ております。

なお、ここにつきましては、評価されない場合はゼロ円ということになります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第34号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは議案第34号について御説明申し上げます。

専決5号 平成30年度波佐見町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年度波佐見町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,550万円とするものでございます。

今回の補正は、こちらも最終補正として決算を見込んで全体を整理した少額補正となっております。

11ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款. 諸収入、3項、2目. 雑入。主なものとしまして、後期高齢医療広域連合から支払われます健康診査委託料57万2,000円、これを実績により減額しております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款. 総務費、1項、1目. 一般管理費、13節. 健康診査委託料について、実績に基づき52万1,000円減額しております。

次のページ、13ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、19節. 後期高齢者医療広域連合納付金について、53万7,000円の増額を行っております。これは、広域連合からの示しによるものでございます。

以上で、平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第35号

○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第35号について説明を申し上げます。

専決6号 平成30年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ155万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,990万円とするものでございます。

今回の補正は、こちらも最終補正として決算を見込んだものとなっております。全体を整理したものとなっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款. 国庫支出金、2項、1目. 財政調整交付金について、400万円を増額しております。平成30年度精算見込みによるものとなっております。

次ページ、7ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1項、1目. 介護給付費繰入金について、介護給付費の平成30年度精算見込みによりまして、350万円を減額しております。

10ページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、2款. 保険給付費、1項. 介護サービス等諸費について、次のとおり減額しております。1目. 居宅介護サービス給付費から1,170万円の減、3目. 地域密着型介護サービス給付費から350万円の減、5目. 施設介護サービス給付費から310万円の減、8目. 居宅介護住宅改修費から150万円の減。これらは、各種介護サービス給付費の精

算見込みによるものとなっております。

次に、11ページになりますが、2項、3目、地域密着型介護予防サービス給付費から100万円を減額しております。こちらもサービス給付費に伴う精算見込みによるものとなっております。

14ページをお願いいたします。

5項、1目、高額医療合算介護サービス等費から285万円を減額しています。これも精算見込みによるものです。

16ページをお願いいたします。

3款、地域支援事業費、1項、1目、事業費から1,050万円を減額しています。それぞれ精算見込みによるものとなっております。

17ページ、次ページをお願いいたします。

2項、4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、7節、賃金100万円を減額しています。これは、臨時職員の退職に伴うものです。

6目、包括的支援事業（社会保障充実分）になりますが、目全体で200万円を減額しています。こちらそれぞれ実績によるものとなっております。

18ページをお願いいたします。

6款、基金積立金、1項、1目、介護給付費準備基金積立金に2,500万円を追加しています。平成30年度歳計余剰金見込額から基金積立を行いまして、次年度以降の介護給付費の増嵩に対応するために積み立てを行ったものです。

以上で、平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第36号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第36号 専決第7号について説明いたします。

平成30年度公共下水道特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものでございます。

平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億620万円とするものでございます。

地方債の補正として、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。

今回は決算を見込んだ補正で、歳入では、一般会計繰入金と町債の減であり、また、歳出では総務費と建設費の減額が主な内容となっております。

4ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。限度額を変更するものでございます。公共下水道事業にかかわる起債限度額で、補正前の1,640万円を、補正後は1,500万円と、140万円減額するもので、これは建設費の事業実績によるものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容を事項別に説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入についてでございます。

2款、1項、1目。下水道使用料を補正額74万9,000円を増額し、補正額を8,204万9,000円とするものです。下水道接続件数の増による使用料の増となります。

10ページにお進みください。

4款。繰入金、1項、1目。一般会計繰入金、補正額を204万8,000円減額し、補正額を1億8,408万7,000円とするものです。今回、歳入歳出予算の計上によるものでございます。

12ページをごらんください。

7款。町債、1項、1目。下水道事業債、補正額140万円を減額し、補正後、1,500万円とするものです。下水道工事実績により下水道事業債の借入れが減額となったものであります。

13ページをごらんください。

歳出でございます。

1款。総務費、1項、3目の処理場管理費、補正額を124万5,000円を減額し、5,135万3,000円とするものです。内容については、15節。工事請負費入札減によるものです。

14ページ、2款。建設費、1項、1目。管渠建設費、補正額を71万5,000円を減額し、5,148万4,000円とするものです。入札等で工事請負費が減になるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第37号

○議長（今井泰照君）

日程第10、議案第37号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

では、議案第37号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

令和元年6月7日、指名競争に付した波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。

契約の目的は、波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事、契約の方法は指名競争入札による契約、契約金額は2億5,371万5,000円です。契約の相手方は、波佐見町湯無田郷849番地の1、株式会社上山建設です。

次のページが入札結果の一覧です。本町の入札執行事務処理要綱に基づき、1件4,000万円以上の工事につきましては、指名業者は8社以上となっております。これにより、単独で7社、共同企業体2社の合計9社を指名いたしまして、うち2社は指名後、辞退となりましたが、7社での入札を行った結果、株式会社上山建設が落札したものです。

なお、工事の概要につきましては、担当の教育委員会から説明を申し上げますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは議案の4ページ目以降、参考資料に基づき、工事の概要について教育委員会から御説明をいたします。

まず、1、建設場所でございますが、資料記載のとおり、湯無田郷1010番地ほか、面積は3,623.52平方メートル、約1,098坪となっており、御承知のとおり、湯無田郷にあります旧陶器会社社長宅でございます。

次に、2、工事の概要でございますが、大きく6項目にわかれ、資料記載のとおり、(1) 既存建物改修(2) 新築棟(3) 外構工事(4) 電気設備工事(5) 機械設備工事(6) その他工事となっております。

また、3、施設配置計画については、主に①町民ギャラリーから⑨トイレを整備することとしております。

これからは、お手元のA3版のカラーの図面を中心に、2、工事の概要と、3、施設配置計画について御説明しますが、図面右下の数字がページ番号として説明しますので、よろしくお願いをいたします。

まず、図面1、完成予想図外観をお開きください。

まず(1) 既存建物改修でございますが、図面左側手前と奥側の建物が既存の建物となり、耐震補強、老朽部分の改修を行い、構造は木造平屋建て瓦ぶき、そして、ガルバリウム鋼板ぶきとなります。面積は509.5平方メートルで約154坪となります。耐震補強については、耐力壁や筋交いの追加、屋根裏のグレース、鋼製ワイヤーによる補強、気相の補強等を行うとともに、雨漏り等で損傷している箇所は修繕を行います。屋根については、手前の母屋は新しい瓦に全面ふきかえ、奥側の建物はアルミと亜鉛合板メッキであるガルバリウム鋼板でふきかえを行います。

次に(2) 新棟であります。図面では右側、逆L字型の建物で、構造は鉄骨一部2階建て、ガルバリウム鋼板ぶきで整備を行います。

なお、既存建物と新棟の建物内部の配置については、後立って説明をいたします。

この新棟の整備面積は510.1平方メートル、約155坪で整備をいたします。なお、既存建物と新棟の整備の合計面積でございますが、1,019.6平方メートル、約309坪となっております。

次に、(3) 外構工事でございますが、完成後の予想図をこの図面のとおり示しております。以前から説明をしていたとおり、現在あります正門と付属する塀、周辺の塀については撤去を行い、板塀やネットフェンスで整備を行い、既存の樹木を最大限利活用することで、日本庭園的な庭から、芝生を植え、広場的な公園に整備を行います。

なお、この外構工事についても後立って説明をいたします。

そして、既存建物、新棟に係る(4) 電気設備工事、エアコンや給排水設備の(5) 電気設備工事、そして、既存焼却炉撤去工事などの⑥その他工事の構成となっております。

なお、エアコンについては、事務室での集中管理、照明についても、作業室を除く大部分

の部屋で、事務所で集中管理ができるように整備を行います。

次、2ページ目、完成予想図内観をごらんください。

既存建物と新棟内部のパース図、透視図でございます。

図面右側の屋は屋根をかぶせた状態で、下側が屋根を外した状態の絵となります。イメージとしてはこのように整備を行います。

それでは、建物内部の詳細について、次の図面、3ページをお開きください。

まず、左上①でございますが、町民ギャラリー、講座室として整備を行います。また、この部屋は、波佐見町の偉人紹介のコーナーとして、パネルの展示や関係書籍を置くようにしております。通常は偉人の紹介コーナーとして活用いたしますが、町民皆様のギャラリーや講座室としても使えるよう、机、椅子が格納できるよう整備し、必要に応じて使用できるように行います。なお、図面の左上に机、椅子を展開したイメージを記載しておりますので、御参考ください。

次に、右隣②は、波佐見通史ゾーンとして整備を行います。ここは波佐見町全体の歴史を体系的にわかるよう、常設展示室として、戦史から中世・近世・近代までを紹介するコーナーで、博物館的な使い方を行います。なお、展示に係るパネルやケース等については、今回の工事請負契約に含んでおりません。現時点で9月発注を計画しておりますので、その際には改めて議案のほうで御呈示をしたいと思いますので、詳しくその際に説明をさせていただきます。

次、その下③は、特別展示室として整備を行います。ここは、通常は美術的や歴史的な価値が高い波佐見焼を展示し、美術館的な使用を行うとともに、必要に応じて企画展や特別展を行う場所ともなります。あわせて、三上コレクション等の寄贈品も展示する一角を設けております。なお、先ほど申したとおり、展示に係るパネル、ケースは含んでおりませんので、よろしく願いをいたします。

次に、その右隣上でございますが、④収蔵庫、陶磁器等文化財保管室として整備を行います。ここは、これまで発掘した貴重な陶磁器やその他の文化財を収蔵する場所となっております。

次にその下⑤は、特別収蔵庫、古文書等保管室として整備を行います。ここは、古文書や写真等、温度湿度管理が必要な文化財を保管する場所となります。

次にその下⑥は、作業室、書庫室として整備します。現在、発掘した陶磁器等を整理し、

分類作業等を行っておりますが、この部屋がそれにあたる場所となります。また、これまで発刊等を行った報告書や各種書籍、書類を保管する場所にもなります。

なお、④、⑤の全部、そして⑥の一部について、屋根裏を活用することで、二階建てとしております。下のほうに、サンテナーの収蔵量というふうに書いておりますが、サンテナー換算では約3,000ケースを収納できます。現在の分室のサンテナーが約1,700をちょっと超えるぐらいでございますので、十分な収納スペースは確保しております。

あわせて、③、④、⑤、⑥が新築の部分となります。

次に左側、⑦既存棟になりますが、交流、休憩、カフェスペースとして整備をいたします。和室の南側はカフェと一体となった休憩スペース、和室北側はこれまで教育委員会で作成した浮立等の伝統文化の記録DVDやその他、町を紹介するDVD等を上映できる交流スペースとして整備します。また、カフェスペースについては、今後、出店者の募集を行い、出店者が決定しましたら、その出店者の意向を聞きながら、配管等の整備を行うこととしております。なお、カフェスペースについては、外から直接、入れるよう、配慮をしております。

次に中央部分、⑧が事務所・研究室として整備をする箇所でございます。ここは、現在の舞相にあります教育委員会分室の事務所が移るスペースとなります。

そして、その上⑨はトイレとして整備を行います。女性用が3基、男性用が大が1基、小が2基整備し、身体障害者用トイレも整備を行います。なお、和室北側にも緊急用として、共用トイレを1基設けるようにしております。

そのほか、玄関については、スロープを配置するとともに、現在、和室と廊下に段差がありますので、手前の廊下で調整を行う等、障害者の皆様にも配慮した整備を行います。

次、図面の4ページ、外構平面計画図をお開きください。

先ほど説明した外構工事の内容と重複をしますが、御説明を改めて行います。

全体的に現在あります正門と付属の塀を撤去し、既存樹木を残しながら剪定を行い、日本庭園的な内容から、芝生を植え、広場的な芝生公園として整備を行いたいと考えております。また、塀についてでございますが、図面言えば左側、町道に面している箇所及び町道から見える箇所は板塀、そのほかは一般的なネットフェンスで整備を行いたいというふうに考えております。

駐車場は、身体障害者用1台を含め全体で17台、そして、中型バスの停車場1台と駐輪場を整備したいと考えております。この下側の駐車場についてでございますが、現在、樹木が

生えているわけですが、図面で言いますと、駐輪場という四角で囲んだところがございすが、その左の樹木、そして注書きで駐車場Aと書いておりますが、その上の木、この大きな2本は残して木陰をつくるということで、イベント広場にも利活用整備を行いたいと考えております。

また、その上の庭の右側、駐車場Bでございすが、特殊な硬質プラスチックを使用し、網目から芝が生えるように行います。このため、左側の芝生広場と一体となった意匠デザインで整備を行います。

そのほかとして、芝生広場には照明の設置を行って、夜間の入室を促すような仕組みも考えたいと思いますし、県道に面した箇所には看板の設置を行うこととしております。

なお、オープン期日は令和3年、2021年3月を予定しております。

最後になりますが、設計は福岡市博多区にあります、株式会社修復技術システムが行っております。

以上で、議案第37号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

入札結果一覧表をお願いをします。

入札は適正に行われたものと思われませんが、一点確認なんです、一番下の業者のところに、入札条件を充足していないため無効とあります。聞き慣れないことですので、どういうことか具体的をお願いをします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

こちらにつきましては、入札の際に、工事費内訳書及びその明細書ということで、単価などがわかるものを提出することというを入札の条件として付しておりましたが、本業者につきましては、その明細書の提出について、なかったと。それは、事前にこちらから入札の条件として付していたものがなくて、明細等が不明瞭であるという判断から、入札の公平性を考えまして、この会社の入札については無効と判断したものでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

よくわかりました。

確かに、入札執行事務処理要綱の中には、工事請負者の提出は義務付けされております。ただ、提出が義務であって、その中身の不備があった場合に、入札書自体を無効とするのはどうなのかなと議論も、我々、業界出身ですから以前ありました。その入札書の提出は義務ということはわかります。実際、提出されておったのでしょうか。その不備があったということで、入札書自体を無効とする根拠があるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

この場合については、明細書内訳書の中には一式という記載があったものでございまして、そして、明細書自体の提出がなかったということで、この場合はさせていただいております。ただ、議員が申しました、内訳の中に不備があるという場合に、それが即、無効になるかっていうのは、それは状況によって判断させていただくことになるのかと。積算の大きいところには、なければというところもございませけれども、そこは状況、状況で、入札の適正に重大な影響を及ぼすかどうかといったことも考えて判断していくことになるのかなとは考えております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回は、事前に明細書が必要ですかという質問をいただいております、明細書が必要でということでも文書にて回答しております。あわせて、当日、企画財政課において、明細書の不備があった場合は無効となりますという宣言もありましたので、結果的に無効となったというふうに理解しております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、入札の執行についてお尋ねをいたします。

先ほど4,000万以上の工事ということで、規則で8社以上指名ですね。今回9社ほど指名

してあるわけですが、まず、4,000万以上の入札に対応できる町の登録業者が何社ほどあるのかということですね。

それから、工事の入札執行通知書を通知された日時でございます。

そして、指名を受けた業者にどのような方法で設計当初等の配付をされたのか、その日とその方法についてお尋ねでございます。

まず、以上3点お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

1点目の4,000万以上の建設工事で町内に対応する業者が何社あるかということですが、一応、Aランクと言うんですけれども、町内については、2社ということになっております。この工事については、いわゆる共同企業体JVという形で、町内企業と町外企業が組んで参加することが可能になっておりまして、そういった形で2社、町内の業者が共同企業体の中の1社として今回は参加しております。

申しわけございません。入札の指名日等については、ちょっと今、手持ちがございませんので、今ちょっと調べておりますので、また、報告させていただきたいと思うのですが、申しわけございません。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

午前中、脇坂議員からお尋ねになった件で、三つのうち一つしか答えておりませんでしたので、まず指名通知についてですが、5月22日水曜日に行っており、その後、縦覧設計書等の配付は5月23日の木曜日に電子版媒体もあわせて配付することで行わせていただいております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

多く質問はできませんので簡単に申し上げますけども、一応、配付は本庁に集まってということでもよろしいですね。それで、何が問題かと申しますと、やはり同じ日に9社もの業者さんがここに集まって、その受け渡しを受けられるということについて、対面するわけですね。だから、A業者さんが来とらっしゃるとか、B業者さんがみえとったというふうなことで、これが100%ないとは信じますけども、どうしても不正な入札になる可能性もなきにしもあらずなんですよ。だから、そういったことを防止するためには、もう最初から郵送なり何なりして、ここでは顔を合わせないと、入札日以外は。そういったような方法をとっていただきたいというのがこの趣旨でございます。そして、先ほどの業者も、町内のみでなく、町外、県外もあろうかと思えます。今回で言えば、町内の所在地は2社、それから、佐世保が5社ですか、大村1社、東彼杵1社というふうになっておりますけども、この書類をもらいにくるほうもまた大変なんですよ。そういった意味も含めましてと思えます。

それからまた、これは私が直接、尋ねた数字じゃないんですけども、私の知り合いから聞いたんですが、この手渡し方法は県内の自治体ではほとんど行われてないと。いくらかはあるようですが。多くの自治体で送付または電子によるということを聞いております。こういったことで、最悪のことを防ぐためにも、ぜひ今のような方法は改善をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

確かに議員御指摘のような問題というのがあるかということ、前から聞いておるということで、こちらとしても検討をどういったことがいいのかということで。確かにメリットはある一方で、こちらとして懸念しておりますのが、公平性と言ってはあれなんですけれども、受領に直接来ていただくことで、こちらとしては確実に手渡しということで、受領の確認ができると。それが郵送のときに、何日後に届くのかっていう問題と、あとは、その受領確認をどういった形でやるのかっていう問題、あと、簡易書留等もあるのはあるんですけども、そういったときにコスト面でも、入札についてもかなりの数が行われている中で、それをどこまで町として本当に負担できるのかっていうところが、財政面としても懸念として持っております、そこでどの方法が一番いいのかというのはまだ考えさせていただいているとこ

ろでありますけれども、ただ、実際、郵送についても、自治体外についてだけ郵送しているといった事例や、郵送はしていないけれども、業者の時間を指定をすとか、そういった方法でやっている自治体もあるということはこちらもほかの自治体に聞いて調べたりはしておりますので、その中で、これからもほかの自治体にもメリット、デメリットをどう考えているかなどもお尋ねしながら、波佐見町にとってどれが一番最適な方法かというのは考えさせていただきますと思っています。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

郵送の場合は、県内であればほとんど翌日には着きますし、それから、懸念されております受領の確認ですけど、これは中に確認しましたという、ファックスでも何でもとれるわけですから、ぜひこういった方向で、県下のいろんなやり方があるでしょうから、その辺を検討された上で、ぜひ今の直接渡しはぜひ廃止していただければと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

この波佐見町歴史文化交流館整備工事を、今回、工事請負費の金額が出てますけども、もう一度、歴史文化交流館（仮称）の全体の金額をお伺いしたいと思います。土地代から今回の整備工事、あと、付随工事を含めた全体の金額をもう一回御呈示いただきたいと思いのと、この建物には防犯カメラ等は予定されているのかどうかも含めてお答えいただきたいと思いのと。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

予算ベースで申しわけございませんが、今までかかっている、そして、計上見込みの金額をお知らせしたいと思います。

総額が4億1,287万7,000円でございます。

次に2点目の防犯カメラでございますが、現時点で防犯カメラの設置は計上しておりません。御指摘のとおり、今後どうするかということでございますので、事例等を調査しながら、

今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、4億1,287万7,000円だったですかね。ちょっと内訳を少し詳しく教えてください。

それと、防犯カメラは必ずつけていただきたいと思います。というのが、昨今のニュース等でも防犯カメラがないと犯罪等が行われたかどうか分からない、侵入されたかどうか分からないという状況がありますし、あるいはまた、怪しい人が発見できる可能性もあると思いますので、防犯カメラは必ず計画に入れていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどの内訳を概要ですが申し上げたいと思います。

まず、土地の購入費でございますが、3,350万円でございます。それから、基本構想実施設計、そして基本構想の変更も行ってございまして、それに伴う実施設計等もさらに変更も行ってございます。これらに係る費用が4,205万7,000円、そして、今回、建物と展示設備あわせところで3億2,494万円、そして、工事を行う際の工事の管理業務でございますが、これが予算上990万と。総額で4億1,287万7,000円でございます。

○議長（今井泰照君）

防犯カメラ。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

防犯カメラについては、学校のほうでも関連質問の防犯でも一般質問がございましたので、現在、町内で設置しているところも数カ所あるようでございますので、その事例を調べて、お金も伴うことでございますので、その辺を費用対効果をみながら前向きに検討させていただきたいと考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この資料の4枚目ですけれども、そこに1、2とあります、2番目の工事概要としたとこ

ろに、(1) 木造平屋建ての瓦としてあるんですけども、まず、瓦だけなのか、答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

既存の建物は、図面で言いますと、A3の完成予想図の外観の、ページで言いますと1ですが、その手前の部分の母屋ですが、ここは瓦を全面ふきかえをいたします。そして、奥側の建物、ちょっと長い建物ですが、ここはガルバリウム鋼板と言いまして、アルミと亜鉛の合板のメッキの合板の板にふきかえるということで、どちらも全面にふきかえるということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今、瓦だけなのかとお尋ねしたとは、ここが大体47年と48年でできたわけですね。もう築大体46年ぐらい経つとるわけで、そしてここは雨漏りが3カ所ありましたね。そういう部分で、私は瓦だけなのかって聞いたのは、瓦を開けてみて、要するに垂木、それとルーフィング、この辺も全部かえる予定なんですか。開けてみらんとわからんということでしょうけども、改築になったら、一つの場所をいじってみたら次の場所までずっといくわけです。そやけんが、瓦だけなのか垂木とルーフィング、その辺までこれに入つとるのか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

実施設計に当たって、小屋裏に上りまして、漏水箇所のほうは確認を行っております。瓦の下の野地板ってありますが、そこは約3割程度かえるということで設計をかけております。さらには、その下の梁等についても、腐食が激しいところは交換するようにはしておりますが、総じて、梁等については漏水の被害は多くないということではしておりますが、いずれにしても、最低限の設計を上げております。実際、全てその辺を確認して、設計と異なる箇所があったら、そこをやはり補強をすべきであろうということで考えておりますので、そこは工事の成り行き上、こちら判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第1号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 報告第1号 平成30年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

平成30年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告するものです。

別紙をごらんください。

対象となる事業は、西ノ原土地区画整理事業、小学校中学校の空調設備整備事業などの12件であり、合計3億7,190万円を繰越明許費として平成31年度に繰り越しました。その財源内訳につきましては、資料右側に記載のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上、1件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第12 発議第2号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 発議第2号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める」意見書を議題とします。

本案について、提出者の三石孝議員に内容説明を求めます。

○4番（三石 孝君）

発議第2号

令和元年6月18日

波佐見町議会

議長 今 井 泰 照 様

提出者 波佐見町議会議員 三 石 孝

賛成者 波佐見町議会議員 横 山 聖 代

「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。

消費税の10%の引き上げは、単に税率の引き上げだけにとどまらず、複数税率制やインボイス制などが採用されるものである。本町には地場産業の分業制に伴う個人小規模事業者多数存在する。

今回の増税は、町が推し進める産業支援事業と逆行するものであり、事業経費をさらに圧迫しかねない。そこで、町民の代表である議会が、政府に対し、意見書を提出するものである。

別紙

「消費税10%への引き上げ中止」を求める意見書

安倍首相は、臨時閣議で2019年10月に消費税率を10%に引き上げることを表明しました。しかし、前回8%への増税後、経済への深刻な影響は続いており、さらなる増税は日本経済にとって大きな打撃になることは必至です。

増税と同時に、「複数（軽減）税率」の導入が予定されていますが、事業者などにおいて事務作業の混乱を招くおそれがあり、国民にとっても非常にわかりにくい税率となっています。さらに、「軽減」とは名ばかりで、食料品や新聞など一部を8%に据え置くだけであり、増税となります。また「適格領収書」（インボイス）の導入により約500万の免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。日本税理士会連合会や日本商工会議所をはじめ、多くの業者団体が消費税は予定どおり引き上げることが望ましく、かつ、必要との主張ではあるが、一方、インボイス制度に関しては廃止を検討すべきとの課題も上がっている。特に、波佐見町においては地場産業の分業制に伴う個人小規模事業者が多数存在し、今回の増税は事業経営を圧迫する可能性が憂慮されるところです。

消費税は、生活費非課税・応能負担というあるべき税制の原則から最も離れた税であり、低所得者ほど負担が重い税金です。私たちは、地域住民の暮らしや中小企業者の経営、地域経済に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げを中止することを求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月18日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

賛成ですか、反対ですか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

反対です。

私は、先ほど提案がありました「消費税10%の引き上げ中止」を求める意見書について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

この意見書は、表題にもあるように、消費税10%への引き上げ中止を求める意見書であります。内容を見ますと、その中にありますが、日本税理士連合会や日本商工会議所をはじめ多くの業者団体は、消費税は予定どおり引き上げることが望ましく、かつ、必要との主張があるとの表記がございますが、これらの団体は消費税引き上げに歓迎もしくは妥当であるというふうなコメントを出しております。そういう団体の意見を、引き上げ中止を求める意見書の中に掲載すること自体、意見書としてどうなのかなという危惧がございますので、意見書として適切な文書じゃないという意味をもちまして、反対をいたします。

以上、反対の立場からの討論を終わります。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立少数であります。したがって、発議第2号は否決されました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議員派遣の件を議題とします。

総務文教委員長から、地方自治法第100条第13項の規定による議員派遣の申し出がっております。

お諮りします。

お手元に配付しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日、変更等があった場合は議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、後日、変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第14. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定による申し出がっております。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書4件につきましては、配付にとどめますので、御了承願います。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和元年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員